一草字二分判　百両目方三百五十目　内金百七十一文目一二　銀百七十八文目八八九
此通貨四百〇四両二分換

一古二朱金　百両目方三百五十目　内金百〇二文目六六六六　銀二百四十七文目三三三三
此通貨二百六十両〇三朱換

一五両判　百両目方百八十目　内金百五十一文目七二四　銀二十八文目二七六
此通貨三百四十二両一分二朱換

一保字金小判一分判　百両目方三百目　内金百七十目三二六　銀百二十九文目六七七四
此通貨三百九十六両二分一朱換

一正字判小判一分判　百両目方二百四十目　内金百三十六文目二五八一　銀百〇三文目七四一九
此通貨三百十七両一分換

一安政二分判　百両目方三百目　内金五十八文目六六六六　銀二百四十一文目三三三
此通貨百六十一両三朱換

一元祿大判　一枚目方四十四文目一分　内金二十六文目六一五四　銀十六文目二四七五　銅一文目二三七
此通貨六十一両一分三朱換

一享保大判　一枚目方四十四文目一分　内金三十四文目六　銀七文目九　銅一文目六
此通貨七十八両一分換

一慶長大判　右同斷　右同斷

一新大判　一枚目方三十目　内金十一文目　銅十六文目　銅三文目
此通貨二十六両二分一朱換

一寛永濤錢　但當通用十二文代リ二十四文　天保百文錢一枚ニ付四枚ヲ以換

一同銅錢　但當通用四文代リ十二文　同　斷ニ付八枚ヲ以換

一文久銅錢　但當通用八文代リ十六文　同　斷ニ付六枚ヲ以換
但天保百文錢ハ是迄ノ如ク通用

## 内國金貨幣表

一慶長小判武藏一分判　百両目方四百七十六文目　内金四百〇一文目二二六　銀七十四文目七七四

位百目　内金八十四文目二九一二　銀十五文目七〇八八

一乾字一分判　百両目方二百五十目
位百目　内金八十四文目二九一二　銀十五文目七〇八八
一元祿小判一分判二朱判　百両目方四百七十七文目
位百目　内金五十七文目三六六三　銀四十二文目六三三七
一享保小判一分判　百両目方四百七十六文目
位百目　内金八十六文目七八五　銀十三文目二一五
一古文字小判一分判一名元文　百両目方三百五十目
位百目　内金六十五文目七一四三　銀三十四文目二八五七
一慶長享保大判　一枚目方四十四文目一分
一文政小判一分判眞字二分判　百両目方三百五十目
位百目　内金五十六文目四一　銀四十三文目五九

内金二百十文目〇七二八　銀三十九文目二七二
内金二百七十三文目〇六三　銀二百〇二文目九三七
内金四百十三文目〇九六六　銀六十二文目九〇三四
内金一百三十目　銀百二十目
内金三十四文目六　銀七文目六　銅一文目六
内金百九十七文目四三五　銀百五十二文目五六五



一一朱金　百両目方六百目
位百目　内金十二文目〇五四八　銀八十七文目九四五二
一草字二分判　百両目方三百五十目
位百目　内金四十八文目八八八八　銀五十一文目一一一一
一古二朱金　百両目方三百五十目
位百目　内金二十九文目三三三三　銀七十目〇六六六七
一五両判　百両目方百八十目
位百目　内金八十四文目二九一二　銀十五文目七〇八八
一元祿大判　一枚目方四十四文目一分
一保字小判一分判　百両目方三百目
位百目　内金五十六文目七七四二　銀四十三文目二二五八

内金七十二文目三二八七　銀五百二十七文目六七一三
内金百七十一文目一一一　銀百七十八文目八八九
内金百〇二文目六六六六　銀二百四十七文目三三三三
内金百五十一文目七二四　銀二十八文目二七六
内金二十六文目六一五四　銀十六文目二四七五　銅一文目二三七
内金百七十目〇三二二六　銀百二十九文目六七七四

| | | |
|---|---|---|
| 一正字小判 | | 百両目方二百四十目 |
| 一分判 | 内　金 | 五十六文目七七四二 |
| 位　百　目 | 銀 | 四十三文目二二五八 |
| 一安政二分判 | | 百両目方三百目 |
| 位　百　目 | 内　金 | 十九文目五五五五 |
| 當時通用 | 銀 | 八十目〇四四四五 |
| 一新小判 | | |
| 一分判 | | 百両目方八十八文目 |
| 位　百　目 | 内　金 | 五十六文目七七四二 |
| 當時通用 | 銀 | 四十三文目二二五八 |
| 一新二分判 | | 百両目方百六十目 |
| 二朱判 | 内　金 | 二十二文目 |
| 位　百　目 | 銀 | 七十八文目 |
| 一新大判 | | 一枚目方三十目 |
| 内國銀貨幣表 | | |
| 一慶長銀 | 内　銀 | 百三十六文目二五八一 |
| 位　百　目 | 銅 | 百〇三文目七四一九 |
| 一元祿銀 | 内　金 | 十九文目五五五五 |
| 位　百　目 | 銀 | 八十目〇四四四五 |
| 一寛永銀 | 内　金 | 五十八文目六六六六 |
| 位　百　目 | 銀 | 二百四十一文目三三三三 |
| 一永字銀 | 内　金 | 四十九文目九六一三 |
| 位　百　目 | 銀 | 三十八文目〇三八七 |
| 一三ッ寶銀 | 内　金 | 三十五文目二 |
| 位　百　目 | 銀 | 百二十四文目八 |
| 一政字銀 | 内　金 | 十一文目 |
| 位　百　目 | 銀 | 十六文目 |
| 一四ッ寶銀 | 銅 | 三文目 |
| 位　百　目 | 内　銀 | 八十目 |
| 一名元文 | 銅 | 二十目 |
| 一文字銀 | 内　銀 | 六十四文目 |
| 一五文目銀 | 銅 | 三十六文目 |
| 位　百　目 | 内　銀 | 五十目 |
| 安永南鐐 | 銅 | 五十目 |
| 一二朱判 | 内　銀 | 四十目 |
| 位　百　目 | 銅 | 六十目 |
| 一両目方二十一文目六分 | 内　銀 | 三十二文目 |
| 内　銀 | 銅 | 六十八文目 |
| 九十目〇七四 | 内　銀 | 十二文目 |
| 銅 | 銅 | 八十八文目 |
| 九文目二六 | 内　銀 | 二十目 |
| | 銅 | 八十目 |
| | 内　銀 | 四十六文目 |
| | 銅 | 五十四文目 |
| | 内　銀 | 十九文目六分 |
| | 銅 | 二文目 |

一草文字銀　位百目　内銀三十六文目　銅六十四文目

文政南鐐一新二朱判　位百目　一両目方十六文目　内銀九十二文目八分　銅七文目五分　銅二文目二分

大形一新二朱銀　位百目　一両目方二十九文目六分　内銀八十一文目〇八　銅十八文目九二

文政一二朱銀　位百目　一両目方十一文目二分　内銀八十七文目五分　銅十二文目五分

一保字銀　位百目　一両目方九文目二分　内銀九十八文目二六　銅一文目七四

一古吹一分銀　位百目　一両目方八文目　内銀九十三文目七五　銅六文目二五

一新吹一分銀　位百目　一両目方九文目二分　内銀八十一文目八八　銅十八文目一二

## 外國金銀貨幣表

一英國金貨　一枚價五トル　内金二文目〇二釐　銅一分

位百目　内金九十五文目二八三　銅四文目七分一七

一英國金貨　一枚價二トルト四分ノ一　内金一文目　銅五釐

位百目　内金九十五文目二三八　銅四文目七分六二

一新吹一朱銀　位百目　一両目方八文目　内銀七文目五分　銅九分

一新吹一分銀　位百目　一両目方九文目二分　内銀七文目五分三釐　銅一文目六分七釐

一英國金貨　一枚價五トル　此量二文目一分二釐　但我一分銀十五枚

一英國金貨　一枚價二トルト四分ノ一　此量一文目〇五釐　但我一分銀六枚ト三朱則一両二分三朱

一西洋金貨國名不詳　一枚價我一分銀十二枚　此量一文目八分
　内　金一文目六分三釐
　銅　一分八釐

位　百　目　内　金九十目
　銅　十文目

一洋銀（メキシコ）　一枚價我一分銀三枚　此量七文目二分
　内　銀六文目二分
　銅　一分

位　百　目　内　銀八十六文目一一一
　銅　十三文目八八八

一英國半トル　一　枚　此量三文目二分五釐
　内　銀二文目八分
　銅　四分五釐

位　百　目　内　銀八十六文目一分五釐
　銅　十三文目八分五釐

一英國一トル四分ノ一　一　枚　此量一文目四分五釐

一仝　一トル八分ノ一　一　枚　此量七分五釐



　内　銀七分〇八毛
　銅　四釐二毛

位　百　目　内　銀九十四文目四分
　銅　五文目六分

一英國銀貨天保錢三枚換　一　枚　此量三分九釐

一亞國銀價四十八セント　一　枚　此量三文目〇八釐

一佛國銀貨天保錢十五枚換　一　枚　此量一文目二分三釐

一佛國メリケン銀價天保錢七枚換一　枚　此量六分五釐

一佛國半トル　一　枚　此量三文目

　内　銀二文目七分三釐
　銅　二分七釐

位　百　目　内　錢九十一文目
　銅　九文目

一蘭國印度銀價天保錢八枚換　一　枚　此量八分四釐

一フロイセン銀價六十二セント　一　枚　此量三文目五釐

## 外國銅錢表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一亞國銅錢價 | 天保錢五枚換 | 一枚 | 此量七文目四分 |
| 一仝　仝 | 天保錢二枚半換 | 一枚 | 此量三文目四分 |
| 一英國　仝 | 二セント | 一枚 | 此量四文目九分五釐 |
| 一仝　仝 | 一セント | 一枚 | 此量七分九釐 |
| 一仝　仝 | 一セント四分ノ一 | 一枚 | 此量七分九釐 |
| 一仝　仝 | 一セント四分ノ一 | 一枚 | 此量二文目四分 |
| 一仝　仝 | 一セント | 一枚 | 此量一文目一分五釐 |
| 一香港　仝 | 一セント | 一枚 | 此量一文目九分五釐 |

都テ一セント等稱スルモノハ百枚ヲ以一洋銀ニ換ル定位

表中起原亞國海軍方ポルテン及醫プローテユンハンニ就テ定ル所又彼此量價ノ小差違アル者恐クハ各國鑄造新古ノ別アルニ因ルナラン

## 洋銀一枚ト銅錢量ノ比較表

| 西洋銅錢 | 百セント | 我一分銀三枚ト當通用銅錢ノ比較表 | | |
|---|---|---|---|---|
| 我寛永銅錢 | 三百四十七枚 即四貫百六十四文 平均目方二百五十目 | 千百五十二枚 即十三貫八百二十四文 | 凡上段の三倍三餘 | 大阪製百文錢百五十一枚 千ドルニ付千〇九十七ドル益 |
| 仝文久銅錢 | 二百五十枚 即四貫文 仝 | 八百六十四枚 | 凡上段の四倍 | 仝百五十八枚 仝千百九十四ドル益 |
| 仝寛永濤錢 | 百九十一枚 即四貫五百八十四文 仝 | 五百七十六枚 | 凡上段の三倍 | 仝百三十七枚 仝九百〇三ドル益 |
| 江戸鑄造 仝百文錢 | 四十四枚 即四貫四百文 仝 | 七貫二百文 即七十二枚 | 凡上段の一倍半 | — — |
| 大阪鑄造 仝百文錢 | 四十五枚半 即四貫五百五十文 仝 | 七貫二百文 即七十二枚 | 凡上段の一倍半 | — — |
| 仝百　錢 | 四十五枚 即二貫九百四十文 仝 | — | — | — — |

但文錢仝位

## 我銅錢類百枚之量數表

| | |
|---|---|
| 一寛永銅錢百枚之量 | 七十二文目 |
| 一文久仝　仝 | 百目〇〇五分 |

一寛永濤銭同　　百三十一文目
江戸鋳造　　従　五百五十目
一百文銭同　　至　七十目
大阪鋳造　　従　五百五十目
一同　同　　至　六十目
一耳白銭同　　百〇二文目
但文銭同位

百文銭一枚ノ量ト小銭通用ノ比較表

| | | |
|---|---|---|
| 一寛永銅銭 | 改・十二文 | 百文銭一枚ニ付八枚ヲ以換 |
| 一文久同 | 改十六文 | 同　六枚ヲ以換 |
| 一寛永濤銭 | 改二十四文 | 同　四枚ヲ以換 |

右從來數種之銅銭均衡ヲ得ザルガ故ニ姑ク其概略ノ平量ヲ表出ス

**舊金銀貨幣の通用禁止**　前に述べた如く徳川政府鋳造の貨幣は一時其の通用を許されたが、この内丁銀及豆板銀は所謂秤量貨幣であつて取引不便であつたから、明治元年五月九日の布告にてその通用を禁止し同時に地金の時價にて政府に於て買收の旨を布告した。其の結果によつて同年八月七日是迄の貢米代其の他運上等一切を金計算に改め、金一両につき銭は永一貫文、銀は六十匁換と定められた。

凡そ貨幣改鋳の場合若し舊貨幣の通用を禁じなば新舊貨幣の引替交換を爲すは政府當然の義務である。されば政府は後に述ぶる貨幣司鋳貨の漸次成るに及び、明治元年十月十日の布告にて古金銀貨幣の引換を開始し（引換割合は註の三十七の如し）其の後漸次新貨幣（新貨條例による）の世上に流布するを待つて、明治七年九月五日布告第九十三號（註の三十八）を以て、古金銀貨幣總ての（丁銀及豆板銀は既に通用禁止）一般通用を禁止し、同時に其の價格を改めて、新貨幣と交換すべきを命じた。

註の三十七　明治元年十月十日定められた舊金銀貨幣交換歩合は左の通りである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 元文金 | 百両につき | 引換金 | 四百九拾壹両 |
| 眞字二分判 | 仝 | 仝 | 四百貳拾七両 |
| 文政金 | | | |
| 壹朱金 | 仝 | 仝 | 貳百拾壹両 |
| 草字貳分判 | 仝 | 仝 | 參百七拾六両 |
| 古貳朱金 | 仝 | 仝 | 貳百四拾壹両 |

五両判　百両につき　引換金　參百拾八両
天保金　〃　〃　參百六拾八両
正字金　〃　〃　貳百九拾五両
安政貳分判　〃　〃　百四拾九両
慶長銀　一貫目につき　代り金　八拾九両
元祿銀　〃　〃　七拾壹両參朱
寶永銀　〃　〃　五拾五両
永字銀　〃　〃　四拾四両壹分
三ッ寶銀　〃　〃　參拾五両壹分
四ッ寶銀　〃　〃　貳拾壹両參分貳朱
文字銀(元文)五匁銀　〃　〃　五拾壹両
草文字銀　〃　〃　參拾九両參分
保字銀　〃　〃　貳拾八両貳分貳朱
政字銀　〃　〃　拾貳両參分參朱

古二朱銀　百両につき　引換金　百六拾両
文政二朱銀　〃　〃　百拾五両

**御一新後引換歩増の分**

古一分銀　百両につき　引換金　百七両

註の三十八　明治七年九月五日布告第九十三號を以て改定せられた舊貨幣各一個の價格（新貨幣と交換の場合）は左の通り（上欄）である。此の價格は更らに同十八年七月六日大藏省告示第百三號で改正（下欄）せられた。

| | |
|---|---|
| 一慶長小判 | 拾圓六錢四厘貳毛 |
| 一〃壹分判 | 貳圓五拾壹錢六厘 |
| 一武藏小判 | 拾圓六錢四厘貳毛 |
| 一〃壹分判 | 貳圓五拾壹錢六厘 |
| 一元祿小判 | 六圓八拾六錢五厘八毛 |
| 一〃壹分判 | 壹圓七拾壹錢六厘四毛 |
| 一〃貳朱判 | 八拾五錢八厘貳毛 |

| | |
|---|---|
| 拾圓拾參錢貳厘 | |
| 貳圓五拾參錢參厘 | |
| 拾圓拾參錢貳厘 | |
| 貳圓五拾參錢三厘 | |
| 六圓九拾壹錢 | |
| 壹圓七拾貳錢七厘 | |
| 八拾六錢四厘 | |

| | |
|---|---|
| 一乾字小判 | 五圓拾五錢六厘五毛 |
| 一仝壹分判 | 壹圓貳拾八錢九厘壹毛 |
| 一享保小判 | 拾圓拾壹錢五厘六毛 |
| 一仝壹分判 | 貳圓五拾貳錢八厘九毛 |
| 一元文小判 | 五圓七拾五錢八厘九毛 |
| 一仝壹分判 | 壹圓四拾參錢九厘七毛 |
| 一文政小判 | 五圓貳錢九厘貳毛 |
| 一仝貳分判 | 貳圓五拾貳錢參厘六毛 |
| 一仝壹分判 | 壹圓貳拾五錢七厘參毛 |
| 一仝壹朱金 | 拾六錢壹毛 |
| 一草文貳分判 | 貳圓貳拾貳錢貳厘七毛 |
| 一天保小判 | 四圓參拾六錢六厘貳毛 |
| 一仝壹分判 | 壹圓九錢壹厘五毛 |
| 一古貳朱金 | 參拾六錢四厘五毛 |
| | 五圓拾九錢壹厘 |
| | 壹圓貳拾九錢八厘 |
| | 拾圓拾八錢四厘 |
| | 貳圓五拾四錢六厘 |
| | 五圓七拾九錢七厘 |
| | 壹圓四拾四錢九厘 |
| | 五圓六錢壹厘 |
| | 貳圓五拾四錢 |
| | 壹圓貳拾六錢五厘 |
| | 拾六錢壹厘 |
| | 貳圓貳拾參錢七厘 |
| | 四圓參拾九錢四厘 |
| | 壹圓九錢九厘 |
| | 參拾六錢七厘 |

| | |
|---|---|
| 一五　両　判 | 拾八圓七拾錢四厘四毛 |
| 一安政小判 | 參圓五拾錢五厘壹毛 |
| 一仝壹分判 | 八拾七錢六厘參毛 |
| 一仝貳分判 | 九拾五錢參毛 |
| 一新　小　判 | 壹圓參拾錢四厘參毛 |
| 一仝壹分判 | 參拾貳錢六厘壹毛 |
| 一仝貳朱金 | 拾參錢六厘壹毛 |
| 一仝貳分判 | 五拾四錢參厘貳毛 |
| 慶長 | 七拾四圓七拾壹錢八厘六毛 |
| 一享保大判 | |
| 天保 | |
| 一元祿大判 | 五拾九圓貳拾七錢壹厘 |
| 一新　大　判 | 貳拾拾八圓貳拾六錢六厘八毛 |
| 註　現在の計算にては以上の各貨幣は倍額となる | |
| 一安永貳朱銀 | 四拾錢貳厘六毛 |
| | 拾八圓八拾參錢 |
| | 參圓五拾貳錢八厘 |
| | 八拾八錢貳厘 |
| | 九拾五錢五厘 |
| | 壹圓參拾壹錢參厘 |
| | 參拾貳錢八厘 |
| | 拾參錢七厘 |
| | 五拾四錢六厘 |
| | 七拾五圓貳拾壹錢 |
| | 五拾九圓六拾四錢八厘 |
| | 貳拾八圓四拾參錢貳厘 |
| | 壹圓銀　四拾錢七厘 |

一文政貳朱銀　貳拾九錢六厘七毛
一仝壹朱銀　拾錢參厘五毛
一古壹分銀　參拾四錢七厘
一壹朱銀　七錢四厘
一壹分銀　參拾壹錢壹厘七毛
一安政大形貳朱銀　四拾六錢五厘壹毛

**古錢の通用**　銅貨幣即ち古錢は前に述べた明治元年二月九日の布告にて他の金銀貨幣と共に一旦舊制に通用を命じ、更らに同年三月二十四日銅錢一文を以て鐚錢六文（玆に云ふ鐚錢とは鐚錢ならん）に通用すべきを布告し、其の後同年閏四月十四日他の金銀貨幣と共に通用價格を定めたが間もなく同二年七月十日金一兩に付十貫文と定め更に同三年七月十三日金一兩につき十貫文以内の時價を以て通用を許しだが、新貨條例發布後同年（明治四年）十二月十九日布告第六百五十八號を以て舊百文通用の天保通寶は八厘に、舊四文通用の所謂波錢は貳厘に、文久永寶は一厘五毛に、舊一文通用の寛永通寶は一厘に各通用すべきことゝ爲した。この内天保通寶の通用は明治十七年十二月二日布告第二十六號を以て、同十九年末限り禁止したが、



仝　參拾錢
仝　拾錢五厘
仝　參拾五錢壹厘
仝　七錢五厘
仝　參拾壹錢五厘
仝　四拾七錢

更らに同十九年十一月勅令第七十號を以て、同二十四年十二月三十一日まで延期せられ、其の他は今尚ほ前記價格のまゝにて通用の補助貨幣である。

又舊鐚錢及精鐚錢は前に述べた明治元年二月九日の布告にて他の金銀貨幣と共に舊制に通用を命じたが更らに明治五年九月二十四日布告第二百八十三號を以て精鐚錢（舊四文通用の波錢）は八枚にて一厘に、舊一文通用の鐚錢（通稱鐚錢）は十六枚にて一厘に各通用せしめたが、品質劣惡にして到底貨幣としての價値なきにより、明治六年十二月二十五日から人民勝手に鑄潰しても差支ないことゝ爲り通貨の資格を失つた。

以上に述べた以外の往昔よりの古金銀銅貨幣は、明治維新後は法貨でなかつたと解するのが妥當であらう。如何となれば明治元年二月九日の布告に於ては「今般御一新ノ折柄ニハ候得共金銀錢等通用ノ儀ハ其儘被差置候」云々とあつて、仝布告の發せられた當時に於ける制度其の儘にて通用すべきを布告し。次に同年閏四月十四日の布告にも「大政御一新ニ付字内貨幣ノ定價御吟味之上、古今通用金銀銅錢等別紙之通被仰出」云々とあつて別紙中には之が定めがない。又其の後に於ても之が通用を許されたと解すべき布告を發せられて居ないからである。

**外國金銀貨幣の通用**　徳川政府時代から通用してゐた、外國金銀貨幣は明治維新後も依然通用し、前に述べた「古今通用金銀錢通用價格」決定の布告に於て之が價格を定められた（其の種類は該布告參照）。又最も多く本邦開港場に流通して居た、所謂洋銀（四百十六グレーンの墨銀）は明治元年二月一枚につき我金三分に充て通用すべく布告せられ、更らに右の價格決定布告に於て一枚につき我一分銀三枚と定められ、同時に他の外國銀貨幣の價格をも定められた。而して是等の外國金銀貨幣は其の後相當の期間、開港場に於て用ひられて居たが、漸次本邦幣制の整備するに伴ひ自然に之が流通を見ぬやうになつた。

**外來錢の通用**　外來錢は其種類頗る多く四、五十種に及んで居た。この內永樂、道光、康熙、咸豐錢等が最も多量に通用し永樂錢の如きは一時本邦に於ける主たる通用錢であつた。併し是等の錢は寬永通寶の漸次普及するに及んで、其の流通數も逐年減少したが維新後も尙ほ幾分か本邦錢に混じて用ひられて居たから、明治十九年十月三十日出納局より、日本銀行に舊慣によつて租稅の收入には差支なき旨が通達せられた。

註の三十九　明治二年政府の調査による當時の本邦內に流通の舊金銀銅貨幣總額は左の通りである。（▲印を付せるは明治元年四月から同二年二月まで明治政府に於て江戸金座及大阪長堀金座にて舊形式によつて鑄造したものである）

**明治二年現在本邦流通貨幣調**

一、金貨幣

| | | | |
|---|---|---|---|
| 天保二朱判 | | 七、四四四、六三九兩 | （慶應三年五月通用禁止のもの） |
| 安政二分判 | | 二、一一〇、一二九兩 | （慶應三年六月通用禁止のもの） |
| 安政小一分判 | | 七四、一七〇兩 | |
| 萬延小一分判 | | 六二五、〇五〇兩 | |
| 安政大判 | | 四二七、四二五兩 | （枚數一七、〇九七枚、一枚に付二十五兩の割、明治元年五月通用禁止のもの） |
| 萬延二分判 | | 五三、二四〇、五七六兩 | |
| ▲明治二朱判 | | | |
| ▲明治二分判 | | 六〇八、〇〇〇兩 | |
| ▲明治劣位判 | | 六三、五二九、九八九兩 | |
| 合計 | | 一一九、七八五貫三一〇匁 | |
| 此總量目 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 金 | 二八、三九三貫八三五匁 | 一四一、九六九、一七五圓 |
| 内譯 | 銀 | 九一、三八七貫一六七匁 | 四五、六九三、五八三圓五〇 |
| | 銅 | 四貫三〇八匁 | （右二欄は現行貨幣を製造する場合の仮定額なり） |

二、銀貨幣

| | | |
|---|---|---|
| 天保一分判 | | 一一、〇一〇、一〇〇両（萬延元年通用禁止のもの） |
| 安政丁銀 | | 一、三一七、五一六両五（量目七九、〇五一貫匁、六十匁を以て一両に換算） |
| 豆板銀 | | |

丁銀及豆板銀は、明治元年五月限り通用を禁止せられたるも、明治二年の本調査の頃は尚ほ世上に流布し居たから、舊制にて通用したるものとして掲上した。

| | | |
|---|---|---|
| 嘉永一朱判 | | 九、九五二、八〇〇両 |
| 安政大形二朱判 | | 六、七〇〇両 |
| 安政一分判 | | 二八、三七九、六〇〇両 |
| ▲明治一分判 | | 一、〇六六、八三三両 |
| ▲明治吹継一朱判 | | 一、一七一、四〇〇両 |
| 合計 | | 五二、九〇四、九四九両五 |
| 此總量目 | | 一、四五二、〇七三貫九四四匁 |
| | 金 | 二、二六二貫五八六匁 |
| 内譯 | 銀 | 一、三三四、五五八貫五〇〇匁 |
| | 銅 | 一一五、二五二貫八五八匁 |

天保一分銀、嘉永一朱銀及安政二朱銀の品位は「上銀」であつて其の品位を明示してないから、分析の結果によつて算出した。故に右内譯の如き金分を生じたのである。併し此の金分は特に配合したものでなく、當時に於ける分析技術の幼稚な爲めであつて銀分として取扱はれて居たものである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三、一と二との合計 | | 一一六、四三四、九三八両五 | 一一、三一二、九三〇圓 |
| | | | 六六七、二七九、二五〇圓（右二欄は現行貨幣を製造する場合の仮定額なり） |
| 此の内 | 金 | 三〇、六五六貫四二一匁 | 一五三、二八二、一〇五圓 |
| | 銀 | 一、四二五、九四五、六六七匁 | 七一二、九七二、八三三圓五〇 |

四、銅、眞鍮及鐵貨幣（一兩に付四貫文の割）

寛永通寶（銅小錢、一文錢）　二三七、六一五兩（九五〇、四六三貫文）
仝　（鐵小錢、一文錢）　九八九、四七二兩（三、九五七、八八八貫文）
仝　（眞鍮、四文錢）　七八七、一二七兩（三、一四八、五〇八貫文）
仝　（鐵、四文錢）　三一、八三九兩（一二七、三五九貫文）
天保通寶　九、六九六、〇八一兩（三八、七八四、三二五貫文）
文久通寶　三、三四三、一八八兩（一三、三七二、七五五貫文）
合　計　一五、〇八五、三二四兩（六〇、三四一、二九七貫文）

合計に於て二兩の差あるは、各種類別に算出の際生した兩未滿の端數を切捨てたからである。

總　計　一三一、五二〇、二六二兩五

## 第二節　明治初年に於ける幣制の紊亂及改革の準備

**紊亂の情況**　德川政府の末期に於ける幣制紊亂、良貨の海外流出狀態は既に安政及萬延の項に於て述べた通りであるが、明治維新直後匆忙の際に於て諸令凡く行はれ難きときに於て贋造貨幣、就中二分贋金の世上に流布するもの頗る增加し、同時に諸藩發行の所謂藩札夥しく流布し、又開港場に流布する外國銀貨幣數益々增加するありて、當時の本邦幣制は德川政府末葉以上複雜混亂を極めたのであつた、されば政府は、明治元年八月二十九日嚴命を下して貨幣贋造の禁を發したるも、容易に行はれず、惡貨は彌々國內に蔓延して其の弊害益々熾烈となり曾に本邦人のこれに苦しむのみならず、在留外國人等亦甚だしく困難を感じ、爲めに識者中に幣制改革の急務を論議するもの少なからず、外國公使等も亦數回公書を我政府に送つて其の弊害を痛論し且つ速に矯正救治することを强要したのである、茲に於て我政府は內外多端國費窮迫の際にも拘らす、特に幣制の改革に意を注ぎ、明治元年二月（慶應四年九月八日明治と改元）八日參與兼會計事務係三岡八郎（後に由利公正）小原仁兵衞の兩名に貨幣改鑄を命じ又翌三月七日更に久世治作及村田理右衞門に貨幣改鑄事務の擔當を命じて京都金座中に貨幣

分析所を設置し當時本邦内に通用中の内外各種貨幣は勿論、比較的市場に存在せぬ慶長以來の舊貨幣等の分析試驗を行はしめ（其の結果によつて通用價格を定めたことは第一節に於て述べたるが如し）たところ本邦の貨幣は雜駁不均一にして到底諸外國の貨幣の比にあらざるにより、純正劃一の貨幣を鑄造するの極めて急務なることを知り斷然之が實行に着手することゝし、造幣工場の新設の目的にて寺島宗則及五代友厚をして先に英國が廢局に歸せしめた、在香港造幣局の機械類を購求することゝ爲さしめたのである。

**貨幣司の鑄貨**　これより先き政府は一時の急に應ずる爲め、明治元年四月から會計官中に貨幣司を置き、大阪長堀金座及東京元金座に於て德川政府が、安政以降鑄造したのと同一形式の二分金、一分銀及一朱銀（註の三十七參照）等を熾んに鑄造せしめ又東京錢座に於て當百錢（天保通寶）を鑄造せしめたが、工場管理の方法宜しきを得ず反つて從來よりも劣惡なる貨幣を製出する結果と爲つたから（明治初年頃の幣制の紊亂を一層助成したるは是等の貨幣鑄造による）翌二年二月五日貨幣司を廢し、改めて太政官中に造幣局を設置したのである。

**新貨幣鑄造の決定**　當初統一せる貨幣鑄造の議、決定の際は品位の改良のみであつて價名及び形狀等は依然として舊制に則る方針であつたが、當時の參與大隈八太郎（後に重信）造幣局判事久世治作の建議（明治二年二月四日附）によつて形狀は圓形とし、價名は舊來の朱分両を廢して十進一位とすることに明治二年三月四日京都に於ける廟議にて決定を見たのであつて、此の決定に至るまでには政府部内に於ても異說多く容易に決しなかつたが久世等は一身を屠して主張し漸く之を認容せられたといふことである。

**新貨幣の品位量目決定及外國公使への通告**　價名を十進一位とすること及形狀を諸外國の例に倣ひ圓形と爲すことは既に決したが、尙ほ一層重用なる問題は其の品位、金銀の比例及種類等であつて、これに關しても政府は反覆考究するところあり、同年十一月漸く其の議を決し同月九日付を以て「日本政府ニ於テ鑄造發行スヘキ金銀及銅貨幣品位定則竝ニ右新貨幣ト舊貨幣トノ關係ニ就キ決議要領」と題し在留各國使臣に對し新貨幣鑄造の豫告を爲した、其の要綱は左の通りである。

第一　今般我カ政府ハ在來ノ貨幣以外ニ全ク新種ノ貨幣ヲ發行ス

第二　右新規發行ノ貨幣ノ本位トナルヘキモノハ品位純銀十分ノ九、量目七匁二分二厘九二「即英國全量トロイ四百十六ケレーン」ニシテ墨是哥ドルラルト同品位ナリ

第三　尙別ニ四種ノ小銀貨ヲ鑄造ス、其ノ種類量目ハ未定ナルモ略

其一　三匁六分一厘二九六（卽ち英國トロイ二百〇八グレーン）
其二　一匁八分〇六四八　（仝　百〇四グレーン）
其三　〇匁七分二厘二五九　（仝　四一、六グレーン）
其四　〇匁三分六厘一二九　（仝　二〇、八グレーン）

ヨリ減スルコトナク且何レモ品位は純銀十分ノ八トス、但シ右四種ノ小銀貨ハ便利ノ爲ニ鑄造スルモノナレバ些少ノ勘定拂方ニノミ之ヲ用フルコトヲ得

第四　又三種ノ金貨幣ヲモ鑄造ス、其ノ量目ハ未定ナルモ凡本位銀貨ノ十個ニ當ルモノ、五個ニ當ルモノ、二個半ニ當ルモノノ、三種ニシテ是亦便利ノ爲ニ鑄造スルモノナルガ故ニ只些少ノ勘定拂方ニノミ之ヲ用フルコト自由タルヘシ

第五　又本位銀貨ノ百分ノ一及ビ千分ノ一ニ當ル銅貨ヲモ鑄造ス

第六　以上ノ新貨鑄造ハ、我政府ニ於テ雇傭スル歐州造幣技術士官ノ來着ヲ俟テ、更ニ之ガ方法順序ヲ詳細定ム、而シテ其ノ詳細ハ造幣寮開業前之ヲ布告ス

第七　慶應二年丙寅五月十三日ノ條約（註の六十二）ニ隨ヒ、我政府ニ於テ新貨鑄造ノ費用トシテ受取ルヘキモノハ他日商議ノ上通知ス〇尤モ我政府ハ務メテ其ノ費用ノ輕減ニ注意ス〇又地金ヲ受取リタル日ヨリ三十日以内ニ造幣寮ヨリ成貨ノ引渡ヲ爲ス〇又何人ト雖モ現時通用ノ日本貨幣及外國貨幣竝地金銀ヲ持參シテ新貨ニ交換スルコトヲ得

第八　我政府ハ漸次新貨幣ノミ流通ノ途ヲ講スヘシ、然レドモ舊貨幣ハ急激ナル處置ヲ施サズ

註の四十　右通告文見本として添付したる金銀貨幣は左の通りであつて、量目は本文に記するより多少輕少なものがある、尤も此の內二十五錢はキンドルの意見に依り明治三年に二十錢と改めた。

一金貨幣　十圓、五圓、二圓半
一銀貨幣　一圓、半圓（五十錢）、四分ノ一（二十五錢）、十分ノ一（十錢）、二十分ノ一（五錢）

以上の通告に對し、外國公使等は略同意の旨を表したが、その實行上につき多少の意見を提出し之が實行を要求した、其の要綱は　一、新銀貨に通用制限を設くること。二、舊一分銀は條約（註の六十二）により、又二分判金は新貨に交換せらるべきこと。三、劣位二分判（貨幣司鑄造の）の內外國人より政府に納入せられたるものは再び流通せしむることなく必ず新貨幣に改鑄すべきこと。

註　當初西洋式による新貨幣鑄造に決するや、到底本邦人の手に於てのみこれが實行不可能と見た政府は、技術熟達の外國人を雇傭してこれに當らしむることゝし、明治二年六月二十四日次の如き條約を在横濱の東洋銀行と締結した。

第一　日本政府ニテ金銀座（貨幣鑄造所の意）ニ使用スル外國人ヲ雇入ル事ヲ治定セリ

第二　右外國人ノ所爲ヲ管轄スル爲メ、日本政府ニテバンクニ命ジ右外國人ノ工業ヲ監察セシメ、且日本政府ニ對シ其者等ヲ引受ヘキエセントニ任スル事ヲ希望ス

第三　バンクニテ右外國人ノ聽ヲ免ジ且要用ナル時ハ他ノ外國人ヲ其職ニ命スル權アルヘシ

第四　バンク及ビ其配下ニ傭ハレタル外國人ニ報知ナク、金銀座ヨリ貨幣ヲ出シ又ハ鑄造スベカラズ

第五　若シ外ニ枝條ノ金銀座ヲ開ク時ハバンクニテ右同樣其外國人ヲモ管轄スベシ

第六　約定期限ハ三箇年ナレドモ、政府ノ都合ニヨリ四五年モ續ク事アルベシ、且バンクニ渡スベキ金高割合左ノ如シ

一箇年ノ拂方

初年目　　貳萬五千ドルラル

二年目　　貳萬ドルラル

三年目　　壹萬五千ドルラル

約定若シ連續スル事アレバ

四年目　　壹萬ドルラル

五年目　　同

外ニ鑄造スル貨幣高之千分ノ一ヲ世話料トシテ拂フベシ、バンクノ爲ニ外國人居留地内ニ日本政府之出費ニテ相當ノ建物ヲ造營スベシ、バンクヨリ右出費ノ一割ヲ家租トシテ納メ其修覆内部ハバンクニテ引請クベシ、但外部ノ修覆ハ日本政府之引受タルベキ事

第七　此約定書ハ洋曆千八百七十年二月一日則我明治三年正月朔日ヨリ取行フベシ

註　右條約は明治七年九月二十日に至つて漸く解約されたが、此條約に基いてキンドル以下多數の外國人を雇傭したのである（外國人雇入の狀況は後に述ぶる造幣局の項に記述する）

**新貨幣の試製**　これより先き曩に購入した造幣諸機械大阪に廻送せられたるにより、英人

ウォートルを聘して工事一切を擔當せしめ、川崎村舊米寮の址地に造幣工場の新設着手を爲し略機械類の据付を終つたから、明治三年九月九日銅貨の試製を爲し、同年十月十四日更に銀貨の試製を爲したところ、何れも良好の成蹟を示したから次の如く新貨幣の種類、品位及量目に關する最後の決定を行ひ、同年十一月二十七日から、新貨幣の鑄造を開始することゝ爲つた。

本位貨幣

| | | |
|---|---|---|
| 銀貨一圓 | 九〇〇位 | 四一六、〇トロイクレーン（七匁一九三） |

補助貨幣

金貨幣

| | | |
|---|---|---|
| 十圓 | 九〇〇位 | 二一八、〇（四匁二八八） |
| 五圓 | 同 | 一二四、〇（二匁四四） |
| 二圓半 | 同（明治四年一月二圓に改む） | 六二、〇（一匁〇七二） |

銀貨幣

| | |
|---|---|
| 五十錢 | 九〇〇位 |
| 二十錢 | 八三、二（一匁四三八） |
| 十錢 | 四一、六（〇匁七一九三） |
| 五錢 | 二〇、八（〇匁三五九六） |

銅貨幣

| | |
|---|---|
| 一錢 | 純銅　一一〇、〇（一匁九〇二） |
| 半錢 | 同　五五、〇（〇匁九五一） |

## 第三節　新貨條例の發布及其の後の變遷

**新貨條例**　第二節に於て述べた如くにして、一ト先づ幣制の決定を見、新貨幣を鑄造するに

こととなつた。これより先き財政講究の要務を帶び英米への出張員から歐米諸國の大勢は金貨本位に傾き、我國も亦將來此の大勢に從はざるべからざるを以て、速に銀本位制を改めて金本位制を採用すべしといふ長文の意見書を送付して來た（明治三年末）、當時政府に於ても將來外國貿易の關係上、金本位制の必要を認め居たるも、只一時流通上の便宜より銀本位に決したに過ぎなかつたから、更に反復審議の結果、右海外出張員の意見を容れて、新に二十圓金貨及一圓金貨を發行することゝし、只開港場に限り本位として一圓銀貨の通用を許し、翌四年四月本邦在留の外國使臣に左記の如き通牒を發し、次で翌五月十日國内一般に、左の如き諭告を發した。この諭告こそ後に所謂新貨條例と稱するもので本邦幣制に一大革命を來したものである。

先般我ガ政府ニ於テ金銀銅新貨幣鑄造ノ事ヲ決定シ、其ノ品位、重量、本位定位、價格ノ比較及通用ノ制限等ニ至ルマデ逐次詳明ニ之ヲ閣下等ニ報告シ、且既ニ閣下等ノ目擊セル如ク大阪造幣寮開寮式モ既ニ了リ、猶深ク將來ノ便利ヲ稽考シ、歐米諸國金銀貨幣ノ制度本位定位、價格ノ比較等、或ハ之ヲ書籍ニ考覈シ或ハ之ヲ識者ニ諮問スルニ、大既金貨幣ヲ以テ本位トナシ、銀貨ノ如キハ漸ヲ逐ヒテ補助ノ貨品ニ供充スルノ姿勢アルハ眞ニ普通ノ正理ニ適合スト云フベシ、且又各國貨幣ノ品位重量モ往々彼是相齊シク、遂ニ同一轍ニ歸スルヲ得バ隨テ貿易上交通ノ便宜モ更ニ幾層ヲ增加スベシ、曾テ傳承スル所ニヨレバ先年佛蘭西都府ニ於テ既ニ各國貨幣更正ノ會議アリト、是ニヨリテ我ガ新貨幣鑄造ノ事ニ於テモ後來ノ便否得失ヲ審慮シ、自今各國貨幣ノ品位重量ヲ商量折衷シ、爰ニ前議ヲ更革シテ新ニ二十圓金貨ヲ鑄造セリ、其ノ重量ハ純金三十「グラム」金位十分ノ九ニシテ全量三十三「グラム」三分ノ一ト定メ、其ノ他十圓五圓二圓一圓ノ金貨モ悉ク此ノ比例ニ準スルコト別紙金貨重量表ニ揭載スルガ如シ、是ヲ以テ前議一圓ノ本位銀貨ハ全ク之ヲ廢止セント欲スレドモ、尙一時貿易上ノ利便ヲ謀リ、內外人民若シ銀地金ヲ差出シテ銀貨鑄造ヲ願フモノアレバ右ノ一圓銀貨ヲ鑄造シテ之ニ與ヘ、唯開港場ノ貿易ニ用フル銀貨トシテ通用ノ制限ナク墨西哥「ドルラル」ト並行流通セシメントス、但シ墨西哥「ドルラル」通用ハ從前ノ通タルベシ、尤前述五種ノ內一圓金貨ヲ以テ本位中ノ原價ト定メ各種拂方ノ制限ナシ、其ノ他五十錢以下ノ補助銀貨ハ最前ノ品位ニ据置キ、而シテ其ノ重量及通用制限ハ聊更革ヲ加ヘ、別紙重量表竝ニ造幣規則通用制限ノ通決議改定セリ、又尙後右造幣規則ノ內改正ヲ加フルトキハ、內外人民ノ貿易ニ於テ障害ナカラシメンコトニ注意スベシ

（別紙は次に掲ぐる諭告に於けると同一なれば茲には省略す）

諭　告

皇國往古ヨリ他邦貿易ノ事少ナク貨幣之制度イマダ精密ナラズ其品類各種ニシテ其價位モ亦一定セズ、今其概畧ヲ擧ンニハ慶長金アリ享保金アリ文字金アリ大小判金アリ一分金アリ二分金アリ二朱金アリ一分銀アリ一朱銀アリ當百錢アリ大小數種ノ銅錢アリ、其他一時通用ノ貨幣ハ枚擧ニ遑マアラズ甚シキハ一國一郡限ノ貨幣アリテ今ニ至ルマデ僅ニ其一部ニ通用シ他方ニ流通セザルモノアリ、カク其品類區々ニシテ方圓大小其價ヲ異ニシ混合雜駁其質ヲ同ウセズ、抑貨幣ノ眼目タル量目ト性合ニ至リテハ殆ンド辨知スベカラズ新舊互ニ雜用シ品位自ラ低下シ其間或ハ贋造ノ弊アリテ竟ニ今日ノ甚シキニ馴致セリ、偶良性ノ貨幣ハ徒ラニ富家庫中ノ寶物トナリ或ハ外國へ輸出セシモノ亦少ナカラズ、遂ニ諸品換用ノ能力ヲ失ヒ日用便利ノ道ヲ塞ギ流通ノ公益殆ンド絶ヘントスルニ至ル實ニコレ天下一般ノ窮厄ニシテ萬民ノ痛心更ニ之ヨリ大ナルモノナシ、今其緣由ヲ尋繹スルニ全ク一定ノ價位ナクシテ善惡良否ヲ雜用スルノ舊弊ヨリ生スル事ナリ、方今貿易ノ道彌盛ナルトキニ當リ舊弊ヲ改メ精良ノ新製ヲ設ケズンバ何ヲモッテ流通ノ道ヲ開キ富國ノ基ヲ立ンヤ、是政府ノ責任ニシテ然モ燃眉ノ急務タリ、故ニ去ル明治元戊辰ノ年ヨリ早クソノ功ヲ起シ莫大ノ經費ヲ厭ハズ大阪ニオイテ新ニ造幣寮ヲ建置シ壯大ナル器械ヲ備ヘ、廣ク宇內各國貨幣ノ眞理ヲ察知シ金銀ノ性質量目ヨリ割合ノ差等鑄造ノ方法ニ至ルマデ詳カニ普通ノ制ヲ比較商量シ、以テ精密ノ通用貨幣ヲ鑄造シ在來ノ貨幣ニ加ヘテ一般ノ流通ヲ資ケントスルノ都合ヲ謀リ既ニ開寮ノ儀典ヲ完了セリ、サレドモ前ニ言ヘルゴトク區々各種ノ貨幣多ケレバ現場諸品ノ價直ヲ錯亂シ萬民ノ迷惑ナルコトナレバ、漸々新舊ヲ交換シテ在來ノ通寶ハ悉ク改鑄シ都テ品類ヲ一定セシメントノ御趣意ナリ、且貨幣ハ天下萬民ノ通寶タル主旨ニ基キ地金ヲ持參シテ引換ヲ望ムモノヘハ速カニ改鑄シテ通用貨幣ヲ渡スベシ、サレバ今、人々古來ノ舊習ヲ襲ヒ重代ノ寶物トセル古金銀ノ類モ數年ナラズシテ全ク地金一樣ノモノトナルベケレハ早々交換流通シテ貨幣ノ眞理ヲ失ハザル樣注意スベキ事肝要ナリ、斯ク新タニ造幣寮ヲ設ケシモ偏ニ萬民ノ保護ヲ任スルノ職分ヲ盡スノ外他アルニアラザレバ萬民亦能ク此ノ理ヲ會得シ各ソノ務メヲ勉勵シテ天賦ノ職ヲックスヘシ、仍テ今爰ニ其次第ヲ掲示シ併セテ新貨幣ノ眞形ヲ摹シ其量目品位表ヲ添ヘ、且地金引換ノ規則等詳細ニ附錄シ普ク國內ニ頒布諭告スルモノ也

別紙

## 新貨幣例目

一　新貨幣ノ稱呼ハ圓ヲ以テ起票トシ其多寡ヲ論ゼズ、都テ圓ノ原稱ニ數字ヲ加ヘテ之ヲ計算スベシ、但シ一圓以下ハ錢（一圓ノ百分一）ト釐（一錢ノ十分一）トヲ以テ少數ノ計算ニ用フベシ

一　算則ハ十進一位ノ法ヲ用ヒ一釐十ヲ合シテ一錢トシ一錢十ヲ併セテ十錢トイヒ十錢十（即チ百錢）ヲ以テ一圓トス、一圓ヨリ上十百千萬ニ至ルトイフトモ皆ナ十數ヲ合シテ一位ヲ進ム、其他半錢五錢五十錢五圓ノ如キハ十數ヲ半割シ二十錢二圓二十圓ノ如キモ亦一十ノ數ヲ倍スルマデニシテ固ヨリ軌範ノ外ニ出ス

一　釐ヨリ以下ハ別ニ鑄造ノ貨幣ナシト雖モ、若シ計算ヲ要スレバ毛絲忽微纖ヲ以テ微少ノ數ヲ算スベシ、又萬ヨリ以上ハ十萬百萬千萬ニ至リ千萬十即チ萬々ヲ以テ一億トシ大數ノ計算ヲ爲スベシ

一　新貨幣ト在來通用貨幣トノ價格ハ一圓ヲ以テ一兩即チ永一貫文ニ充ツヘシ故ニ五十錢ハ二分即チ永五百文十錢ハ一兩ノ十分一即チ永百文一錢ハ一兩ノ百分一即チ永十文一釐ハ一兩ノ千分一即チ永一文ニ相當ルベシ、但シ二十圓十圓二十錢五錢半錢モ皆仝樣ノ割合タルベシ

一　製貨中金銀純分ノ割合及其量目ハ都テ眞形摸寫ノ下ニ表出スルトイヘドモ、溶和鑄造ノ際僅少ノ差アルヲ免ガレズ、故ニ今各種ノ貨幣ニ就テ其不得已シテ生ズル量目ノ公差ヲ表出シテ以テ毛絲ノ微細ヲ辨析ス

註　各種貨幣の品位、量目、量目公差表、「ガラム」「ミリガラム」「オンス」「グレイン」と日本量目の比較表及本位新貨幣と外國貨幣との價格比較表は省略す

## 新貨幣品位量目表（圖のみを掲げ其の他は省略す）

本位金貨

二十圓（第九十四號圖）

第二附表第一號參照

十　圓
（第九十五號圖）

全上第三號

五　圓
（第九十六號圖）

全上第六號

二　圓
（第九十七號圖）

全上第九號

一　圓
（第九十八號圖）

（製造せざるにより圖省略）

全上第十一號





定位銀貨

五十錢
（第九十九號圖）

全上第十七號

二十錢
（第百號圖）

全上第二十四號

十　錢
（第百一號圖）

全上第三十一號

五錢（第百二號圖）

銅貨（試製したのみで發行せず）

一錢（第百三號圖）

半錢（第百四號圖）（圖省略）

一厘（第百五號圖）

貿易銀

仝上　第三十八號

仝上　第四十八號

仝上　第五十號

仝上　第五十二號



## 新貨幣通用制限

一圓（第百六號圖）

仝上　第十四號圖

本位金貨幣（卽二十圓十圓五圓二圓一圓）ノ中一圓金ヲ以テ原價ト定メ各種トモ何レノ拂方ニモ之ヲ用ヒ其高ニ制限アルコトナシ

本位トハ貨幣ノ主体ニシテ他ノ準據トナルモノナリ故ニ通用ノ際ニ制限ヲ立ルヲ要セズ尤モ一圓金ヲ以テ本位中ノ原貨ト定ムルトハ就中一圓金ヲ以テ本位ノ基本ヲ定メ他ノ四種ノ金貨モ都テ標準ヲ一圓金ニ取レバナリ

定位ノ銀貨幣（卽五十錢二十錢十錢五錢）ハ都テ補助ノ貨品ニシテ其一種又ハ數種ヲ併セ用フルトモ一口ノ

拂方ニ十圓ノ高ヲ限ル可シ

定位ノ銅貨幣（即一錢半錢一厘）ハ都テ一口ノ拂方ニ一圓ノ高ヲ限リ用ユベシ

定位トハ本位ノ補助貨幣ニシテ制度ニヨリテ其價位ヲ定メテ融通ヲ資クルモノナリ、故ニ通用ノ際コレガ制度ヲ設ケテ交通ノ定規トス

各開港場貿易便利ノ爲メ當分ノ內中外人民ノ望ニ應ジ一圓ノ銀貨ヲ鑄造シ之ヲ貿易銀ト爲シテ通商ノ通融ヲ資ク可シ

此一圓銀ハ全ク各開港場輸出入物品其他外國人ヨリ納ムル諸稅及日本人外國人ト通商ノ取引ニ用フルノミニシテ、內地ノ諸稅納方等公ナル拂方ニ用フベカラザルハ勿論其他一般ノ通用ヲ得ザルベシ、サレドモ私ノ取引ニ付相對ノ示談ヲ以テ受取リ渡シイタス分ハ何レノ地ニテモ勝手次第タルベシ

各開港場諸稅受取方ニ付一圓銀ト本位金貨トノ價格比較ハ當分銀貨百圓ニ付本位金貨百〇一圓ノ割合タルベシ

右通用制限ハ元來貨幣ニ原本ト補助トノ別アル所以ノ理ニ基キテ制定セシモノナレバ、人々取引ノ節右ノ制限ニ照準シモシコレニ越レバ誰レニテモ請取渡ヲ拒ムノ道理アルベシ、サレドモ私ノ取引ニ付便宜ノタメ對談ヲ以テ請取渡シ候儀ハ全ク相互ノ都合ニ從フ筈ナレバ、右制限ニ不拘勝手次第ニ交通イタシ不苦候事

## 造幣規則

通用貨幣之儀、從來政府へ引揚吹替致來候處、今般普通之公理ニ被爲基公平之御所置ヲ以來ル辛未六月十六日ヨリ、大阪造幣寮ニオイテ左之規則之通、中外人民ノ望ニ應ジ金銀地金竝古金銀又ハ外國貨幣等ニ至ルマデ、其名目ニカヽハラズ都テ實價ニ比較改鑄シ貨幣相渡可申事

明治四年辛未五月

太政官

第一條　造幣寮地金局ハ來ル六月十六日即西洋千八百七十一年第八月二日ヨリ左ニ揭載スル休日ヲ除クノ外每日朝第十字ヨリ午後第一字マデ地金受取ノタメ之ヲ開ラクベシ

休暇表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 每日曜日 | 正月元日ヨリ三日マデ | 正月七日 | 正月十五日 |
| 三月三日 | 五月五日 | 七月七日 | 七月十四日ヨリ十六日マデ |

| 九月九日 | 九月廿二日 | 十二月廿八日ヨリ三十日マデ |
|---|---|---|

第二條　萬一非常ノ變事ニヨリテ造幣ヲ休ムコトアラバ勿論地金受取方ヲ斷ルベシ

但此場合ニオイテハ速ニ其由ヲ布告スベシ

第三條　品位幷價格トモ詳明ナル金地金幷外國金貨幣ハ百五十オンス」トロイ」九一貫二百四十匁以上ノ高ナラバ地金局長即チ造幣權頭直ニ之ヲ受取ルベシ

第四條　品位幷價格トモ詳明ナル銀地金幷日本或ハ外國銀貨幣ハ二千オンス」トロイ」凡十六貫五百六十匁以上ノ高ナラバ之ヲ受取リ造幣規則ニ從テ本位金貨ヲ以テ拂ヒ渡スベシ尤右地金持參ノ者一圓銀ヲ望ムトキハ造幣寮ノ都合ニヨリテ之ヲ渡スベシ

銀地金ノ代リハ當分ノ內純銀十六ニ純金一ノ割合ヲ以テ拂フベシ

第五條　品位幷價格トモ詳明ナラザル金或ハ銀地金幷外國金銀貨幣ハ仮ニ受取置試驗溶解ノ上分析シテ其品位ト價格トヲ明ニシ造幣適當ノ品ナラバ之ヲ受取ルベシ

但其高金地金ハ第三條銀地金ハ第四條ト同樣タルベシ尤モ造幣適當ノ品量ハ別ニ造幣寮ニオイテ取究ムル定則ニ從フベシ

一分銀ヲ除クノ外日本金銀貨幣ハ都テ此條例ニ準スベシ

第六條　右試驗溶解ノ上分析セシ金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣造幣不適當ナラバ之ヲ當人ニ返却シ試驗溶解幷分析ノ手數料ヲ納メシムベシ

試驗溶解幷分析ノ手數料ハ造幣寮ニオイテ取究ムル定價ニ從テ納メシムベシ

第七條　造幣寮ノ便宜ニヨリテハ造幣不適當ナル金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣ヲ唯精製ノ爲メニ之ヲ受取ル事アルベシ

但其高金地金ハ第三條銀地金ハ第四條ト同樣ナルベシ尤右精製料ハ造幣寮ニ於テ取究ムル定價ニ從ヒテ納メシムベシ

第八條　造幣寮ニ於テ造幣ノ爲メ金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣請取濟ノ上ハ鑄造手數料ヲ引去リ第四條ニ照準シテ本位金貨又は一圓銀ヲ以テ其受取リシ日ヨリ三十日間ニ拂フベキ令狀ヲ渡スベシ

但右令狀ノ高ハ日本人ハ大阪ニアル御用爲替座外國人ハ同所ナル日本政府ノ外國爲替方オリエンタルバンク社中ニテ本文日限中ニ拂ヒ渡スベシ

第九條　本位金貨鑄造ノ手數料ハ當分ノ內百ニ付一ナルベシ

第十條　一圓銀鑄造ノ手數料ハ當分ノ內百ニ付二ナルベシ

第十一條　金銀混合地金ノ（在來二分金ノ類ハ此部內ニ屬ス）ハ五百オンス」トロイ」凡四貫百四十匁以上ノ高ナラバ造幣寮ニ於テ之ヲ預リ精製分析ノ上其價ヲ定メテ後全ク之ヲ請取ルベシ

但右精製分析料ノ定方ハ第七條ノ手續通リタルベシ

第十二條　磨損セシ本位金貨幣ハ千ニ付五、一圓銀ハ千ニ付十ノ手數料ヲ差出ス上ハ其量目丈ノ價ヲ以テ再鑄ノ爲メ之ヲ受取ルベシ

第十三條　一分銀ハ二千オンス」トロイ」凡十六貫五百六十匁墨西哥ドルラル」ハ百オンストロイ」凡八百二十匁以上ノ高ナラバ再鑄ノ爲メ各開港場ニオイテコレヲ受取ルベシ尤其他ノ金銀貨幣又ハ金或ハ銀地金ハ試驗溶解ノ上ナラデハ其品位定メ難ケレバ大阪造幣寮ニ限リ之ヲ受取ルベシサレドモ所持人ノ望ニヨリ追テ新貨幣ヲ拂ヒ渡ストキ異論ナキ爲メ左ノ證書裏面ニ記載セル造幣規則ノ下ヘ承諾ノ旨ヲ認メ自分ノ姓名ヲ手記スレバ各開港場ニテモ之ヲ受取ルベシ

受取證書雛形（省略）

第十四條　右受取方神戶橫濱ニテハ日本人所持ノ分ハ御用爲替座外國人ハ外國爲替方オリエンタルバンク社中ニ於テ取扱ヒ長崎箱館新潟ハ日本人外國人共同所、運上所ニ於テ取扱フベシ

第十五條　大阪ヲ除クノ外各開港場ニテ日本及ビ外國貨幣又ハ金或ハ銀地金ヲ納メ造幣ヲ望ム者ハ定日數三十日ノ外往返日數幷運賃危難請負等左ノ略表通リ心得ベシ

| 地名 | 往返日數 | 運賃並危險請負料 |
|---|---|---|
| 神戶ヨリ大阪迄 | 二日 | 百ニ付　〇、二五 |
| 橫濱ヨリ仝 | 十五日 | 百ニ付　一、二五 |
| 長崎ヨリ仝 | 十五日 | 百ニ付　一、七五 |
| 新潟ヨリ仝 | 四十五日 | 百ニ付　四、二五 |
| 箱館ヨリ仝 | 三十日 | 百ニ付　三、二五 |

第十六條　此規則實際試驗ノ上要用ト思フ廉アレバ何時ニテモ猶改正追加スベシ

但其節ハ速ニ其由ヲ布告スベシ

**造幣規則の改正**　新貨條例と共に布告せられた造幣規則は、日を經るに從つて實情に適せ

ぬやうになつたから、明治八年四月二十日布告第六十二號を以て改正が行はれた其の要點は左の通りである。

一、地金等を造幣局に輸納して貨幣鑄造の依頼を爲し得る者は、內外人何人も自由であつたのを、內地人は在大阪の三井組、外國人は在神戸の東洋銀行の手を經ること

二、休暇日の變更

三、右二の外地金を受取らざる日を六月十六日より八月十五日までと確定

四、輸納すべき地金の最低量目の變更

五、代り貨幣拂渡日三十日を二十日に變更

六、手數料の改正

右造幣規則は明治十一年五月二十七日貿易銀が一般無制限通用を許さるゝと同時に、同日布告第十三號にて銀地金輸納高の低減、貨幣拂渡日の短縮及手數料の減額が行はれ更らに同十六年五月二十六日布告第十五號及第十八號を以て貨幣條例中の造幣規則を廢し單獨の造幣規則が制定せられた。併し其の條項は從前の分の改正であつて要綱は次の如くである。

一、輸納人は何人と雖も差支なきこと

二、休日（地金を受取らざる日）の變更（日曜日、大祭日、臨時休暇、一月一日より三日まで、一月五日、九月一日より十月三十一日まで、十二月二十九日より三十一日まで）

三、東京出張所に於ても地金を受取るべきこと

四、輸納すべき地金の最低量目の變更

五、代り貨幣は地金を大阪の本局に輸納したものは日本銀行大阪支店又は神戸支店（若は代理店）より、東京出張所に輸納したものは日本銀行本店又は横濱支店（若は代理店）に於て拂渡すことに改む　但し拂渡期日以前に拂渡を希望する者は日本銀行本店又は大阪支店に於て一日に付百分の一の割引にて前渡をなす

六、貨幣拂渡日の變更

七、鑄造手數料の變更

八、輸納地金にして精製分析を要する場合の手數料を仔細に定む

九、輸納の地金に對する貨幣を受取らずして、地金の返却を受くる場合の費用を定む

十、流通不便貨幣は本局又は東京出張所に於て手數料を徵し、其の翌日代り貨幣を拂渡すことゝ爲す

**貨幣條例**　右に述べた新貨條例は、造幣規則の改正（前に述べた明治八年四月廿日布告第六十二號の）其の他の關係で多少變更を要することゝ爲つたから政府は、明治八年六月二十五日太政官布告第百八號を以て多少の改正を爲し、同時に名稱を「貨幣條例」と改めた。而して其の改正の要點は左の通りである。

一、新貨幣例目中「新貨幣と在來通用貨幣との價格は」云々の項を削除及各種貨幣の量目品位其の他を新貨條例發布後の改正に適應せしめ又グラム等外國の量目と日本量目との比較に多少の變更を爲す

二、「本位貨幣ト外國貨幣トノ價格ハ其國ノ制定ニヨリテ」云々の項を削除す

三、貨幣略圖竝品位量目表中圖の表裏相違せるを訂正す

四、右表中に新貨條例發布後の改正追加の貨幣を加ふ

五、右表中及貨幣通用制限中「定位銀貨幣」とあるを「補助銀貨幣」と改む

尙ほ「貨幣通用制限」中一圓銀貨と本位金貨との比較割合銀貨百圓に對し金貨百一圓は明治九年三月布告第二十七號を以て銀貨百枚につき、金貨百圓の割合と改められた。又其の後貿易銀は同十一年五月二十七日布告第十二號及第十三號を以て國內一般に無制限通用のことに改められた。

**金銀複本位制**　新貨條例發布以來は新貨幣の鑄造を熾んに行つた（銅貨幣は明治六年八月まで鑄造せなかつたが、この新貨鑄造は本邦に於て機械力による貨幣製造の最初であつて、有史以來未曾有のことに屬し新幣制と共に本邦財政上一大革命を來したことは勿論である。併しながら貿易一圓銀の開港場に無制限通用を許したのは一種の金銀複本位制であつて、貿易銀は更に明治十一年五月廿七日から又同年十一月改正の貿易一圓銀は同十二年十月一日から國內一般に無制限通用のことに改めたるを以て夫れ以來本邦の幣制は確實に金銀複本位制となつた。

**正貨の海外流出**　安政六年德川政府開港以來明治初年に至るまで、本邦金銀貨幣の海外流出は實に莫大なものであつて、この趨勢は新貨幣發行後に於ても尙ほ繼續し殊に明治五年以後は順次遞增の狀態であつた。其の理由は決して一、二に止まらないが、主なるものは

一、明治三年鐵道建設の爲めに英國から借入れた二百萬磅の支拂ひ

二、同六年秩祿處分の爲めに同國から再び借入れた二百萬磅の支拂ひ

三、下關償金の支拂ひ

四、外國から買入れた船舶及機械類代金の支拂ひ

五、雇傭外國人への俸給其他の支拂ひ

等で、尙ほ一層有力な原因は　六、明治十年十一年に於ける巨額の紙幣發行竝同十二年國立銀行紙幣の增發等の結果である。これ等は全く不換紙幣であつたから、自然に正貨を驅逐し正貨は恰も一種の商品の如き姿となり、明治十三年五月から同十八年十一月までの間に橫濱東京、大阪及神戸の株式取引所に於て、一時金銀貨幣の定期取引を許可したるが如き狀態であつた。殊に明治五六年頃までは稅關の檢束方法不十分であつたから、秘密裡に輸出せられたものも少なくなかつたのであらう。

**政府兌幣の圖銀紙換**　明治四年造幣寮開業當時、政府は向ふ十ヶ年間に各種新貨幣二億五千萬圓以上を鑄造する豫定であつたが、彌々之が實行に當りては豫期の半額にも達することが出來なかつた。其の一大原因は採鑛技術の不完全等により本邦に於ける金銀產出量の少なかつたことで、而かも前述の如く正貨の海外流出は非常なる巨額に上り國內一般に之が缺乏殊に金貨幣の缺乏に苦しむのみでなく不換紙幣の濫發に基く物價の騰貴は益々甚しきを加へた。依つて政府は明治十二年正金銀行を設立し且つ前に述べた如く各取引所に於て一時金銀貨幣の定期賣買を許すと同時に、一面に於て一層金銀貨幣の增鑄を計る等百方救濟の策を講じ、又明治十五年六月の布告にて日本銀行條例を公布し、次で同十七年五月兌換銀行券條例の發布から更らに政府紙幣整理の爲め（第二編第二章第八節政府紙幣兌換の實施及通用廢止參照）同十八年六月六日布告第十四號を以て同十九年一月から政府紙幣の圓銀兌換を實行し（爲めに事實上の銀本位制となつた）、この制度は後に述ぶる貨幣法の制定まで維持せられてゐたのである。

## 第四節　新貨條例發布後貨幣の改正

新貨條例に據る貨幣の種類は金貨五種、貿易用一圓銀、補助銀貨四種及銅貨三種であつたが、爾後歲を經るに從つて次に述ぶる如く改正追加が行はれた。

（イ）**一圓金貨の改正**　明治五年二月布告第三十四號を以て一圓金貨の模樣が改正せられた。理由は形体小なるに拘はらず他の金貨同樣緻密なる龍の圖を刻したるものを鑄造することは造幣技術上困難なるのみでなく、製品の模樣も不鮮明を免がれざるが爲めであつた。尤も一圓金貨の實際發行せられたのは此の改正の分からであつて、以前の分は全く鑄造せられなかつたやうである。

一圓金貨（第百七號圖）

第二附表第十二號參照

（ロ）五錢銀貨の改正　翌三月布告第七十四號を以て、五錢銀貨の模樣を改正し同時に側面の刻みを廢して平滑のまゝとなした、理由は全く右一圓金貨の模樣改正と同一である。

五錢銀貨（第百八號圖）

全　第三十九號

（ハ）十圓以下の金貨及補助銀貨の改正　同年十一月布告第三百四十一號を以て十圓以下金貨幣四種の寸法縮小及五十錢以下銀貨幣四種の量目增加、竝に五十錢銀貨の寸法縮小が行はれた、寸法の縮小は全く製造上の便宜に出でたものであつて、銀貨幣の量目增加は當時東洋諸國に流通してゐた、外國銀貨幣との比較關係に基いたものであるが、此の改正による二十錢、十錢及五錢銀貨は鑄造せられなかつた。

十圓金貨（第百九號圖）（第九十五號圖と全一模樣につき省略）　全　第四號

五圓金貨（第百十號圖）（全上　第九十六號）　全　第七號

二圓金貨（第百十一號圖）（全上　第九十七號）　全　第十號

一圓金貨（第百十二號圖）（全上　第百七號）　全　第十三號

五十錢銀貨（第百十三號圖）（全上　第九十九號）　全　第十八號

二十錢銀貨（第百十四號圖）（全上　第百號）　全　第二十五號

十錢銀貨（第百十五號圖）（全上　第百一號）　全　第三十二號

五錢銀貨（第百十六號圖）（全上　第百八號）　全　第四十號

（ニ）補助銀貨幣の改正　明治六年二月布告第四十六號を以て補助銀貨全部の模樣が改正せられた、理由は製造技術上の關係と模樣統一のためである。

五十錢銀貨（第百十七號）

全　第十九號

二十錢銀貨
（第百十八號圖）

仝　第二十六號

十錢銀貨
（第百十九號圖）

仝　第三十三號

五錢銀貨
（第百二十號圖）

仝　第四十一號

（ホ）二錢銅貨の制定及他の銅貨の改正　同年八月布告第三百八號を以て新たに二錢銅貨を設け、同時に一錢以下の銅貨の模樣改正、一錢及半錢銅貨の寸法改正が行はれた。模樣の改正は製造上の便宜と銅貨の如き小額貨幣に緻密な意匠を用ふる必要なきによつたもので、寸法の改正は他の銅貨との權衡上に基いたものである。而して此の改正以前の銅貨は試製したのみで發行を見なかつたが、改正後は年〻多量に製出せられ、遂に明治二十年の頃は市場に於て其の餘り多きに困つた結果明治二十一年以後之が製造は行はれなかつた。

二錢銅貨
（第百二十一號圖）

仝　第四十七號

一錢銅貨
（第百二十二號圖）

仝　第四十九號

半錢銅貨
（第百二十三號圖）

全　第五十一號

一厘銅貨
第百二十四號圖）

全　第五十三號

（ヘ）一圓銅貨の改正　明治七年三月布告第三十四號を以て貿易一圓銀の模樣が改正せられた。理由は他の銀貨と同一になしたのである。

貿易銀
一　圓
（第百二十五號圖）

全　第十五號

（ト）貿易銀の鑄造　明治八年二月布告第三十五號を以て、貿易用一圓銀の名目を貿易銀と改め同時に其の量目を增加せられた。當時東洋諸國各貿易市場に於ては旺んに墨銀及米國銀が行はれて居たから、我貿易市場より之を驅逐する目的に出でたものである。而して墨銀（我が一圓銀貨と同一品位量目）と米國銀（改正貿易銀と同一品位量目）との間には多少量目の相違があつたが、此貿易銀は米同銀と全然同一と爲したのである。

貿易銀
（第百二十六號圖）

全　第十六號

（チ）一圓銀の再鑄　明治十一年十一月布告第三十五號を以て貿易銀を舊制の一圓銀に復歸せしめた。理由は曩に米國銀と同量に改正の結果、忽ち多大の海外流出を來し甚だ不利益を招くに至つた爲めである。而して以上の貿易銀は明治十一年五月から國內一般に無

制限通用を許され（明治十一年十一月からの一圓銀も同十二年十月一日から一般無制限通用）、次で明治十九年一月から兌換開始によつて本邦の幣制が事實上銀本位制と爲つたことは前に述べた通りである。

（ソ）白銅貨幣の新設　明治二十一年十一月勅令第七十四號を以て、新に白銅貨五錢が鑄造發行せられた。當時歐米諸國に於ては白銅貨の新設せらるゝもの多く本邦に於ても全く之に倣つたもので、其の之に倣ふに至つた理由は比較的美麗なること、製造費の廉なること及び形体小にして所持に便なることにより、從來過大過小の爲め流通中不便多かつた二錢銅貨及五錢銀貨の代用たらしむる爲めであつて、此の白銅貨の新發行は本邦幣制上に一大進歩を來したものである。

五錢白銅
（第百二十七號圖）

仝　第四十三號

## 第五節　貨幣法の制定

**金銀本位制實施の準備**　第三節に於て述べた如く、本邦の幣制は金貨本位制から金銀復本位制を實施するの已むを得ざるに至つたが、歐米諸國に於ては西紀二千五百三十三年（我が明治六年）頃以來競ふて金貨本位制を採用し、爲めに銀價は著しく低落し其の影響は漸次銀貨國たる東洋に及びて爲替相場の激變を來し、明治十九年乃至二十四五年頃に至つては愈甚しく勢い外國貿易をして殆ど適從するところなきに至らしめ之が發達を阻害するのみでなく、物價は騰貴して經濟界の紊亂甚しく銀貨本位制（事實上の）を永く維持する事は到底不可能であつたから、政府は明治二十六年十月六日貨幣制度調査會を組織して、會長（谷　干城）副會長（田尻稻次郎）以下二十名の委員を任命し幣制の調査研究に從はしめた。

而して委員は約二十ヶ月に亘り愼重に調査審議の結果本邦に於ても金本位制の實施を必要とし、政府も亦之を認容することゝ爲りたるも之か實行に就ては多額の金準備を要するから其の着手に躊躇してゐた。

然るに我邦は明治二十七八年戰役の結果清國から巨額の償金を受領することゝ爲つたから

之を利用して金準備を得るの計畫を決定することが出來た、仰も日清戰役は我國曠古の大戰であつて其の戰捷の結果我國威の發揚、制度文物の發達に多大の効果を齎したことは實に想像以上で、平和克復して我國は清國から多額の償金を受領することゝ爲り、恰も時の大藏大臣松方正義金準備につき苦心しつゝありし際であつたから償金を英金貨に換算して倫敦にて受領することに商議を遂げた。

註の六十九　戰捷により我國が清國から受領した償金其の他は左の通りである。

英金貨ニ換算額

| | | | |
|---|---|---|---|
| 軍費賠償金 | 二億両<br>三千萬両 | 利子共 | 三七、八三六、一二七磅 |
| 庫平銀 | | | 二四六、七五七百五十萬両 |
| 遼東半島還付報償金 | 同 | | 三八、〇八二、八八四百五十萬両 |
| 威海衞守備費償却金 | 同 | | |
| 計 | 二億三千百五十萬両 | | |

**貨幣法の制定**　既に金準備を得るの途開け幣制改正の機將に熟したから、松方大藏大臣は次官田尻稻次郎外數名に金本位制實行方法に付調査、立案を命じ、之に基いて明治三十年二月二十五日貨幣法其の他附屬法案を閣議に提出して廟議之を容るゝや、同年三月一日政府は是等の法律案を第十帝國議會に提出して両院を通過し、御裁可を經て同月二十六日法律第十六號を以て之が發布を見、同年十月一日から實施せらるゝに至つた。

貨幣法實施の結果從來の兌換銀行券條例及び其の他の關係法規は總て金計算に改正せられ同時に從來本位の資格があつた、貿易銀は明治三十一年四月一日限り通用を禁ぜられ、政府竝に國立銀行發行の紙幣も亦明治三十二年十二月三十一日限り其の通用を禁ぜらるゝことゝ爲り、本邦の幣制は名實共に金本位制と爲つた。

**貨幣法に依る貨幣の形式**　而して貨幣法に於て最も注意を要すべきは從來金二匁を以て五圓の割であつたのを一匁を以て五圓と改めたことである、尤も之は一般金地金の騰貴に由るとは云へ政府の一大英斷であつて、量目半減の結果二圓及一圓金貨は餘りに形体縮小せらるゝと流通上必要なしとの點で削除せられ、又從前發行の金貨幣は總て表價の倍額に通用することゝなつた。

又貨幣法制定上については專ら本位貨幣改正に重きを置き、且つ成るべく議論を少なからしむるため、補助貨幣には出來得る限り改正を行はなかつたが必要已むを得ざるものゝみにつき左の通り改正が行はれた。

一　五十錢銀貨の量目を〇匁〇〇〇四減した　これは單に造幣技術上に基いたに過ぎない。

一　五錢銀貨の削除　これは五錢白銅貨の流通によつて尙ほ存置の必要なきによつたものである。

一　五錢白銅貨の模樣改正及量目減少　量目減少は製造上の關係に過ぎないが、模樣の改正は從來の分は餘りに簡單で少なからざる僞造貨を見るに至つたから、之を防止する爲め緻密になしたのである。

一　銅貨の廢止及靑銅貨の新設　これは歐米諸國の夫れに倣つたもので、新設の靑銅貨は從來の銅貨と多少性合を變更し且つ種類を一錢及五厘の二種としたのみで模樣量目等には變更を加へなかつた。

**貨幣法及附屬法規**　明治三十年發布の貨幣法、貨幣の形式及造幣規則は左の通りである、便宜上現行法をも揭ぐることゝした。

**貨幣法**　明治三十年三月二十六日法律第十六號

改正＝明治三十九年四月法律第二十六號　明治四十年三月法律第六號　大正五年二月法律第八號　大正七年四月法律第四十二號　大正九年七月法律第五號　大正十一年四月法律第七十三號



發布當時

第一條　貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス

第二條　純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス

第三條　貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

金貨幣
二十圓
十　圓
五　圓

銀貨幣
五十錢
二十錢
十　錢

白銅貨幣

現　行

（特ニ記載セサル條項ハ發布當時ニ同シ）

第三條　貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

金貨幣
二十圓
十　圓
五　圓

銀貨幣
五十錢
二十錢
十　錢

白銅貨幣

五　錢
青銅貨幣
一　錢
五　厘

第四條　貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用キ一圓以下ハ一圓ノ百分ノ一ヲ錢ト稱シ錢ノ十分ノ一ヲ厘ト稱ス

第五條　貨幣ノ品位ハ左ノ如シ

一　金貨幣　純金九百分、參和銅一百分
二　銀貨幣　純銀八百分、參和銅二百分
三　白銅貨幣　「ニッケル」二百五十分　參和銅七百五十分
四　青銅貨幣　銅九百五十分、錫四十分、亞鉛十分

第六條　貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一　二十圓金貨幣　四匁四分四厘四毛四（十六「グラム」六六六五）



五　錢
青銅貨幣
一　錢
五　厘

第五條　貨幣ノ品位ハ左ノ如シ

一　金貨幣　純金九百分、參和銅一百分
二　銀貨幣　純銀　七百二十分　參和銅　二百八十分
三　白銅貨幣　「ニッケル」二百五十分　參和銅　七百五十分
四　青銅貨幣　銅九百五十分、錫四十分、亞鉛十分

第六條　貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一　二十圓金貨幣　四匁四分四厘四毛四

二　十圓金貨幣　二匁二分二厘二毛二（八「グラム」三三三三）
三　五圓金貨幣　一匁一分一厘一毛一（四「グラム」一六六六）
四　五十錢銀貨幣　三匁五分九厘四毛二（十三「グラム」四七八三）
五　二十錢銀貨幣　一匁四分三厘七毛七（五「グラム」三九一四）
六　十錢銀貨幣　七分一厘八毛八（二「グラム」六九五五）
七　白銅貨幣　一匁三分四厘四毛一（四「グラム」六六五四）
八　一錢青銅貨幣　一匁九分〇厘〇毛八（七「グラム」一二八〇）
九　五厘青銅貨幣　九分五厘〇毛四（三「グラム」五六四〇）

第七條　金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス銀貨幣ハ十圓マテ白銅貨幣及青銅貨幣ハ一圓マテヲ限リ法貨トシテ通用ス

第八條　貨幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　金銀貨幣純分ノ公差ハ金貨幣ハ一千分ノ一銀貨幣ハ一千分ノ三トス

二　十圓金貨幣　二匁二分二厘二毛二
三　五圓金貨幣　一匁一分一厘一毛一
四　五十錢銀貨幣　一匁三分二厘
五　二十錢銀貨幣　五分二厘八毛
六　十錢白銅貨幣　一匁
七　五錢白銅貨幣　七分
八　一錢青銅貨幣　一匁
九　五厘青銅貨幣　五分六厘

第七條　金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス銀貨幣ハ十圓マテ白銅貨幣ハ五圓マテ青銅貨幣ハ一圓マテヲ限リ法貨トシテ通用ス

第十條　金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一　金貨幣二十圓ハ毎片八毛六四（〇「グラム」〇三二四〇）一千枚毎ニ八分三厘（三「グラム」一一二五〇）十圓ハ毎片六毛零五（〇「グラム」〇二二六九）一千枚毎ニ六分二厘（二「グラム」三二五〇〇）五圓ハ毎片四毛三二（〇「グラム」〇一六二〇）一千枚毎ニ四分一厘（一「グラム」五三七五〇）トス

二　銀貨幣ハ各種共毎片二厘五毛九二（〇「グラム」〇九七二〇）五十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ一匁二分四厘（四「グラム」六五〇〇〇）二十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ八分三厘（三「グラム」一二五〇）十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ四分一厘（一「グラム」五三七五〇）トス

第十條　金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一　金貨幣二十圓ハ毎片八毛六四、一千枚毎ニ八分三厘、十圓ハ毎片六毛零五、一千枚毎ニ六分二厘、五圓ハ毎片四毛三二、一千枚毎ニ四分一厘トス

二　銀貨幣五十錢ハ毎片一厘七毛一、一千枚毎ニ一匁零分六厘六毛六、二十錢ハ毎片一厘零毛七、一千枚毎ニ五分三厘三毛三トス

第十一條　金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十圓金貨幣四匁四分二厘（十六「グラム」五七五〇）十圓金貨幣二匁二分一厘（八「グラム」二八七五）五圓金貨幣一匁一分零厘五毛（四「グラム」一四三八）トス

第十二條　金貨幣ニシテ磨損ノ爲通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣白銅貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手數料ニテ政府ニ於テ之ヲ引換フヘシ

第十三條　貨幣ニシテ模樣ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其ノ他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣タルノ効用ナキモノトス

第十四條　金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其ノ請求ニ應スヘシ

附　則

第十五條　從來發行ノ金貨幣ハ此ノ法律ニ依リ發行スル金貨幣ノ倍位ニ通用スヘシ

第十六條　從來發行ノ一圓銀貨幣ハ金貨幣一圓ノ割合ヲ以テ政府ノ都合ニ依リ漸次之ヲ引換フヘシ

前項引換ノ結了マテハ金貨幣一圓ノ割合ヲ以テ無制限ニ法貨トシテ其ノ通用ヲ許シ通用禁止ノ場合ニ於テハ六箇月以前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布スヘシ

通用禁止翌日ヨリ起算シ滿五箇年內ニ引換ヲ請求セサルトキハ爾後地金トシテ取扱フ



ヘシ

第十七條　從來發行ノ五錢銀貨幣及銅貨幣ハ從前通リ通用スヘシ

第十八條　此ノ法律發布以後ハ一圓銀貨幣ノ製造ヲ廢ス但右期日以前ニ政府ニ輸納シタル銀地金ハ此ノ限ニアラス

第十九條　此ノ法律ニ牴觸スル從前ノ法令ハ總テ之ヲ廢止ス

第二十條　此ノ法律ハ第十八條ヲ除ク外明治三十年十月一日ヨリ施行ス

改正法附則

從來發行ノ白銅貨幣及青銅貨幣ハ從前ノ通リ通用スヘシ

從來發行ノ十錢銀貨幣及五錢白銅貨幣ハ從前ノ通リ通用スヘシ

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通リ通用スヘシ

**貨幣ノ形式**（明治三十年四月勅令第百四十四號）

**改正**

明治三十一年九月勅令第二百十七號　明治三十九年五月勅令第百九號　明治四十年三月勅令第三十二號　大正五年三月勅令第三十五號
大正七年四月勅令第百十一號　大正九年八月勅令第三百三十四號　大正十一年四月勅令第二百四十號

貨幣法第八條ニ依リ貨幣ノ形式ヲ定ムルコト左ノ如シ（圖のみを掲げ其の他は省略す）

**本位金貨**

二十圓（現行）
（第百二十八號圖）

全　第二號

十圓（現行）
（第百二十九號圖）

全　第五號

五圓（現行）
（第百三十號圖）

全　第八號

**補助銀貨**

五十錢
（第百三十一號圖）

（第百十七號圖と仝一に付省略）

全　第二十號

二十錢
（第百三十二號圖）

全　第二十七號

十錢
（第百三十三號圖）

全　第三十四號

**補助白銅貨**

五錢
（第百三十四號圖）

全　第四十四號

第五章　明治大正の幣制　第五節　貨幣法の制定

補助青銅貨

一　錢　（第百三十五號圖）　（全然鑄造せざるにより圖省略　但第百二十二號圖と全一）　全　第五十四號

五　厘　（第百三十六號圖）　（全然鑄造せざるにより圖省略　但し第百二十三號の半錢を五厘としたのみにて他は總て全じ）　全　第五十七號

註の七十　發布當時は量目欄に（　）を附し「グラム」量を記載してあつたが、現行は之を削除してある。

現行貨幣の形式は金貨幣は發布當時と異りないが、銀貨以下は左の通りである。

銀貨幣　第百五十一號圖及第百五十二號圖。白銅貨幣　第百四十九號圖及第百五十號圖。青銅貨幣　第百四十四號圖及第百四十五號圖。

造幣規則（明治三十年四月勅令第百三十八號）改正（明治三十二年二月勅令第三十六號　大正四年十二月勅令第二百三十四號）

第一條　金貨幣ノ製造ヲ請ハントスル者ハ金地金ヲ造幣局ニ輸納スヘシ

第二條（發布當時）貨幣製造ノ爲メ受取ル地金ハ品位一千分中金九百九十以上ヱシテ其ノ含有物ノ性質造幣ニ障害ナキモノニ限ル但シ銅ノミナルトキハ金九百以上トス

第二條（現行）貨幣製造ノ爲メ受取ル地金ハ品位一千分中金八百九十八以上ニシテ其ノ含有物ノ性質造幣ニ障害ナキモノニ限ル但シ銅以外ノ含有物ハ一千分中十以内ニ限ル

第三條　貨幣製造ノ爲メ受取ル地金ハ其ノ量目一百匁以上トス但シ金銀地金精製及品位證明規則ニ依リ貨幣ノ製造ヲ請フトキハ此ノ限ニアラス

第四條　輸納ノ地金ハ輸納人又ハ其ノ代理者ヲ立會ハシメ之ヲ秤量シテ預リ證書ヲ交付スヘシ

第五條　地金ノ品位及性質ハ試驗ノ上之ヲ定ム

第六條　地金ノ試驗了リタルトキハ勘定書ニ試驗表ヲ添ヘ之ヲ輸納人ニ送付スヘシ

第七條　輸納人前條書類ノ送付ヲ受ケ異議ナキトキハ預リ證書ヲ提出シテ貨幣拂渡證書ヲ請求スヘシ但シ異議アル者ハ三日以内ニ其ノ旨ヲ申告スヘシ此ノ期間内ニ異議ノ申告ヲ爲サヽルトキハ承諾シタルモノト見做スヘシ

第八條　輸納人前條ニ依リ異議ノ申告ヲ爲シタルトキハ其ノ輸納地金ヲ送付スヘシ此ノ場合ニ於テハ手數料トシテ地金四貫匁及其ノ端數毎ニ金三圓ヲ徵收ス

第九條　輸納地金ノ鎔解減ハ輸納人ノ負擔トス

第十條　輸納地金ノ取扱ハ一般休暇日ノ外三月十六日ヨリ同三十一日マテノ間之ヲ停止ス但シ臨時停止ヲ要スルトキハ大藏大臣之ヲ告示ス

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

註　右貨幣法は明治四十四年三月勅令第六十四號及第六十五號を以て同年四月一日から臺灣及樺太に、大正七年三月勅令第六十六號を以て同年四月一日から朝鮮に施行せらる。

## 第六節　貨幣法發布後貨幣の改正

貨幣法發布以來歲を經るに從つて左の如く貨幣形式其の他の改正が行はれた。

(イ) 青銅貨の模樣改正　明治卅一年九月勅令第二百十七號を以て青銅貨の模樣が改正せられた。

一錢青銅貨
（第百三十七號圖）

仝　第五十五號

五厘青銅貨
（第百三十八號圖）

（試製したるのみにて發行せず）

仝　第五十八號

(ロ) 銀貨の改正　明治三十九年四月法律第二十六號及五月勅令第百九號を以て、五十錢及二十錢銀貨の模樣改正が行はれた。前に述べた如く貨幣法では銀貨幣については五錢を削除したのみで他に重用なる改正を行はなかつた結果、金銀の比例は倍加し從來金一に對し一四、三七餘であつたのが二八、七五餘となり、爾來銀貨の騰貴によつて其の差漸次僅少と爲り、爲めに鑄潰さるゝの虞あり且つ五十錢及二十錢は補助貨幣として形体大に失し、携帶上不便なりしに基き量目を減せられたものであつて、十錢銀貨は形体上量目減少の餘地なかりしにより他の銀貨と共に單に模樣のみの改正に止められた。併しながらこの十錢銀貨は鑄造後日本銀行に引渡したのみで遂に流通市場に出さずして造幣局に回收鑄潰されたのである。

五十錢銀貨
（第百三十九號圖）

仝　第二十一號

二十錢銀貨
（第百四十號圖）

仝　第二十八號

十錢銀貨
（第百四十一號圖）

仝　第三十五號

（ハ）十錢銀貨の改正　明治四十年三月法律第六號及勅令第三十二號を以て十錢銀貨の品位低下及量目減少が行はれた、元來十錢銀貨は前記（ロ）の改正に於て量目輕減の餘地がなかつたから單に模樣だけを他の銀貨と同一に改正したのみであつたが、之を其の儘存置するときは鑄潰し其の他の不利益が多いため直徑には何等の變更を加へずして品位及量目を低下し、他の銀貨と均衡を保たしめたのである。

十錢銀貨
（第百四十一號圖と仝一に付省略）

仝　第三十六號

（ニ）白銅及青銅貨の改正　大正五年二月法律第八號及同年三月勅令第三十五號を以て、白銅貨及青銅貨の量目輕減竝模樣改正が行はれた、此の改正に於て特に注意を要するは白銅貨の中央に孔を穿つたことで、これは當時僞造防止の一方法として歐米諸國に於て旺んに行はれたものであつて我國に於ても之に倣つた新たなる試みである、青銅貨の模樣改正は之が統一を爲したのであるが、量目を減じたのは携帶上の便宜に出でたものである。

五錢白銅
（第百四十三號圖）

仝　第四十五號

一錢青銅（現行）
（第百四十四號圖）

仝　第五十六號

五厘青銅（現行）
（第百四十五號圖）

（ホ）銀貨の改正　大正七年四月法律第四十二號及勅令第百十一號を以て各銀貨幣の量目減少、模樣改正竝に五十錢、二十錢銀貨の寸法縮小及び二十錢銀貨の品位低下が行はれた、

貨幣法發布以來銀貨幣は明治三十九年（ロの改正）同四十年（ハの改正）の二回に亘り著しく量目を減じたが、尙ほ歐米諸國のものに比して形体大なるのみでなく、大正三年世界大戰勃發以來銀價益〻漸騰し、動もすれば實價に接近し鑄潰又は輸出せらるゝの危險があつたから二十錢銀貨の品位を十錢銀貨同樣七百二十位に低下し、五十錢銀貨及十錢銀貨と共に形体の縮小及量目の激減を行ひ同時に銀貨全部の模樣の改正が行はれた。

然るにこの改正後世界戰亂の影響は銀價の騰貴更に停止するところを知らざりし爲め、この改正により鑄造（二十錢は鑄造せず）した貨幣は日本銀行に引渡したのみで流通市場に出すことを見合せ、翌八年十月よりは全然鑄造を中止し徐ろに銀價變動の趨勢を窺つて居たが、大正九年二月倫敦銀塊相場八十九片二分ノ一を最高とし爾後漸次低落の傾向を示し、翌十年に入つて略安定を告ぐるに至つたけれども、尙將來の變動を慮り大正十一年改正（ト）の改正）後全部造幣局に回收鑄潰してしまつた。






而してこの改正に於て特に注目を要するは、模樣の改正に廣く民間に圖案を募集したことである、從來貨幣の圖案は造幣局に於て立案し貨幣會議の決するところによつたものであるが、當時瑞西及北米合衆國に於ては一般より募集の例あり、本邦に於ては之に倣つた最初の試みで頗る興味ある計畫として取扱はれ、其の規定は大正六年十一月十二日の官報で發表せられ、同年十二月十日の締切までに到着せるもの七千三百六十九通について審査（審査委員長大藏次官市來乙彦、外審査員十一名）を遂げ一等に當選（當選者東京美術學校學生塚本閤次、賞金一千圓）せるものに多少の修正を施して之を採用する事と爲つた、併しこの懸賞募集によつて鑄造した貨幣は前述の如く世間に現はれずして終り遺憾の次第である。

五十錢銀貨
（第百四十六號圖）

二十錢銀貨
（第百四十七號圖）

製造せず　仝　第二十九號

十錢銀貨
（第百四十八號圖）

仝　第三十七號

註　是より先き政府は世界大戰亂の結果により、金及銀地金の騰貴甚しく、爲めに密輸出又は鑄潰さるゝの危險を慮り、之を防止するため大正六年九月大藏省令第二十六號、第二十八號を以て金銀貨幣及金銀地金の輸出等を禁止した。金銀輸出禁止は獨り我國のみでなく、各國共に概ね行つたことで現在に於ては既に解禁又は制限を加へた國が少くない。我國に於ても未だ禁止中で今日經濟大家間に於て解禁、解非禁說を論議せられて居るが近く解禁せらるゝであらう。

（ヘ）十錢銀貨の廢止及十錢白銅貨の新設　大正九年七月法律第五號及同年八月勅令第三百三十四號を以て新に十錢白銅貨を設けて十錢銀貨に代らしめ、又五錢白銅貨の量目減少及寸法縮小が行はれた。

世界大戰勃發以來、本邦の商工業は著しく隆盛となつて通貨の膨脹を來し小額貨幣の需要頓に增加し、而かも大正六年に入りては殊に其の拂底甚しく、造幣能力の全部を傾けて之が製造に從ふも到底其の需要を充たすことが出來なかつたから、政府は同年十月緊急勅令を以て五十錢二十錢及十錢の小額紙幣を發行して一時の急に應じ、更に翌七年四月ホの改正に於て述べた如く銀貨の改正を行つたけれども之を市場に流通せしむる事能はず、最近に銀貨の量目減少を行はざるべからざる形勢であつて、到底十錢銀貨の存在を許さゞる事を認めたから之を廢し新に十錢白銅貨を設けて代用せしむるに至つた。而して五錢白銅貨の量目減少は全く新設の十錢白銅と權衡を保たしむる結果に過ぎない。

十錢白銅貨（現行）
（第百四十九號圖）

仝　第四十二號

五錢白銅貨（現行）
（第百五十號圖）

全　第四十六號



（ト）銀貨の改正　大正十一年四月法律第七十三號及勅令第二百四十號を以て五十錢銀貨の品位低下竝に五十錢及二十錢銀貨の量目減少、寸法縮小、模樣改正が行はれた。

（ホ）の改正に於て述べた如く、世界大戰の影響に基き騰貴した銀價は大正十年に至り略安定し、銀貨改正の機會到來したから大正十一年四月に至つて右の如く改正せられた。抑も世界大戰の影響は各國共に通貨の膨脹より延いて補助貨幣の大需用を來たし、材料たる銀又は銅等の地金に不足を來たし又は造幣能力の不足等に基き鐵、陶器等を以て製造し又は本邦同樣小額紙幣の發行を爲して一時の急に應じ、他面に於ては一層硬貨材料の研究を必要とするに至り、其の結果合金術の如きは異常の發達を告げ、殊に英國に於ては銀貨の品位を九百二十五位より五百位に急低せしめた。本邦に於ても是等の研究に餘念なく英國の制に倣ふとの說もあつたが、之は餘り極度に品位の低下を行つた爲め流通中黃色を呈し易きと造幣技術の關係で五十錢銀貨の品位を二十錢同樣七百二十位に低下したるに止め、又同時に二十錢と共に形體の縮小及量目の輕減を行つたのである。而して模樣は先きに一般から公募して採用したものは餘り緻密で造幣技術に適せないからと裏面の烏を削除したる外に多小の修正が加へられた。

五十錢銀貨（現行）
（第百五十一號圖）

全　第二十三號

二十錢銀貨（現行）
（第百五十二號圖）

未だ製造せず

全　第三十號

## 第七節　補助貨幣の統一

**回收方法の發表**　明治四年五月新貨條例發布以來今日まで（即ち大正十一年の改正まで）屢々貨幣の改正が行はれたことは既に述べた通りであつて、改正の回數は實に十八回（新貨條例制定を含む）を算し又種類に於ては金貨幣十三種、銀貨幣二十五種（貿易銀及一圓銀は既に通用禁止中のものに付除く、以下仝じ）白銅貨幣五種、銅貨幣七種、青銅貨幣六種の多きに及んで居る。此の內單に法規の改正に止まり實際鑄造しなかつたもの及鑄造したるも流通市場に出さなかつたものを除いても尙ほ金貨幣十一種、銀貨幣十五種（現行二十錢は未た全然鑄造しないから比の內に含ます）白銅貨幣五種、銅貨幣四種、青銅貨幣三種に及び尙ほ他に德川政府鑄造の銅錢（一厘及二厘通用の寬永通寶、並に一厘五毛通用の文久永寶）三種（以下此の三種を舊銅貨と稱す）を合算するときは本位貨幣に於て十一種、補助貨幣に於て三十種の貨幣が流通しつゝある。尤も此內本位貨幣は兌換銀行券の流通によつて實際上の通用行はるゝ場合甚だ稀であるから、事實上不便ないみでなく若し之に手を着けるとなると對外關係等、其の關係するところ甚だ廣く容易でない。之れに反し日常流通する補助貨幣に就ては整理も比較容易なるのみでなく、例へば最新の五十錢と舊二十錢と



又半錢銅と最新の一錢青銅と間違ひ易きが如く、其の授受上につき種々間違を生じ流通上にも不便が少なくないから識者間に其の整理統一を要望するあり、政府も亦其の必要を認め之が實行を行ふことゝなつて舊補助貨幣（以下舊貨幣と稱す）の回收促進實行方につき大正十五年七月二十二日發表せられた。尤も政府としては舊貨幣の回收については從來決して等閑に附して居た譯でなく、新貨幣鑄造後は順次舊貨幣の回收に努力し居たるも、今回一層之が促進を計る爲め手數料を支拂つて流通補助貨幣の統一を期することゝなつた、其の方法等は左の通りである。而して之が手數料の支出方法につき同日勅令第二百六十四號を以て造幣局特別會計規則第四條に「舊貨幣及流通不便貨幣ノ交換ニ關スル諸費」の一項が追加せられた。

（イ）本年（大正十五年）八月一日以降に於て舊貨幣（一厘銅及舊銅貨を除く）を新補助貨（大正十一年四月改正の五十錢銀貨、大正九年七月の十錢及五錢白銅貨、大正五年二月改正の一錢及五厘青銅貨をいふのであつて二十錢銀貨は未だ鑄造しない）又は兌換券と交換の爲に日本銀行本支店又は代理店に持參する者に對して、日本銀行は次の割合で交換手數料を支給す、但し百個未滿の端數に對しては手數料を支給しない。

甲種　五十錢銀貨百個につき十錢

乙種　二十錢、十錢及五錢銀貨竝五錢白銅貨百個につき五錢

丙種　二錢、一錢及半錢銅貨竝青銅貨（一錢のみ）百個につき五錢

乙種又は丙種の場合には之に屬する貨幣中一種類のみでも又數種取交へても差支ない、又甲種の貨幣を乙種又は丙種に、或は乙種に屬する貨幣を丙種に代用しても差支ない。

（ロ）交換の爲舊貨幣を持參し手數料を請求し得る者は個人たると會社又は他の法人たるとを問はない。

（ハ）回收の舊貨幣は約六千萬圓であるが此の內本年度（大正十五年度）及明十六年度に於て各總額の三分の一たる千八百九十萬六千圓を次の二個年度に於て各六分の一宛を回收の豫定である。

（ニ）大部分の回收を終れば舊貨幣の通用禁止の法律發布の豫定である。

註、通用禁止後は明治二十三年法律第十三號に依り其の翌日より滿五個年內に引換請求せざれば政府は引換義務を免がるゝことゝなつて居る。（第二編第二章第八節中「期滿免除の公布」參照）

**殘存すべきものの種類及發行金額**　以上の方法によつて統一せられたる後に於ける本邦補助貨幣は次の如くなるのである。

**銀貨幣**　大正十一年四月改正の五十錢及二十錢（第百五十一號圖及第百五十二號圖であるが、此の內二十錢は未だ鑄造されて居ないから今後も尙は鑄造せられざる限り五十錢のみ）

**白銅貨幣**　大正九年七月の十錢及五錢（第百四十九號圖及第百五十號圖）

**銅貨幣**　一厘（明治六年以降の、即ち第百二十四號圖）

**舊銅貨幣**　一厘（第三十號圖）及二厘（第六十號圖）の寬永通寶、一厘五毛の文久永寶（第九十三號圖）

**青銅貨幣**　大正五年二月改正の一錢及五厘（第百四十四號圖及第四十五號圖）

舊銅貨は其の發行高を正確にすることは出來ない。故に第五章第一節述べた明治二年の流通額を現行の通用價格に換算したるものより、明治初年以來今日まで回收造幣局にて鑄潰したる概算八千圓を差引きたるものを揭げたものである。尙以上の外整理せられぬ本位金貨幣九六一、九七〇、〇二四圓があることを忘れてはならぬ。

**厘錢殘存の理由**　政府今回の補助貨統一の着手は誠に時宜に適したことであつて、寧ろ晩きに失する位で何人と雖も異論を稱ふる者はあるまい。只厘錢の存置に付ては或は其不必要

を說く者もあらふ。其の理由として現今の經濟狀態では錢位未滿の取引は殆ざないといふのであるが、實際の取引はないが國庫の收支計算又は民間の取引に就ても今尙ほ錢位未滿の計算を認めて居るものがあるから、將來厘錢の通用を禁ずるとせば其の關係するところ頗る廣く容易でないといふ點より、實效の有無は別問題として存置せしめらるゝのであらう。

**回收の實蹟**　次に今日までに於ける回收補助貨幣の實蹟を揭くれば、第二附表中の舊補助貨幣回收高表の如くである。

## 第八節　德川政府鑄造貨幣數と明治二年流通貨幣數の比較

德川政府の幣制に於て、各改鑄毎に鑄造した貨幣の總額によつて之に要した純金及純銀の總量目を見積り之を本書に揭げた。卽ち慶長の幣制に於て「鑄造高」と其の他の幣制に於て「鑄造高其の他」と見出を附して述べてゐるのがそれである。これは本書編纂上非常なる手數を要したが、幣制の研究としては餘り必要がないと觀る人があるかもしれない、然し之れによより德川政府時代の金銀地金移動の大体を窺ふことが出來るのである。

今假に之を慶長及元文の鑄造高、明治二年の流通高の三期に分ち各期の金銀地金高を比較して見ると次の如くである（貫未滿は切捨て）

| 種類 | (一)慶長金銀に所要高 | (二)元文金銀に所要高 | (一)と(二)との差引 |
|---|---|---|---|
| 金 | 五九、五八二貫 | 四〇、二六六貫 | 減　一九、三一六貫 |
| 銀 | 九七一、二二五 | 三八八、八一七 | 減　五八二、三九八 |

| 種類 | (三)明治二年流通高 | (二)と(三)との差引 | (一)と(三)との差引 |
|---|---|---|---|
| 金 | 三〇、六五六貫 | 減　九、六二〇貫 | 減　二八、九二六貫 |
| 銀 | 一、四二五、九四五 | 增　一、〇三七、一二八 | 增　四五四、七三〇 |

右表の如く慶長以來元文迄は產出の減少多額の海外流出等によつて金銀共に激減し、慶長以來明治二年に至つては金は海外流出の增大によつて約半額に減し、之に反し非常なる銀の增加は、開港以來洋銀貨の輸入巨額に上り之を我一分銀に改鑄した結果であることが判るのである、次に右三期に於ける貨幣の數は左表の通りであるが、之を右金銀の純量と對照せば德川政府が末期となるに從て如何に金銀貨幣材料地金に窮したかを窺知することが出來る。

| | 金貨 | 銀貨 | 合計 |
|---|---|---|---|
| (一)慶長金銀鑄造高 | 一四、八六七、八五七兩 | 二四、〇〇〇、〇〇〇兩 | 三八、八六七、八五七兩 |
| (二)元文金銀鑄造高 | 一七、四三五、七一一 | 六、八一一、六六七 | 二四、二四七、三七八 |
| (三)明治二年流通高 | 六三、五二九、九八九 | 五二、九〇四、九四九 | 一一六、四三四、九三八 |
| (一)と(三)との差引增 | 四八、六六二、一三一 | 二八、九〇四、九四九 | 七七、五六七、〇八一 |
| (二)と(三)との差引增 | | | 七七、五六七、〇八一 |

右表は慶長大判金一枚は八兩二分に萬延大判金一枚は二十五兩に、又慶長丁銀及豆板銀は五十匁を以て、元文及明治二年の丁銀及豆板銀は六十匁を以て各一兩に換算したものである、而して元文金銀貨幣は無論從來の金銀貨幣を改鑄したものであるが、一面に於て從來の金銀貨幣中慶長、正德及享保金銀及乾字金も割合を定めて通用を許したから實際上の流通高は右表より多額であつたことを考慮に置かねばならぬ。

## 第六章　昔の貨幣製造所と今の造幣局

### 第一節　鑄錢司

本邦に於て貨幣製造に關する最も古き史上の記事は、天武天皇の六年に鑄錢司を置かれ次で持統天皇の八年三月直廣肆（チョククワンシオホヤケマロ）大宅麻呂（オホヤケマロ）、勤大貳（コクダイニウ）八島（ヤシマ）及黃書本實（キブミノモトザネ）の三名が鑄錢司に拜したことである、併しながら是等の鑄錢司なるものは貨幣鑄造を掌つたものか、又は單に貨幣に關する事務を掌つたものか其の職制等は詳かでない、降つて元明天皇和銅元年正月武藏國秩父郡箕山から多くの銅の產出を見、旺んに鑄錢事業を行はせらるゝに當り二月「催鑄錢司」を置かれた、其の後嵯峨天皇の弘仁九年三月鑄錢司の定員を長官一、次官一、判官二、主典二、鑄錢型師一、吏員五と定められた、勿論鑄錢事業の盛衰、興廢に伴つて屢々鑄錢司の廢置も行はれたのであるが、朱雀天皇の天慶三年十一月海賊藤原純友が周防鑄錢司建物に放火以來周防の鑄錢司は廢絕し、京地の鑄錢所も亦村上天皇天德以後廢絕するに至つたのである。

本朝十二錢鑄造廢止後本邦の通貨は是等の古錢及外來錢であつたが、世上の進步に伴ひ自然金銀貨の必要に迫られ、大小名の內で任意に金銀貨幣を鑄造して領內限り通用せしめたものがあつた、此の時代に於ける貨幣製造所は一定の名稱等なく、單に是等の技術を有する者をして製造せしめたに過ぎない。

### 第二節　德川政府の貨幣製造所

徳川家康政權を專らにするに及び江戸、駿河及伏見に金座、銀座及錢座等を設けて專門的に貨幣製造を爲さしむるに至つた。

（イ）金　座

**金座の事業**　金座は慶長五年江戸及京都に設立したるに初まり、御勘定奉行の所管に屬し通用金貨幣及金一切のことを管理した役所であつて、寶永二年までは銀座をも又明和二年以後は錢座の一部をも監督統轄してゐた。

而して其の鑄造の全權は御金改役後藤庄三郎專らにしてゐたから、別に工場を設けず本町一丁目（現今日本銀行のある附近）後藤官宅の後園にて鑄造してゐたのであるが、元祿八年の貨幣改鑄のとき初めて本鄕靈雲寺附近に工場を新築した、このときから世人呼んで金座と稱するに至つたのである、然るに事務所（即ち御金改役官宅）と工場とを右の如く隔離し置くは不便不取締なりとて、同十一年正月更に工場を本町一丁目の後藤邸内に新築した、而して金座は元祿十年燒失以來祝融の災に遇ふこと十數回に及び、慶應二年十月最後に燒失のとき一時眞崎の鑄錢座に合併し明治二年造幣局設立と同時に廢止せられた。

**京都の金座**　京都の金座は元祿年間に二條東洞院西へ入る所に設けられ金座出張所と稱へてゐた、これより先き慶長の幣制當時から京都に於ても、小判金等を鑄造してゐたが、別に京都出張所の名稱はなかつた、而して元祿以後も寬政年間まで鑄貨事業を行つてゐたが其の後は單に箔地金の組合せ、下金の試驗、京及大阪の金箔、箔屋、下金屋の管理を爲すのみであつて明治二年江戸金座と共に廢止せられた、又慶長の幣制當時は駿河及佐渡相川等に於ても小判以下の金貨幣の鑄造を爲してゐたが、いつしか廢せられて後には江戸の金座のみで鑄造することゝなつたのである。

**金座役員**　金座の長官を御金改役といひ、領地及一定の年俸を受け後藤庄三郎家累代世襲の准官吏であつた、又金座には座人と稱し年寄役、觸役、勘定役及び平役等があつて、是等も殆ど世襲の役員で一定の俸給を受け貨幣の鑄造其の他作業方面一切のことを掌り、御金改役は之が出來榮を檢査し小判金、一分判金等に光次、花押等の極印を打ち封緘を爲すものであつた。

**分一金**　徳川政府の鑄貨事業は總て請負制度であつたから金座建物、鑄造用機械、建物の大修繕等は政府之を負擔し、建物の小修繕及び鑄造用の消耗品等は分一金を以て之に充當してゐた、分一金とは慶長金鑄造のとき出來高の百分の一を御金改役後藤へ下附する旨、家康

自ら定めたるに起因し、御金改役、座人及吹屋棟梁等に對して附與する一種の鑄造手數料又は請負料とも認むべきものであつて、作業中は何時までも其の支給を受け年俸以外の收入で恰も現今の賞與金に類似し必ずしも百分の一と一定せず、時に物價の高低又は作業の繁閑によつて增減があつた、而して此の內より冥加金とて一部を政府に上納する慣例となつて居たのである、銀座にも亦分一銀の制度があつたから、金銀座人はなるべく作業の多忙なるを希望し、貨幣改鑄の機會を窃に祈つて居た、德川政府が屢々貨幣改鑄を行つたのも、一面に於ては金銀座役員の容喙するところが甚だ多かつたのである。

明治新貨幣鑄造に當り、政府が東洋銀行と報酬契約を爲した事は前に述べたところであるが、これに關しても多少右に述べた分一金制度を參酌されたものではあるまひかと思はる。

**大判座**　大判座は分銅座とも稱し御腰物奉行の配下に屬し德川政府時代に於ける大判金の鑄造及墨書の書き替へ金、銀法馬の鑄造、金銀掛の分銅及彫金（別して目貫）のことを掌つた役所であつて、金座後藤の對稱として世人之を分銅後藤又は目貫後藤とも稱してゐた、併しながら大判座は金座の如く常設せられず、其の必要の都度初代御金改役後藤庄三郎の師家後藤四郎兵衞家累代これを勤め、取締其の他政府關係等は金座と略同一であつた、而して慶長大判金は江戶及京都に於て鑄造したのであるが、元祿大判金以下は江戶に於てのみ鑄造せられた、尤も其の後大判金の手入及び墨判の書き直しは京都後藤四郎兵衞の役宅に於ても行つてゐたのである。

**大判座長官**　大判座後藤の祖先は後藤祐乘瑞之（通稱四郎兵衞）と稱し美濃國に生れ、中年に及び足利義政に仕へ、天性彫金を好み之によつて家を起し京都に祿米及邸地を領し、金銀鑑定竝に刀劍金具、就中目貫の製作に從ひて名聲甚だ高く遂に法印に敍せられた、爾來後藤家は京都に住し其の鑒法を子孫に傳へ代々彫金を業とし、祐乘より五代德乘光次は足利、織田及豊臣氏に仕へ金銀貨幣鑄造のことをも掌つてゐたが特に秀吉に寵せられ、命によつて其の鑄造の貨幣に桐極印及び自己の名乘たる「光次」竝に花押を墨書するに至つた、これ卽ち金銀貨幣に極印打記の初めといはれてゐる、德川家康文祿二年關東に通用の新貨幣鑄造計畫に際しても亦其の招聘を受けたが、當時既に老年にして關東に下向するを許さなかつたから手代橋本庄三郎を一門の列に加へ、後藤姓を名乘らして關東に赴かしめ通用金貨幣（小判以下）鑄造の事業を代行せしめ、大判金のみは依然として德乘自ら京都に於て行ひ、慶長の幣制々定と同時に六代榮乘を江戶に假寓せしめこれが鑄造の任に當らしめた、今其の系譜を揭くれば

左の通りである。

元祖 祐乗　二代 宗乗　三代 乗真　四代 光乗　五代 德乗　六代 榮乗
七代 顯乗　八代 卽乗　九代 程乗　十代 廉乗　十一代 通乗　十二代 壽乗
十三代 延乗　十四代 桂乗　十五代 光美　十六代 方乗　十七代 典乗（明治十二年六月五日死亡）

以上代々四郎兵衞と通稱し十代廉乗のとき、明暦二年江戸本白銀町其の他二ヶ所に地所を拜領して移住し、京都及江戸に於て御用を勤めてゐた、この江戸移住の頃より大判金鑄造に就ては地金の取集めの都度、金座に於て其の品位を改め又出來上りの金位改方を金座に於て行ふことゝなつたのである。

**金座長官**　橋本事後藤庄三郎、後藤德乗の代理として關東に下向し金銀貨幣鑄造に從事することゝなつたが、同人は多技多能であつて、貨幣鑄造事業又は金銀鑑定に巧みなるのみでなく、聰明にして才幹あり、能く世情に通じ、家康の寵愛信用を受くること實に深く、貨幣製造以外、政事等に就ても屢々諮問を受け、慶長六年德川家康幣制々定を爲すや御金銀改役に任ぜられた、蓋し家康が庄三郎をして之に任じたる所似のものは單に寵用せしが爲めのみでなく、後藤家は足利、織田、豊臣氏に仕へ鑄貨事業に從事してゐた舊家なるが故であつて、「光次」の名は師德乗の名乗なりしも其の鑄造の金貨幣に用ふる關係上、自然に庄三郎の名を「光次」と稱するに至つたのである、而して後藤庄三郎家は代々同名を傳へ引續き其職を襲ひしが十一代庄三郎光包に至り不正事露顯して文化七年八月三宅島に流罪せられ、一旦絶家となり、同月初代庄三郎の分家の後裔銀座年寄役後藤三右門孝之新に御金改役を命ぜられた、然るに孝之の養嗣子光亨亦政治を誹謗し且つ不正を働いたから、弘化二年十月死刑に處せられ再び絶家となり、更らに初代庄三郎の師家大判座後藤四郎兵衞光晃の長男吉五郎御金改役に任ぜられ明治二年金座廢止まで其の職に在つたのである。

因に後藤庄三郎家は初代より御金改役であつたが、六代庄三郎から卽ち寶永二年銀座が金座の管理を離るゝに至つたときから單に御金改役のみである、今初代以降の御金改役（五代迄は御金銀改役）を揚ぐれば左の通りである。

初代 小輔三郎光次　二代 廣世　三代 良重　四代 光重　五代 廣雅
六代 光當　七代 光品　八代 光惇　九代 光暢　十代 光清　十一代 光包
十二代 光之（初代三右衞門）　十三代 光亨（二代三右衞門）　十四代 光弘（吉五郎）

### （ロ）銀　座

**銀座の事業**　銀座は銀貨幣竝に銀に關する一切のことを管理した役所であつて、慶長三年十二月家康が伏見に銀貨鑄造所を設け泉州堺の町人大黒常是事湯淺作兵衛を招いて之が鑄造に當らしめたるに初まり、其の後慶長六年大津の代官末吉勘兵衛の建議を容れて新に銀の品位を定め、丁銀及豆板銀を鑄造するに當り伏見の銀貨鑄造所を銀座となし勘兵衛と後藤庄三郎と共同にて管理せしめたのである、而して銀座も亦金座同樣請負的のものであつて、其の制度は大体金座と同じであつた。

**大黒常是**　銀座に於ける作業方面の長を銀吹人と稱し大黒常是之に任せられ、其の鑄造の貨幣に「寶」「常是」の字極印及び大黒像の極印を打起した、（寶永、三つ寶、永字、及四つ寶銀は常是の鑄造でないから「常是」極印なし）

**銀座の移轉**　慶長十一年駿河にも銀座を設け、同十三年伏見の銀座を京都兩替町に移し、更に同十七年駿河の銀座を江戸京橋の南卽ち今の銀座通に移轉し、寶永二年金座の管理を離れて御勘定奉行直轄となり、享和元年に蠣殼町に移轉し、明治二年に廢止せられた。

**銀座役員**　銀座役員も大体金座役員と同樣であつて給與、分一の制等も亦金座に於けると大同小異であつた。

## （八）錢　座

錢座とは所謂錢を鑄造するところであるが慶長の幣制以來主として金銀を以て通貨とせしが故に錢座は主に金銀座の配下に屬して居た（政府直轄の分に限る）、今德川政府が鑄錢事業を行つた方法の大体を述べて錢座の所在地等を明かにしやう。

一、寬永十三年乃至同十七年江戸芝及近江坂本の錢は官鑄であつて、銀座役人秋田小左衛門が管掌した。

一、寬永十四年乃至同十七年の諸國の鑄錢は其の國の領主に請負はしめた。

一、承應二年以降京都九條の鑄錢は、郡司兵右衞門の出願により許可した。

一、明曆二年以降江戸淺草鳥越の鑄錢は、辻宗覺の出願により許可した。

一、明曆三年以降駿河國沓谷村の鑄錢は出願者明かならざるも、土着の者に許可を與へたものらしい。

一、寬文八年以降十六年間江戸瓜井戸及正德四年乃至享保四年江戸淺草の鑄錢は、吳服所後藤縫殿助外五名の者に請負はしめた。

一、京都七條の元祿四年乃至同九年の銅小錢及寶永五年の寶永通寶は長崎屋忠七の出願

により鑄錢を許可した。

一、元祿十一年乃至同十六年江戸龜井戸の鑄錢は、丁字屋咏休の出願により許可した。

一、寶永五年乃至正德四年江戸龜井戸の鑄錢は、山本三郎右衛門の出願により許可した。

一、正德四年、同五年佐渡相川の鑄錢は、糸屋八左衛門の出願により許可した。

一、享保二年乃至同十九年佐渡相川の錢は德川政府の官鑄。

一、享保以後の鑄錢は右佐渡の官鑄を除き民間の出願により許可した。

一、明和二年以後は全然民間の鑄造を禁止し金座下吹所に於て、同五年以後は金座及銀座の下吹所に於て鑄錢を行つたのである。

以上の方法によつて鑄錢した場所は（第四章第一節及第二節參照）大体これを錢座と稱へ（龜井戸に限り明和以後は鑄錢定座と稱す）たのであるが、元來錢座は金銀座と異なり、年期を定めて請負（官鑄なるも請負者より運上を納付せしむ）はしめ又は出願により許可（民鑄、運上を納付せしむ）を與へたものであるから永續的ならず（明和二年以後の金銀座下吹所は此の限にあらず）請負人等の浮沈と政府の都合とにより興廢常ならなかつた。

## 第三節　今の造幣局

造幣局は明治二年二月五日太政官中に造幣局を置くに起り、同年四月八日會計官に屬し、七月八日會計官を廢して大藏省と爲るに當り之に屬して造幣寮と改め、同十一年一月十一日更らに造幣局と改め今日に至つたものである。（明治三年七月二十二日東京支署を設け、同年十一月八日廢す、明治十二年九月十六日造幣局東京出張所を設け、同二十三年七月二十四日東京支局と改稱、同四十年五月十七日廢す。）

**設立**　德川政府の末葉に於ける幣制の紊亂は既に述べた通りである、故に明治政府は其の弊害を矯正するの必要を認め、明治元年二月參與兼會計事務係三岡八郎（後に由利公正）小原仁兵衛の兩名に貨幣改鑄の事を命じ、同年三月久世治作等をして貨幣改鑄の事務を擔任せしめ、同人の意見を容れて京都二條の金座内に貨幣分析所を設け、當時本邦内に流通してゐた内外新舊の貨幣を分析して其の品位量目等を比較審査せしめた、然るに本邦の貨幣は雜駁不均一で世界通商貿易上に伍して甚だ不利不便を免がれ難きを確め、同年四月斷然新貨鑄造、造幣局設置の議を決し曩に英國が廢局に歸せしめた、香港造幣局の機械全部を六萬兩にて買入れの約を爲し、同年八月右機械の全部大阪に廻送せらるゝに當り、當時東京は未だ帝都の地と

確定し居らず、寧ろ大阪を將來の帝都の地と爲すべしとの議があつたから、同年十一月地を現在地たる大阪川崎村舊幕府米廩（又は材木置場か）の趾地にトし、英人ウオートルスを聘して工事を擔任せしめ起工したが、同二年十一月工場より火を失して屋舍木材の大部分を燒失してしまつた。爾後拮据黽勉晝夜兼行建築に從事し、同三年經營全くなつて間もなく新貨幣の鑄造を試み、翌四年二月十五日（陽曆四月四日）盛大なる開寮式が擧行せられた。

**創立當時の狀況**　造幣寮創立の當時本邦に於ては未だ科學的智識普及せず、何等文明的施設の見るべきものなきときに當り、新設の造幣寮は歐米に於ける最新式の組織機械裝置等を採用せるを以て斯道に練達せる技術者を招聘するの必要があり、依つて政府は在横濱の東洋銀行に託して其の適當なる外人傭入を爲すことゝし、（第五章第二節參照）明治三年三月元香港造幣局長たりしメジョール、キルドン（造幣局首長に）其の他の外人を雇傭して機械の裝置排列を爲さしめ、又鐵道を布設し電信局を設くる等、其の建物及地域の擴大なる、內容の充實進歩せる、本邦中未だ嘗て見ない模範的工場であつた。

**雇傭外國人**　當時雇傭したる外國人は右キンドル以下數名で漸次工業の進捗に伴ひ尙ほ數名を雇傭し、一時は二十名の多きに及び事務會計の外は總て外人の手に於て工業を遂行し來たのであるが、明治八年一月キンドル等を解雇し、爾後邦人の工業に習熟するに從ひ外國人は之を解雇し、明治二十二年一月機械方マグラガンの解雇を最後として、造幣事業は全然邦人の手に歸してしまつた。爾後幾多の變遷を經て設備に於ても技術上に於ても歐米諸國の夫れに優るとも決して遜色なき今日となつた。是等の狀態より創立當時を追想すれば實に隔世の感なき能はさる次第である。今雇傭外國人を掲ぐれば次の如くである。

| 職務 | 國籍 | 氏名 | 月俸 | 雇傭期間 | 解雇當時ノ年齡 |
|---|---|---|---|---|---|
| 造幣局首長 | 英 | キンドル | 一、〇四五弗 | 自明治三年四月至同八年一月 | 五八 |
| 試驗分析方 | 同 | ツーキー | 三〇〇弗 | 自明治五年三月至同八年一月 | 二七 |
| 金銀鎔解方 | 同 | アトキン | 二五〇弗 | 自明治三年四月至同八年一月 | 三三 |
| 極印彫刻方 | 同 | シーヤド | 二〇〇弗 | 初自明治三年四月至同十年二月 | 四八 |
| 伸金方 | 伊 | マンチニ | 二五〇弗 | 後 | |
| 機械局小頭 | | レサイド | 二〇〇弗 | 自明治六年二月至同七年三月 | 五〇 |
| 機械方兼伸銅方 | 英 | ハケット | | | |
| 試驗方 | | マケンジー | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 極印局小頭 | 英 | ブリチエット | | 自明治四年八月 | 三六 |
| 計算方 | 葡 | イ、ブラガ | 別ニ 二〇〇圓 | 至同 八年一月 | |
| 計算方 | 英 | スウエーピー | 別ニ 二〇〇圓 | 自明治四年十一月 | 二七 |
| 首長書記方 | 同 | ウイラー | 初 一五〇弗 | 自明治四年十二月 | 二二 |
| 極印方 | 同 | ワイオン | 後 二〇〇弗 | 至同 八年一月 | |
| 運貨丸船長 | | アトキンソン | | 自明治五年一月 | 三八 |
| 同機械方 | | ホール | | 至同 八年一月 | |
| 銀分析方 | 英 | ハンター | | 自明治五年三月 | 三二 |
| 硫酸製造局小頭 | 同 | フインチ | | 至同 八年一月 | |
| 計算方 | 葡 | シーブラガ | 初 一〇〇弗 | 自明治五年六月 | 三〇 |
| 醫師 | 英 | エルメリンス | 後 二〇〇弗 | 至同 七年十二月 | |
| 初化學兼治金師 後造幣局長顧問兼試驗分析方鎔解方 | 同 | ガラウンド | 初 三二〇弗 | 自明治五年七月 | 三六 |
| 機械方機關方 | 同 | マクラガン | 後 六三〇圓 | 至同 八年一月 | |
| 秤量方 | 同 | スミツス | 初 二五〇弗 | 自明治五年十一月 | 五〇 |
| 試驗分析方鎔解局長 造幣頭顧問 | 同 | デイロン | 後 四〇〇圓 | 至同 二十二年一月 | |
| | | | | 自明治五年十二月 | 四九 |
| | | | | 至同 七年七月 | |
| | | | | 自明治六年五月 | 二七 |
| | | | | 至同 十一年一月 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 極印力 | 英 | ハウレット | 初 一二〇弗 | 自明治六年八月 | 三六 |
| 機關方助役 | 同 | スミス | 後 二五〇圓 | 至同 十一年一月 | |
| 醫師 | 同 | レニツキ | | 自明治六年十二月 | 三一 |
| 書記方 | 同 | マルカム | | 至同 八年一月 | |
| 月雇 | | エム、マナン | | 自明治七年三月 | 二六 |
| | | | | 至同 八年二月 | |
| | | | | 自明治八年九月 | 四〇 |
| | | | | 至同 十年八月 | |

**工場の改築**　造幣局は創立以來既に五十五年（昭和元年まで）の齢を重ね、其の間事業の閑繁に伴つて幾多の盛衰があつた。例へば創立當時の敷地約六萬坪なりしを明治二十二年其の約二分の一を割いて地上建物たる、曹達及硫酸製造所、明治天皇の御幸により由緒深き泉布觀其の他と共に宮内省に移管したるが如き、又は世界戰亂の結果小額貨幣の大需要により設備擴張の必要に迫まられ從來一ヶ年の製造能力約三億枚なりしを、五億枚に擴張したるが如き等これである。併しなから工場の大部分は依然として明治初年建築の儘であつて本邦中最も古き歐風建物として威觀を呈してゐたが、時の經過に從ひ各所に毀烈を生じ危險の狀態となつたから政府は大正十五、昭和元年度より三ヶ年の繼續事業として豫算百十二萬三千餘圓を投じ之が改築を行ふごとゝなつた。されば遠からず新裝の大工場を見るに至るであらう。

**歷代造幣局長**　造幣局創立以來歷代の局長を掲ぐれば左の通りである。

(一)自明治二年二月二十四日至同年三月九日　造幣局知事　甲斐九郎
(二)自明治二年八月十八日至同年十月五日　造幣頭　井上聞多
(三)自明治二年十月十日至同三年五月三日　同　井上彌吉
(四)自明治三年五月四日至同年十一月十二日　同　井上聞多
(五)自明治三年十一月十二日至同四年八月五日　同　馬渡俊邁
(六)自明治四年八月五日至同年九月二十日　同　伊藤博文
(七)自明治五年二月至同六年六月二十六日　同　井上馨、
(八)自明治五年四月八日至同六年六月十七日　同　益田孝、
(九)自明治六年六月十七日至同年七月二十七日　同　遠藤謹助、
(十)自明治七年七月至同十年一月　同　大野直輔
(一〇)自明治十年一月十一日至同十四年十一月十日　造幣局長　遠藤謹助
(一一)自明治十四年十一月十一日至同十九年五月十二日　同　遠藤謹助
(一二)自明治十九年五月十二日至同二十年十二月二十四日　造幣局事務長　遠藤謹助
(一三)自明治二十年十二月二十四日至同二十六年六月三日　造幣局長　石丸安世
(一四)自明治二十六年六月三日至大正二年四月二十五日　同　長谷川爲治
(一五)自大正二年四月二十五日至同九年九月十六日　同　池袋秀太郎
(一六)自大正九年九月十六日至同十二年四月十二日　同　多胡敬三郎
(一七)自大正十二年四月十二日至同年六月三十一日　同　草間秀雄
(一八)自大正十三年六月六日至同年八月十三日　同　永井繁
天宅敬吉

## 第七章　正用以外の古金銀

### 第一節　甲　州　金

**起原及通用方法**　甲州金は其の起原未だ詳かでないが、武田信玄の當時最も旺んに行はれ其の通用區域は甲斐國中都多郡を除き八代、山梨及び巨摩の三郡に限られ、往昔から品位最も優良たると、圓形たるとにより廣く世に知られたものである、德川政府の初期一時是等の地域に限り通用を許されたが、元祿金鑄造のとき其の通用を禁じた、然るに俄に舊慣を打破せられ該地方民は甚しく不便を感ずるに至つたから、寶永三年再び政府鑄造の金と同品位のものを鑄造して通用を許され幕末に及んだ、而して甲州には銀貨はなかつたが金一兩につき四十八匁の割合にて銀幾匁と稱して居た、今甲州金の通用法を揭ぐれば左の通りである。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一金一 | 兩 | 代銀四十八匁 | | |
| 一金一 | 分 | 同　十二匁 | | |
| 一金二 | 朱 | 同　六匁 | | |
| 一金一 | 朱 | 同　三匁 | | |
| 一金朱 | 中 | 同　一匁七分五厘 | | |
| 一金糸 | 目 | 同　七分五厘 | | |
| 一金小糸 | 目 | 同　三分七厘五毛 | | |

德川氏以後は稱呼のみで實物なし
同

一金小糸目中　　同　一分八厘七毛

又甲州金の種類の大体を掲ぐれば無印、中印、甲重印、甲安印の各二朱、一朱及朱中金等である。（以上の外甲州には大判、小判、二分等もあつたやうに解する者もあるが之は當らざるが如し）

**形狀**　本邦の金銀貨幣中德川政府迄は楕圓形、方形又は長方形であつて圓形なるものはないが、然るに甲州金に限り圓形である、故に一名碁石金とも稱されてゐる、此の圓形なるは葡人より傳習せるところとの說を爲すものあれども、武田氏以前に本邦中最も山間の僻地たる甲州に葡人の來つて貨幣鑄造のことを傳授したりとは信ぜられない、恐くは偶然西洋諸國の貨幣の如く圓形に符合したものであらふ。

**甲州金の鑄造者**　甲州金を鑄造した者は松木、野中、志村及び山下の四家であつて松木家の鑄造に係るものが最も多い、松木家は先祖より數代巨摩郡宮原村に居住し、德川政府のとき當主松木源十郎なるもの家康から甲州金鑄造のことを一任せられ、後一時大藏藤十郎なる者の手に移つたが、不正事發覺して再び松木家の手に歸したのである。

## 第二節　甲州金以外の古金銀

我邦中世以後は概ね亂世であつて、一定の貨幣製造所なく諸大小名の內で其の國內限り通用の金銀を鑄造したものがあつた、其の最も多かつたのは足利氏の末から慶長以前のことであつて、德川氏時代に於ても雛飾りの玩弄物等に金銀を以て貨幣の形狀に類似のものを鑄造した事が少なくなかつた、從つて是等の金銀は其の鑄造の場所及び時期等或る程度まで判明せるもの又は名稱に依つて想像し得るものもあるが、其の多くは正確に知ることが出來ないのみでなく一定の量目品位等もなく又貨幣と稱し難きものもあり、眞僞に付ても確むることが出來ない、卽ち斯界に於て各國品、尙古品、玩賞品と稱へて居るものがこれである、故に是等の貨幣に就ては造幣局に所藏のもののみの名稱だけを揭ぐることゝする。

金

牛舌金（ヒルモ金の誤稱）　ヒルモ金　　讓葉丁金（ヒルモ金の誤稱）
那古屋小判　　尾張津島小判　　駿河今川永四貫小判
同　永二貫小判　　相模小田原小判　　近江戶笹小判
信濃善光小判　　加賀小判　　陸奧分銅金
出羽赤西小判　　土佐小判　　上野吉豆小判

丹波龜山小判
牛舌大判
巴雛大判
卯の字金
雛本印小判
正長小判
甲子小判
龜萬代小判
桐壹分
菊桐一分

銀

石州山口余極印切銀
長州萩判
越後寛字切銀

橘姫小判
朝鮮大判
桐雛大判
辰の字金
三浦小判
稻荷福字小判
桐壹分小判
陸奥定字小判
福壽角金
大木一分

石州灰吹切銀
加州花降
加州次字極印切銀

長崎伊藤小判
女院小判
赤松小判
未の字金
平田小判
稻荷壽字小判
花巴一分
澤潟一分
和同一分

石州細銀
加州十兩
越後桑字切銀



越後シカミ切銀
奥州津輕弘前切銀
羽州横手切銀
因幡甚兵衛極印切銀
丹波鬼ヶ城切銀
福吉小判
秋田八匁
乙良小判
鶏小判
福壽銀
松前一分銀

越後寶字切銀
羽州秋田湯澤切銀
羽州窪田切銀
因幡一丁目切銀
多田紋銀
鶴千代小判
秋田四匁六分
福寶雛小判
女院花成小判
雛桐巴小判

伯州常是切銀
羽州角館切銀
雲州木瓜判切銀
秋田花降
佐州上銀
秋田九匁二分
但馬南鐐
越後蔦小判
雛小判
菊一分銀

# 第二編　政府紙幣

**札の起原**　本邦に於ける紙幣の濫觴は醍醐天皇建武元年楮幣を造らるといふのが最も古き史上の記事であるが、其の制度は詳かでない、次で伊勢山田に於て度會府の札が行はれた、度會府の札は之を羽書と稱し其の起原詳かでないが、足利時代のときに始まるといはれてゐる、寛永八年德川政府始めて山田奉行を置くに當り土地の古老三名を選任して山田三方年寄と名つけ、羽書のことを掌らしめ、其の後寛政年間市民を擧げて羽書總中と名づけ、其の人員中から金を出さしめて羽書のことを管理せしめ、明治維新後元年羽書交換所を度會府に設けて之を掌らしめたのである。

## 第一章　藩札

### 第一節　發行及流通の狀況

**發行の理由**　德川政府が財政困難の結果數度の貨幣改鑄を行つたことは既に述べた通りであるが、財政の困難は獨り中央政府のみでなく各藩、德川氏直轄の縣及旗下領も亦同樣であつて是等の藩縣等は政府の如く貨幣鑄造の權なきか故に、窮餘藩札（藩、縣及旗下領發行の札をいふ以下同じ）を發行して財政困難の急に應じたものが少なくなかつた。

**種類及流通の狀況**　藩札とは各藩封内限り通用する紙幣であつて、金札、銀札、錢札及米札其の他數種あるが、寛文元年頃越前福井藩主松平忠昌が國費不足の故を以て特に政府の許可を得て銀札を發行したるに始まり、爾後諸藩にて政府の許可を受け又は受けずして藩札を發行するもの漸次增加し弊害少なくないから、政府は寶永四年金銀錢札發行の禁令を發したるを最初とし、其の後幾度か藩札の禁令を發し又は引揚期限を指定して之が停止を命じたるも、是等の禁制は少しも實行せられず全く有名無實なるのみでなく、元祿享保以降年々其の額增大するのみであつた、而して其の最も多きは四國、九州、中國及び北陸の加賀、能登、越中越前地方であつて、是等の地方は殆ど藩札のみを以て封内の通貨となし、或小數一部の社會を除いては終身藩札あることを知つて、小判の何物たるを知らぬ有樣であつた、而かも德川政府の末葉に及んでは藩札の制度愈々益々亂れて發行額亦增加し、殊に明治維新の當時に於ける各藩財政の困難によつて增發せられたものも甚だ少なくなかつた。

**德川政府札の發行を爲さず**　茲に特記を要するは德川政府は殆ど堪へ難き財政困難の裡に

在つて慶應年中一時札の發行を爲さんとの議あつたが遂に之を行はず、徹頭徹尾硬貨のみを以て始終したことである。

## 第二節　明治維新後藩札の處分

**明治二年の流通額**　維新後政府は明治元年五月から太政官札を、同二年九月から民部省札を發行したが藩札の增發流通は是等政府紙幣流通上支障多きのみでなく其の種類錯雜を極め價格の如きも各地方によつて異なり、無論引換準備の如きは問題とならず、爲めに價格下落して一片の反古紙に均しきものあり、其の弊害の及ぶ所甚だ大なるものであつた、茲に於て政府は藩札の處分急務なるを察し、明治二年十二月五日布告を發して藩札の增發を禁ずると同時に翌三年二月末迄に其の流通總額の届出を嚴命し且つ維新後新たに發行したものゝ通用を禁じた、この布告によつて届出た總額は四千三十六萬圓餘で內三百萬圓餘は維新後の發行に係るものであつた、而して此の總額は公然政府に届出たものであるから、實際は尙ほ多額に上つてゐたことは勿論であつた計りでなく、尙ほ私に藩札又は藩札類似の切手證券類を發行するものがあつたから、政府は屢々之を嚴禁すると同時に一面に於ては地紙製造所及製造器械の取締を嚴にし以て紙幣類發行禁止の取締を嚴にしたのである。

**回收の開始**　元來藩札は其の發行領內限り通用の紙幣であつて、之が處分の義務は之を發行した藩主に於て負擔すべきは當然で、中央政府は敢て干與すべきものではない、然るに明治四年廢藩置縣が行はれた結果勢い政府に於て之が處分を行はねばならぬことゝ爲つた、故に政府は斷然之を第五節に於て述ぶる新紙幣に交換し、以て當時に於けて流通紙幣の統一を行ふことゝし、右廢藩置縣と同日たる明治四年七月十四日新縣に對し

　貨幣ハ天下一定ノ品ニ可有之ノ處（中略）今般廢藩ニ付テハ總テ今七月十四日ノ相場ヲ以テ追テ御引換相成候云々

と布告し同時に當時通用の種類及新貨幣に換算した價格を取調の上報告方を命じた、之によつて報告された額は種類に於て千六百九十餘種、金額に於て三千八百五十五萬千百三十二圓餘であつた、蓋し此の數額は明治二年十二月五日の布告及其の後の取締等により自ら回收した等の爲め當時より減少を見たのである。

**回收の終了**　政府既に藩札整理を決するや巨額の新紙幣の必要を生したから、先に官省札交換の爲め獨逸に注文した五千萬圓（此の事は第五節に於て述ふ）の外に更に五千萬圓の製造方を

獨逸に注文し、漸次本邦に輸送せらるゝに及び明治五年四月から交換を開始した、然るに藩札は五錢以下のもの多く、之と交換する新紙幣は十錢以上のものゝみであるから勢い小額面の新紙幣不足を告ぐる結果となるが故に、五錢未滿のものは銀銅貨の鑄造成るに從ひ漸次交換することに改めてこれは明治七年九月から實行し、夫れ以前は五錢以上のものゝみを交換した、而して明治十二年六月に至り殆ど藩札全部の交換回收を終つが、之が爲め要したる新紙幣總額は二千二百六十一萬八千二百四十四圓、銀銅貨卽ち五錢未滿に對するもの二百三十一萬六千八百六十五圓であつた。

## 第二章　明治大正の政府紙幣

**種類**　明治維新後我政府が發行した紙幣は總て七類三十五種てあつて、之を揭ぐれば左の通りである。

一、太政官札　　拾兩、五兩、壹兩、壹分、壹朱

維新の際內外多事莫大の國費を要し、之が經費に充當の爲め明治元年五月から發行され、同十一年八月まで流通したもの。

二、民部省札　　貳分、壹分、貳朱、壹朱

太政官札に大札多く小札少なきによる不便を救ふため、明治二年十月から發行され、同十一年八月まで流通したもの。

三、大藏省兌換證券　　拾圓、五圓、壹圓

國費の不足を補給する爲めと、造幣地金吸集の目的とにより、明治四年十月から發行され、同八年五月三十一日まで（實際は十一月まで）流通したもの。

四、開拓使兌換證券　　拾圓、五圓、壹圓、五拾錢、貳拾錢、拾錢

北海道開拓資金に充當の爲め、明治五年一月から發行され、同八年五日三十一日まで（實際は十一月まで）流通したもの。

五、新紙幣　　百圓、五拾圓、拾圓、五圓、貳圓、壹圓、半圓、貳拾錢、拾錢

太政官札及民部省札は製造粗雜で僞造の憂多く、故に此二種及藩札と交換し以て紙幣の統一を行ふ爲め、明治五年四月から發行されたが後には國費支辨の爲めにも發行された、而してこの札は(六)の改造紙幣に漸次改造せられ、明治三十二年十二月末日限り通用が禁止せられた。

六、改造紙幣　　拾圓、五圓、壹圓、五拾錢、貳拾錢

新紙幣の紙質脆弱なると、僞造變造を爲し易き欠點を改良する爲め、明治十四年二月から漸次新紙幣と交換發行せられ、殘餘の新紙幣と運命を共にしたもの。

七、小額紙幣　　五拾錢、貳拾錢、拾錢

世界大戰以來經濟界の殷賑によつて、小額貨幣の大需要に迫まられ、造幣局能力の全部を傾けても之に應じ難きにより、一時應急策として大正六年十月二十九日から發行され、現在は殆ど世上から其の跡を絶つたが尙ほ流通中のもので回收央にあるもの。

## 第一節　太政官札

**發行の理由**　太政官札は實に我國中央政府が紙幣發行を爲した濫觴である、是より先き德川慶喜既に太政を奉還せるも東北地方に於ける騷亂尙ほ熾んにして、之が討伐に多大の費用を要し其の支辨に困難したのみでなく、一方に於ては國民の産業奬勵のことも亦等閑に附し難き事情であつて、當時政府の歳入は僅に七十餘萬兩に過ぎず已むを得ず紙幣を發行するにあらざれば、到底是等の緊急なる費用を支辨すること能はざるにより、當時の參與兼會計事務係三岡八郎の建議を容れて發行されたもので、其の發行に際し天下に布告された要旨は、

皇政更始の折柄富國の基礎を建つる爲め金札を製造發行し、庶民の困窮を救助せらるゝ思召を以て、本年より十三年の間國内一圓に通用せしむ其の方法は左の通り心得べし。

一、金札は列藩石高に應じ、一萬石につき一萬兩の借用を許す。

一、其の返納方法は必ず其の金札を用ひ、毎年末借用高の一割宛を返納し十三ヶ年にて皆濟すべし。

一、列藩諸侯借用の金札は全く富國の基礎を建てさせられんとする聖旨を奉体して、專ら之を興産事業に充用し、猥に藩廳の費用に用うべからず。

一、京攝及び其の近郷の商人にして、金札借入を望む者は其の旨金札役所に申出づれば其の取扱ふ産物高に應じ之を貸付くべし。

一、各府縣及び列藩領内の農商家にして、金札の借入を願出づる者あるときは、能く其の身元を調査の上にて貸付くべし、但し返濟の塲合は相當の元利を償はしむべし。

一、貸付金高の内返納の金札は會計官に於て截捨すべし、但し正月より七月迄に拜借の分は其年末に一割、七月より十二月迄の分は五分を上納すべし。

以上の御趣意を以て發行せらるゝを以て、必ず貸下金札を以て返納せしめ一切引替を爲さるゝこと。

此の布告により太政官札發行の趣旨を觀ると全く庶民の困窮を救助するのみなるが如きも之は其の一半を明示するに過ぎず他の一半は國庫の窮乏に充當する爲めであつた事は、其の後政府が公表した諸種の令達によつても明白なことである。

**製造及發行**　太政官札の製造は太政官會計局に於て管理し、同局員甲斐九郎、鴨脚加賀及岡田準介等專ら之が製造の任に當り、京都二條兩替町の銀座に於て明治元年閏四月から同二年六月迄の間に總額四千八百九十七萬三千九百七十三兩一分三朱を製造し、內九十七萬三千九百七十三兩一分三朱は之を發行せずして銷却したから發行高は四千八百萬圓である。

**流通の狀況**　當初政府が太政官札を發行するや、世人皆之に慣れないのと政府の信用未だ確固ならざるとに依り、甚しく流通困難を告げ其の結果價格非常に下落して正金と併行せなかつた、當時流通上最も困難少なき東京、京都及大阪に於てすら紙幣百兩につき正金は僅か四十兩位であつたことから考へても其の一般が知り得られるのである、されば政府は金札價格維持策として上納金には必ず金札を用うることとし、又は府縣に命じて紙幣の流通を防ぐる者を處罰せしめ、或は諸藩に於て借入たる紙幣の使用を強要する等總ゆる手段を講じた結果、幾分紙幣の價格昂騰したが尙ほ正貨に比し二割强の差異があつたから、明治元年十二月四日附を以て紙幣の時價通用を許し、更らに同月二十二日上納金は當分紙幣百二十兩を以て正金百兩に充當せしむることゝし、翌二年二月五日太政官中に造幣局を設置し新貨幣鑄造に決するに及び政府は斷然正金の支出を停止し、官吏の俸給其の他物品代等總て紙幣のみを以て支拂ふことゝし、各府藩に對しても紙幣を正金に換へて支出することを禁止し、只僅かに外國人に關する支拂等實際已むを得ざるものゝみにつき正金を用ひたに過ぎなかつた、其の結果紙幣の相場に激變を來たし、多くの破產閉店者を見るに至り爾來相場の變動益々甚しきを加へ如何ともすることが出來なくなつた、因て政府は明治二年四月二十九日附を以て太政官札の通用期限を五ヶ年に改め、新設造幣局に於て新貨幣鑄造の上は直ちに此の札を新貨幣に兌換するから、夫れまでは金札は正金同樣に通用すべきを命ずると同時に金札相場を廢止し、一面に於ては其の發行高を民部省札を加へ三千二百五十萬圓に制限し又は正貨との兌換料金を取ることを禁ずる等、專ら金札價格の回復流通の普及に手を盡したる結果稍其の目的を達し世人の信用を得るに至つた。

**正貨の不信用**　當時本邦内通用の正貨は概ね徳川政府末葉鑄造の品位粗惡なもの及明治政府に於て舊制に依り製造した二分金及一分銀等であつた、然るに政府の威令尚ほ能く行はれざるときに當り是等の通用貨幣を僞造するもの頻出し、就中僞造二分金の流通するもの頗る多く寧ろ一般に流通する二分金は僞造品のみといつても差支なき程であつた、從つて内外人で之に惱まされないものは殆ど無く信用地を拂ふの時であつたから、金札の信用俄かに增加し寧ろ金札の受授を喜ぶの傾向を生じ、此の傾向は益々其の勢を加へ全國津々浦々に至るまで自由に之が通用を見るに至つた。

**紙幣の僞造**　然るに茲に再び金札の信用を失し流通上の障害の原因が發生して來た、それは信用增加に伴ひ僞造頻々として行はれ獨り内地人のみでなく、支那人の如きも亦其の本國に於て之を僞造し、本邦開港場に携帶して旺んに通用したから、世人皆金札の受授に疑懼を懷くやうになり、流通頗る梗塞するに至つた、因て政府は之が改造を謀ると同時に嚴肅細密なる僞造者の探査處罰方法を設けて之を實行し、以て國内に於ける紙幣僞造の過根を絶滅せんことに努力したのである、爾來是等の犯跡發覺するもの少なからず、就中福岡藩の如きは城中に於て數百名の職工を使用して大仕掛の僞造を爲し居たるが如き又秋田藩、廣島藩の如きも犯跡發覺して各開係者は嚴罰に處せられた。

支那人の僞造したものは主に十兩、五兩及一兩であつて其の額は判らないが頗る多額であつた、而して政府は明治四年三月二十七日横濱其の他に贋札改所を設けて之が防止に備へたが、尚ほ止まるところを知らず紙幣流通に關する困難を全く除去することは出來なかつた、蓋し是等の紙幣は維新匆忙の際で速成を要した爲め十分精巧を盡し難く、從つて模樣、紙質等甚だ粗雜であつたから僞造も亦甚だ容易で如何に政府の威力を以てしても之を絶滅することは不可能であつた。

**性質の變更**　前に述べた如く太政官札は全然不換紙幣であつて、且つ十三年間に回收の豫定であつたが、世人之に慣れざると政府の基礎未だ確固ならざるとにより、紙幣に對する信用も殆ど無くて流通の梗塞甚しかつた、依つて政府は明治二年五月二十八日附を以て

金札引替之道可被相定候ニ付、相場廢止金同樣通用可致旨御布令相成候處（中略）當冬ヨリ新貨鑄造來申年（明治五年）迄ノ間引替可被下候、若シ右年限中引替相殘リ金札所持致シ候者ハ、一ケ月五朱ノ利足ヲ以テ七月、十二月兩度ニ割合御拂下被仰候云々

と布告し、從來の不換紙幣を一變して兌換紙幣となし、且つ其の兌換は明治二年末から同五

年末の間に實行せらるべき事となつたから漸く世上の信用を得るに至つた。

**性質の再轉**　是より先き明治二年二月造幣局新設、新貨鑄造の儀既に決せられてゐたから、政府は右の如き布告を爲したのであるが、新貨幣の鑄造は將來重大なる關係あるに依り愼重審議を要し容易に決せず、漸く二年後の同四年五月に至つて始めて最後の決定を見たに過ぎない、依つて政府は右二年五月二十八日の布告は此の時以後にあらざれば實行不可能となつたのみでなく、明治二年以降歳入の不足甚しく（明治二年不足約四百七十萬圓、三年殘餘約三十萬圓、四年不足三百十餘萬圓、五年不足一千八百餘萬圓）如何に之を實施せんとしても到底爲し得なかつたのである斯くて政府は同四年七八月の頃から漸次新貨幣を發行したれども、此の時頃より紙幣の信用俄かに回復し、流通上の不便甚しく減退したから事實上正貨との交換を行はざるのみでなく同四年十二月二十七日附を以て、

維新以來太政官竝民部省發行ノ金札、製造ノ粗ナルニヨリ贋造ヲ謀ル者間々有之、且又從來舊藩々ニ於テ發行ノ金銀錢札ハ其管轄限リ通用ノ儀ニ付、一般流通ノ便ヲ失ヒ其弊害不少、依之今般御多端ノ折柄莫大ノ入費ヲ不厭爲厥。精工ノ新紙幣百圓、五十圓、二十圓、十圓、五圓、二圓、一圓、五十錢、二十錢、十錢、五錢ノ各種ヲ製造シ、來壬申（明治五年）二月十五日ヨリ右各種ノ內、差向一圓、五十錢、二十錢、十錢ノ四種ヲ發行セシメ、追々製造成功ノ都合ニヨリ、從來官藩兩樣ノ金札ニ引換候條（中略）尤一般引換ノ都合ハ猶追テ相達候儀モ有之ヘク云々

と布告し以て暗々裡に明治二年五月二十八日の正貨兌換の布告を抹殺したが、當時世人は皆紙幣の通用に慣れ大に其の輕便を賞讃すると同時に、僞造二分金の多きに苦しみたる際であつたから、只管精巧の新紙幣發行を喜び其の性質の換、不換を問はなかつたのである。

**公債の發行**　併しながら右二年五月二十八日の布告中の殘紙幣（大藏省兌機證券の發行によつて回收した太政官札及民部省札約三百六十萬圓は明治五年三月銷却濟）に對する月五朱の利息附與の件は明治五年八月

（上略）今般人民ノ望ニ應ジ政府ノ公債ト致シ、右金札竝民部省札、新紙幣共大藏省へ差出シ、公債ニ致シ度者ヘハ年々六分ノ利息相添候公債證書可相渡候條云々

と布告し以て公債政策により之を實行せらるゝことゝなつた、當時國庫歳入は前にも述べた如く大不足を告げ一方に於ては廢藩置縣の爲め俄かに莫大の國費を增加し、他方に於ては新縣の諸稅未だ領收に至らず、新紙幣八百五十餘萬圓と大藏省兌換證券六百八十萬圓とを發

行して漸く會計を維持せし際であつたから、明治二年五月二十八日布告の正貨交換を廢止する
る此の布告に基いて、次に述ぶる「金札引換公債證書」の發行を實施（回收の頃(六)）するに至つ
たのは萬已むを得ざる事情であつたと云はねばならぬ。

**回收**　斯くして太政官札は明治五年四月から同十一年八月迄に

(イ)　粗税及び諸上納又は返納として回收
(ロ)　損傷紙幣として回收交換
(ハ)　公債證書として回收交換

明治二年五月二十八日布告中の太政官札正貨兌換は遂に履行すること能はなかつたが
殘札に對し利息附加のことは同六年三月布告第百二十一號金札引換公債證書條例で實行
さるるに至つた、而して其の公債證書は

記名證書　千圓、五百圓、百圓、五十圓
利札證書　五百圓、百圓、五十圓

で發行の要旨は金札持參者へ、明治六年三月十五日から年六分の利息を附したる公債證
書を交付し、其の發行年限を十五年とし、發行日より七ヶ年間は單に利息のみを支拂ひ
八ヶ年目から抽籤により元金を支拂ふといふのであつたが、證書の相場下落を懼れ同年
五月十五日、證書を持參した日から三個年は利息のみを支拂ひ、四箇年目から政府の都
合により抽籤を以て元金の支拂をなすことに改めた、然るに前記六年三月十五日からの
利息附加に對し外國公使等の抗議に基き、同年七月十四日附にて、同年一月一日から附
加し若し此の布令到達の日から四十日間内に證書に交換願出でざる者に對しては、本年
三月十四日までの利息を附せざることに改められた。

而して政府は此の公債證書を發行すると同時に他の一方に於ては、國立銀行條例を制
定して公債證書を抵當として銀行紙幣を發行することゝなしたから、後には殆ど之にの
み利用せらるゝに至つた、又此の證書は明治六年發行以來同十六年の最終發行までの總
額六百六十餘萬圓で之に對する紙幣銷却高内譯は第六節新紙幣回收の項に於て述ぶるこ
とゝする。

(ニ)　新紙幣と交換回收

により全部回收銷却が行はれた、尤も約十萬四千九百五圓は散逸、燒失及殘存等によつ
て實際回收せられなかつたものである。

## 第二節　民部省札

**發行の理由**　太政官札に次で發行せられたるは民部省札である、是より先き政府は太政官札四千八百萬圓を明治元年四月から同二年七月までの間に於て發行したが、其の種類一兩以上のもの多く一兩未滿のもの少なきが故に流通上頗る不便を感ずるに至つた、依つて政府は更に小紙幣數種を發行して從來の大札に換へ以て此等の不便を除去せんことに決議し、民部省通商司をして、其の製造を行はしめて四種（二分、一分、二朱、一朱）七百五十萬圓を明治二年十月から同三年十月末日迄に發行した、而して此の札は之を發行すると同時に之と同額の太政官札を回收する豫定で太政官札と別立するものではなかつた、然るに明治四年七月廢藩置縣の爲め國用の不足甚だしく一旦回收したものを再び發行するの已むなきに至つたから太政官札と別個の發行を見ることゝなつた。

**流通の狀況及回收**　民部省札は太政官札と單に其の名稱を異にするに止まり、流通の狀況回收の要項等少しも異なる處がない、尙ほ民部省札は回收滿期に際し散逸、燒失及殘存等の爲め三十五萬六千六百四十圓は實際回收されなかつた。

## 第三節　大藏省兌換證券

大藏省兌換證券は三井組の名義を以て發行せられたのであるが、實際主として利益を享受し且つ償却の責任を有せしものは政府であつた、故に政府紙幣であることは勿論である。

**發行の理由**　此の證券の發行を布告せられたるは、明治四年十月のことであつて當時我國の財政狀態は、同年七月廢藩置縣の實施により莫大の經費增額を要したるにも拘らず、歲入意の如くならずして歲出に對し多大の不足を來たし之が當面の責任にある大藏省の苦慮は實に非常なものであつた、併しながら政府は明治二年五月二十八日の布告を以て太政官札及民部省札（以下官省札と稱す）の發行額を三千二百五十萬圓に制限し、且つ明治五年末を以て新貨に交換すべきことを廣く內外に明約し、今や將さに其の期の迫まらんとするに際し、如何に國庫に窮乏を告ぐると雖も、再び從前の如き不換紙幣を發行して政府の威信を失墜することは出來なかつた、是に於て大藏省は政府の威信を失せずして國庫の不足を補ふに足るべき便法と、二分金の外出を防止する目的とにより遂に三井組の名義を借りて大藏省兌換證券の發行を爲すに至つたもので、其の發行の布告は左の通りである。

大阪造幣寮ニ於テ、既ニ新貨ノ鑄造盛大ニ御施行有之候得共、夥多ノ古金銀一時ニ改鑄國内一般新貨遍ク發行難相成候處、二分判ヲ厭忌シ候ヨリ自然上下ノ不融通ヲ釀シ候ニ付今般爲換座三井組へ申付、政府在來ノ古金銀ヲ引當トシテ凡三百萬圓ノ正金引換十圓、五圓、一圓三種ノ證券ヲ製造シ、來ル十五日ヨリ發行致シ、海關稅ヲ除クノ外、租稅其他ノ上納物日用公私ニ至ル迄總テ正金同樣ニ通用セシメ候、尤右證券ノ儀ハ新貨鑄造ノ高ニ應ジ引揚グベキ筈ニ候得共、若シ差當正金引換方望出候者ハ何時ニテモ三井組ニ於テ在來ノ貳分判ヲ以引換遣シ候云々

**發行**　斯くして右證券は三井組に於て明治四年十月から同五年四月までの間に六百八十萬圓を製造（製造費約三萬圓）發行し、内八割は大藏省の公費に充當し、二割は三井組に於て使用したのである。

**三井組との契約**　此の證券發行につき明治四年九月廿九日附大藏省と三井組との契約の要旨を掲くれは左の通りてある。

イ、三井組は大藏省の命令によつて發行を爲す

ロ、引換準備金として大藏省は證券高十萬圓につき五萬圓の割合にて證券の渡高に應じて隨時舊貨九割新貨一割を交付す

ハ、發行場所は三井組の都合に從ひ當分東京及大阪の新貨爲替座に於て行ふ但し今後の都合により横濱、神戸其の他に及ぼすことあるべし

ニ、此證券は全く三井組の名義を以て、大藏省發行するものなれば其の報酬として證券發行高の二割は三井組より準備金を出さすして自己の融通に供することを得

ホ、以上の外大藏省は自由に帳場等の檢査を爲し得ること及三井組に於て不正を行はざるの事項

然るに大藏省は明治五年六月を以て金庫準備金の方法を創設し、其の準備金として再び此の證券の引換負擔を爲さしめたから翌七月三井組との契約を改正した其の要旨は、手數料の變更及既に當初の契約により三井組が使用したる發行總額の二割即ち百三十六萬圓の正金供託之に對する政府より附する利息歩合等である。

**不換紙幣に變す**　而して右證券の發行の初日たる明治四年十月十五日以來翌五年三月二十日まで五ヶ月間に正金と引換を爲したる額は百五十一萬餘圓であつて發行總額たる六百八十萬圓の二割强に當り、是等引換によつて三井組より政府に納付したる證券は大藏省に於て銷

却の豫定であつたが國用多端にして銷却することが出來ず再び之を發行し、この狀態は爾來六年間行はれたのである。

當初此の證券は其の發行に當り布告にも明言せる如く新貨鑄造の高に應じ引揚ぐべき筈で明治五、六年間の新貨鑄造高は約五千二百萬圓の巨額に達したにも拘らず、一旦回收した證券を再び發行し遂に正金兌換を廢して紙幣兌換（新紙幣と）となしたるを以て遂に不換紙幣の性質に變して終つた。

**流通の狀況**　元來此證券は之と同時に流通した官省札及新紙幣の不換紙幣たるとは全く其の性質を異にし兌換紙幣であつた、從つて其の性質上より見るときは優劣甚しと雖も實際通用に際しては何等の區別がなかつた、是は當時官省札の信用を保持し正金と同價にて流通し反つて紙幣の輕便を喜ぶの時に際し恰も精巧の新紙幣漸次世に出でて粗造の官省札に代り、紙幣の信用鞏固の趨勢にありて其の性質の換不換に就ては敢て問題とせざる狀況であつたから、此證券に對しても亦之を他の紙幣と區別する者なく、其の性質を全然變更して正金兌換を廢して紙幣兌換と爲したる際も何等の支障が生ぜなかつた。

**僞造の防止**　凡そ貨幣又は紙幣の發行につき、之が僞造を豫防すと雖も時に僞造を行ふ者あることは古今、東西皆其の軌を一にするところである、況して甚だ粗雜にして僞造容易なるに於ては到底之を免かるゝことは出來ない、大藏省證券の如き其の製造甚だ粗雜にして殊に裏面に貼用する印紙は額面の大小に拘らず其の形狀色釋を同じくせるにより小額證券の印紙を剝取して、僞造の大札に貼付し以て之が行使を爲す者があるに至つた、依つて政府は五圓以下の證券に各其數位を表はせる小印を押捺し以て僞造防止を爲すことに決し、明治五年六月から第一國立銀行に命じて各地に於て之を實行せしめたが矢張り僞造を絕對に防止することは出來なかつた。

**回收**　此證券は既に述べた如く、初め正貨との兌換證券であつたが、折角正貨と兌換回收したる五十一萬餘圓を再び發行し次て、明治五年六月國庫準備金の方法を設けて新貨幣と兌換の方法を廢し爾來國庫に收入するものは漸次之を新紙幣に交換し、新紙幣をして此證券の相續者たらしめたのであるが、遂に明治八年一月十五日太政官布告第三號を以て他の官省札と共に其の通用を同年五月三十一日限と定め、同時に右三種の紙幣は總て新紙幣と交換すべき事とした、爰に於て此の證券も公然たる不換紙幣となり、同十二年四月に至り全部（內一萬五千六百六十七圓は變造による引揚又は散逸、燒失等により實際回收せられなかつた）新紙幣と交換回收を終つ

た。

## 第四節　開拓使兌換證券

開拓使兌換證券（以下單に開拓證券と稱す）も亦大藏省兌換證券と同じく三井組の名義を以て發行した政府紙幣である。

**發行の理由**　舊幕臣函館の反據全く鎭定するや政府は明治二年七月開拓使を設立し、北海道一圓を管轄せしめて其の開拓に務めしめた、然れども廣大なる同地の開拓は固より一朝一夕に爲す能はざるは勿論巨額の經費を要するにより、開拓使は政府に向つて之が請求を爲さんとすれども當時國庫の窮乏甚しく、僅かに大藏省兌換證券の發行によつて一時を凌ぐ有樣であつたから、政府と協議の上にて大藏省兌換證券發行に倣ひ、開拓證券を發行し之を以て大に開拓事業を行ふことゝし、明治四年十一月大藏省と開拓使との間に左の要旨の條約を締結した。

一、開拓證券は既に發行の大藏省兌換證券と同一形狀模樣とし、爲換座三井組の名義を以て發行す但し之と區別する爲め開拓使の印を押捺す。



一、發行總額は二百五十萬圓とす。

一、右二百五十萬圓の準備として定額の三分の一の新貨幣を引當て十ヶ年間通用せしむ。

一、以上の外手續上の詳細。

次て開拓使は三井組に之が發行に關する規定書を交付して請書を徵したが其の大體の趣旨は大藏省兌換證券の場合と大同小異である。

**發行**　斯くて既に證券發行の準備整ふに及び明治五年一月十四日太政官布告第六號を以て開拓證券發行の旨を布告し、同年四月までに豫定の如く二百五十萬圓の證券が發行せられたのであるが、此の內百十八萬圓は管下の民間に貸付けたから實際開拓使自身が開拓事業の爲めに使用したるは百三十二萬圓に過ぎない、而して此の開拓證券も名は兌換であつたけれども其結果に於ては全然不換紙幣として終つた。

**流通の狀況**　此の證券は政府紙幣中で最も發行高少なく又流通の期間も最も短かかつた、而して開拓使は主として之を其の管下たる北海道に發行したから專ら同地に於て流通したが後には東北地方にも及んだ、而してこれが信用其の他の狀況は全く大藏省兌換證券と異なるところがない。

**回收方法の變更**　此の證券發行に關し明治四年十一月大藏省と開拓使との間に締結せる約定書によれば、其の通用は十ヶ年とし、期限後開拓使は夫々順序方法を定めて之を回收銷卸し、若し之が實行を爲し得ざるときは大藏省は、開拓使の歳費定額金を差押へ之を以て開拓使に代り回收を施行すべき豫定であつた、又同月開拓使から三井組に交付した規定書によれは、證券發行高の二割即ち之が使用を爲し得る五十萬圓は同組に於て之が回收の負擔を爲し若し其の負擔部分を回收する能はざるときは、開拓使は同組の財産を差押へて之が回收を執行する契約であつた、然るに右の回收法は其の後種々の事情に依つて種々變更を生するに至つた、即ち

第一　開拓事業に要する經費不足の爲め先に開拓使が管下民間に貸付けたる百十八萬圓を抵當として、政府より新紙幣百十萬圓を借入れたる結果、右百十八萬圓中三分の一は明治六年末迄に三分の二は同八年迄に取立て銷却することに變更し

第二　其の製造粗雜なる爲め僞造變造頻々として行はれたから、發行後間もなき同五年七月から一圓以上の三種には何圓の名稱ある印を施して流通せしむることゝし、五十錢以下の發行總額百三十萬圓は新紙幣に交換回收することゝし、同時に五十錢以下三種の通用は明治六年十二月二十日限り、引換期限は同七年二月二十八日限りとし、翌八年十二月に至つて全部回收を終つた。

第三　次で一圓以上三種に就ても同八年五月三十一日限り其の通用を禁止し、同十二年三に至り全都の回收（五十錢以下の小證券を加へ三六、四八〇圓は散逸、燒失其の他によつて實際の回收なし）が行はれた。

## 第五節　新紙幣

**發行の理由**　新紙幣は明治四年十二月二十七日の布告により發行せられたるもので、之が發行に付ては複雜なる事情あるも當初の目的は官省札の僞造を防止すると同時に舊藩札の整理を行ひ以て紙幣を統一する爲めであつたが、漸次他の目的の爲めにも發行せられた、今之が理由の大體を說明すれは左の通りである。

**第一　官省札の僞造變造を防止し併せて紙幣の統一**　總額五二、八九七、一六五圓

我政府が國費の不足を補ふと同時に殖産興業奬勵の資に充つる爲め明治元年四月以降四千八百萬圓の金札即ち太政官札を發行するや、其の初めは一般が之に信用を措かざりし爲め流

通の圓滑を欠き、中頃に及び政府に於て之を正金に兌換の明約を爲せると、二分判金の信用地を拂ふとに因り金札の價格俄かに回復して、殆ど正貨と同價を維持するに至つた、然るに之が信用回復に從ひ内、外人にして僞造變造を行ふ者頻出したから、政府は幾回となく嚴命を下し嚴罰を設けて之を禁するも容易に行はれなかつた、其の一大理由は製品が至つて粗雜で精巧ならざる爲めであつて、識者間に精巧なる紙幣に改造し以て僞造を防止すべく論議せられ、政府も亦大に苦慮し明治三年六月遂に紙幣改造を行ふことゝなつた、卽ち新紙幣之である。

茲に於て政府は本邦駐在獨逸公使フォン・ブラントの紹介により同年十月同國人ドンドルフに新紙幣五千萬圓製造の依頼を爲したのである、此のブラントの紹介の趣旨によればドンドルフは幾何學に基き精工緻密なる紙幣製造方法を發明し、僞造が出來ないのみでなく、若し僞造する者ありとするも一見能く之を發見することを得、此の機械は同氏獨り所持するものといふのであつた。

第二　舊藩札の整理　總額二二、六一八、二四四圓

此の舊藩札整理を爲すに至つた理由は、第一章第二節明治維新後藩札の處分に於て述べた通りである。

第三　開拓使經費補助　總額百十萬圓

開拓使は其の事業道行の爲め三井組の手を經て、兌換證券二百五十萬圓を、明治五年一月から發行し、此の内百十八萬圓を所管人民に貸付した、然るに同年三月東京丸沈沒の爲め莫大の損失を蒙り、且つ至急着手を要すべき新事業甚だ少なくなかつた、然れども其の費用は到底通常經費を以て支辨し得ず、先に貸付けたる百十八萬圓を俄に回收するの外に途はなかつたが、若し之を實行するとせは之が貸付を受けたる者の困苦や實に同情に堪へぬものである、茲に於て開拓使は先に貸付けたる百十八萬圓を抵當として更に百十萬圓の新なる兌換證券を發行せんとしが、政府に於て許可を爲さず其の代りとして新紙幣百十萬圓の貸付を行ふことゝ爲つた。

第四　大藏省兌換證券の交換　總額六、七八四、三三三圓

大藏省兌換證券は、素と新貨幣又は貳分判金を以て交換せらるべきものであつて、新紙幣を以て交換せらるべきものではなかつた、然るに明治五年八月布告第二百二十三號を以て、大藏省及開拓使兩兌換證券の内五十錢以下の小券を新紙幣と交換すべく布告せられたるを端

緒とし、後日其の他の大藏開拓兩證券が新紙幣と交換せらるゝ事と爲りたると同時に又此の布告こそ是等兩證券が兌換紙幣から不換紙幣に變するの端緒と爲つたものであつて、政府が此の兩證券を新紙幣に交換することゝ爲せし事由を述ふれば左の通りてある。

一、新紙幣總額一億圓の內より、官省札及藩札の交換に供すべき八千五百萬圓を控除するも尙は殘額一千五百萬圓あり、故に此の一千五百萬圓の內を以て兌換證券の交換を行はは最も政府の便利なること。

一、銀行紙幣（國立銀行の）と兌換紙幣とは其の名を異にするも其の性質に於て同一であるから、之を兩立併行せしむるは策の得たるものでないこと。

一、官省札の回收完了の上は紙幣の種類を統一せんとするに當り、獨り兌換證券が新紙幣と混用せらるゝは大に不体裁なるのみならず、總ての紙幣を統一する方政府として便益なること。

第五　開拓使兌換證券の交換　總額二、四六三、五二〇圓

之に對する理由は右第四及「第四節開拓使兌換證券回收方法の變更の第二」に於て述べた通りである。

第六　出納寮へ繰替貸付　總額八、〇〇〇、〇〇〇圓

政府は國費不足を緩和せんが爲め、明治五年十月始て繰越貸出の名目を設け、隨時紙幣寮所管の新紙幣を出して出納寮に貸付することに決し、明治五年十月から同六年二月迄に新紙幣合計八百萬圓の繰越貸出を行ひ、出納寮は悉く之を通常經費に充當したのである、依つてこの紙幣は當然出納寮より紙幣寮に還付を要するものなるが、國費多端にして之が實行不可能となり遂に明治七年八月二十二日新なる發行額に變更し、他の一般紙幣と同一方法によつて銷却せらるゝことゝなつた。

第七　西京、大阪及神戸爲替會社へ貸付　總額五二五、四四四圓

**爲替會社の設立**　明治初年商法司又は通商司を置かれてから、同司の奬勵、保護、監督の下に全國商業主要地に通商會社及爲替會社を設立し、通商會社は內外商業の振興經營を目的とし、爲替會社は之に要する資本を融通運轉し、併せて民間金融の便を計るを目的とした一種の金融機關であつた、而して爲替會社は本邦に於ける銀行の嚆矢で、半官半民の性質を帶び其の資本は專ら、德川政府時代に御用爲替方を勸めた、三井、小野、島田及奧田組等の富豪から之を募り、政府からも亦相當の官金の融通を受けて旺んに金錢の預り、貸付又は爲替

業を營み、又準備金を設けて金券、銀券、錢札及洋銀券等發行の特權を附與されて居た。

**爲替會社發行の手形額**　今其の名稱及發行の金券等の種類金額を掲ぐれば

東京爲替會社

金券　二十五兩、一兩　百五十萬圓　明治二年十月發行

銀券　三匁七分五厘　五十三萬四千二百十兩　同　二年六月發行

橫濱爲替會社

金券　二十五兩、一兩　百五十萬圓　同　二年十月發行

洋銀券（別稱舊洋銀券）　百枚、十枚　百五十萬圓　同　三年四月發行

銀錢札（別稱新洋銀札）　千枚、五百枚、百枚、五十枚、二十枚、十枚、五枚　百五十萬兩　同　五年七月發行

右新洋銀札は舊洋銀券の製造粗雜にして損傷甚しきより其の引換に發行したものである、又一枚とは洋銀一枚即ち一弗に充當のものである。

京都爲替會社

金券　一兩　六十四萬兩　同　二年十一月發行

錢券　五百文、二百文、百文、五十文　百二十七萬六千三百二十三貫四百五十文　同　二年九月發行

大阪爲替會社

金券　百兩、五十兩、十兩、五兩、一兩　百八十五萬三千四百五十兩　同　二年九月發行

錢券　二百文　百文、一貫文、五百文　百四十萬八千三十四貫二百文　同上

神戸爲替會社

金券　二十五兩　五十萬兩　同　三年三月發行

大津爲替會社

金券　一兩　二十六萬二千五百兩

新潟爲替會社

金券　二十五兩、一兩　五萬兩　同　三年正月發行

敦賀爲替會社

金券　一兩　四萬一千兩　同　三年二月發行

であつて右の外堺其の他にも一二設立せられたが、事業振興せず何れも中途に於て座折して終つた。

通商會社及爲替會社は一時政府が非常の熱心を以て保護したから外觀上甚だ隆盛であつた

が、維新の事業漸次整頓し政府の主義政策にも變遷あり、其の結果通商司の勢力も頓に減じて、明治四年七月に廢止せられ、是等二會社の勢力も亦漸次衰運に向ひ、爲替會社發行の手形類中銀券は同三年六月限り、大阪の錢券は同年八月限り、西京の錢券は同三年六月限り、何れも通用を禁止せられた、次で同五年十一月十五日布告第三百四十九號を以て國立銀行條例を制定せらるゝに及び該條例に依らずして紙幣、金券及流通手形類の發行を禁せらるゝと同時に、從來官許を得て發行した金券類は之を正貨に引換へを行はしむることゝなり、爲替會社發行の殘餘の金券も無論此の條例の適用を受けたのであるが、只横濱爲替會社發行の洋銀券のみは貿易上内外人取引に便益を與ふること少なからず、之が通用を禁止するは不得策であつたから第二國立銀行をして繼承せしめ、該銀行は「改第二國立銀行」の七字を押捺して更に發行した。

**政府の救助**　右に述べた國立銀行條例の制定によつて横濱の會社は第二國立銀行に轉業し敦賀及大津の會社は辛ふじて其の發行金券の回收を了し、東京及新潟の會社も亦政府の救助によつて整理の途を講じ得たが、西京、大阪及神戸の三會社は各巨額の損失あるを以て其の發行せし金券を回收して償還することが出來なかつた、然れども是等の會社は先に政府の勸誘によつて手廣く貸付を爲したる結果であるから、政府としては今更ら其の破產を傍觀することは不可能であつた、依つて政府は從來該會社等に特許したる油穀相場所の手數料及び取立金高の五分宛を大藏省に收め、以て漸次之が償却を遂げしむる條件の下に明治六年四月二日金券引換代の名義にて西京約十三萬四千圓、大阪約二十八萬四千圓、神戸十萬八千餘圓、合計五十二萬五千四百四十四圓の新紙幣貸付を行つた。

次で政府は同六年八月二十四日右貸付金の整理を爲すに當り、内金十萬千六十八圓四十錢を卽納せしめて其の殘額は全部支拂を免除したのである、而して此の五十二萬餘圓の新紙幣は紙幣寮より出納寮へ一時借入の形式であつたが、同七年八月二十二日前記八百萬圓の繰替貸出金と共に之を新紙幣發行高中に算入した、茲に於て此の五十二萬餘圓も亦純然たる發行額と爲つたのである。

**第八**　西南戰役戰費の支辨　總額二七、〇〇〇、〇〇〇圓

明治十年二月西鄕隆盛鹿兒島に亂を起すや、其の勢ひ一時猖獗を極めたるも同年九月廿四日に至つて鎭定した、此の間支出したる軍費は實に巨額に達し、通常歳入にて支辨し得ざるを以て政府は第十五銀行から銀行紙幣一千五百萬圓を借入れ、又損傷紙幣交換の爲め保管して

居た東京製新紙幣（獨逸製原版を用ひ東京紙幣寮にて製造したもの）四千萬圓の内二千七百萬圓を發行すべく明治十年十二月二十七日第八十七號を以て布告せられた、其の要旨は左の通りである。

イ、右二千七百萬圓發行に付ては、目下流通中の半圓、二十錢及十錢二千七百餘萬圓を明十一年より明治二十五年迄の十五ヶ年間に補助銀銅貨と交換し、之に依つて回收したる半圓以下の紙幣は銷却す。

ロ、右發行の二千七百萬圓は今後十五ヶ年間に交換すべきも若し金札證書に交換希望の者に對しては明治六年布告第百二十一號に準し紙幣と引換に年六分付の公債證書を交付し引換たる紙幣は銷却す。

西南戰費支辯に就ては公債募集又は增稅に依るべしと論議する者も少なくなかつたが、政府は其の實行容易ならずと見て新紙幣の發行を行つたのである、併し此の巨額の紙幣發行の結果は我國の商業取引に至大の變動を及ぼし、數年間に亘り經濟界發達の防げとなつたのである。

第九　豫備札の發行　總額二二、一八八、一一六圓

以上に述べた八項の新紙幣は政府が直接又は間接に廣く天下に公示して發行したものであるに、然るに政府は累年歲出に對し歲入の大不足に苦み、其の弊害の最も多きを覺悟しながら何等天下に公示せずして、損傷紙幣交換の爲め備へてゐた新紙幣の發行を爲し以て歲入の不足を補ふことゝした。

この豫備札の發行は明治七年度より毎年行はれ其の最も多額なりしは、同十三年二月の二千二百十八萬八千百十六圓であつて、爾來鋭意之が回收に努めたる結果同十五年末に至つて全部回收し積年の弊を一洗することが出來た。

**製造**　新紙幣の發行總額は一億四千三百九十七萬八千八百八十三圓二十錢であつて、之を三期に分ち製造せられた。

第一期　第一期の製造は官省札交換回收の爲め新紙幣發行布告前、明治三年十月五千萬圓を獨逸に注文したものであつて、同四年十二月から漸次我國に輸送し來り同五年七月に至つて完成した。

第二期　第二期の製造も亦新紙幣發行を布告せらるゝ以前であつて、明治四年十一月舊藩札交換を議決すると同時に更に五千萬圓と外に損傷札交換の爲め三百五十三萬七千三百五十九圓二十錢の製造を獨逸に注文し、漸次我國に輸送し來り同七年四月に至つて完成した。

而してこの第一期及第二期に於ける製造の全權を委任されたのは、當時の佛國駐在小辨務使鮫島尚信であつた。

第三期　第三期の製造は損傷交換に供する豫備として先きに獨逸から取寄せ保管中の原版を用ひ、現在の印刷局の前身紙幣寮に於て明治十年七月から同十一年六月までに四千四十四萬千五百二十圓及同十三年五月二十日から同十四年十二月までに十錢のみ五百四十六萬二千五百十三圓七十錢を製造したものであつて、之を獨逸に依頼せず本邦に於て製造した理由は獨逸に於ては單に模様價格を印刷するのみで、之を發行するには我國に輸送後尚ほ大藏卿、出納頭及記錄頭の證印竝に明治通寶の印を押捺する等更らに手數と費用を要するのみでなく外國に注文するときは萬事不便不經濟なるが爲めであつた。

而して右第一期及第二期製造の紙幣を日耳曼製・內地製を東京製とも稱へ形狀、模様、色彩等は全然同一であつたが、日耳曼製は紙質脆弱で損傷甚しく、之に鑑み東京製は內國產の紙質最も强硬なものを用ひられた、從つて其の堅弱に就ては大なる相違があつた。

以上製造總額は一億四千九百四十四萬千三百九十六圓九十錢で、此の內約一億四千四百萬圓が實際發行せられたものである。

**發行當時の通貨**　明治五年四月政府が新紙幣を發行した當時に於ける本邦の通貨は

硬　貨　新舊金銀銅貨及洋銀

政府紙幣　藩札、太政官金札、民部省金札、大藏省兌換證券及開拓使兌換證券

會社紙幣　金券、銀券、錢券及洋銀券

等であつた、然るに是より先き舊金銀貨幣の內優良なものは過半海外に流出し、內國に存在して通貨の効用を爲すものは、維新前後に鑄造せられた二分金が重なるものであつた、而かも此の二分金は眞僞相錯雜して流通上の圓滑を欠き、貨幣條例に依る優良なる新貨幣は發行後日尚ほ淺くして一般に之が利益を享受すること出來ず、從つて當時に於ける通貨の大部分は政府紙幣又は會社紙幣或は舊藩札等であつた、然れども政府紙幣の內大藏、開拓兩證券は總額九百萬圓に過ぎざるのみでなく、僞造變造頻りに行はれ、舊藩札は三千餘萬圓の巨額に上りしも一地方に限られ且つ明治二年以來各藩の濫發によつて其價格下落し、會社紙幣も亦發行額六百餘萬圓に過ぎずして全國に普及するに至らなかつた、故に明治五年初に於ける本邦の通貨は專ら五千萬圓の官省札であつた、然るに此の官省札も亦信用の回復、流通の自由なるに伴ひ僞造變造を行ふ者暫次增加し、政府は之が禁制に力を盡したけれども實効甚だ少

なく官民共に其の弊害に苦しむだのである。

**新紙幣の好評**　此の時に當り政府は新紙幣を發行し漸次官省札及藩札と交換すべき旨を布告し、明治五年四月から之を發行するや、世人皆其の精巧美麗なるを喜び、只管ら此の紙幣の全國に普及し、粗雜なる官省札等に代らんことを希ふの有樣であつた。

當初政府が明治元年四月始めて太政官札を發行してより、順次民部省札、大藏證券及開拓證券を發行するに及び世人は半信半疑を以て是等の紙幣類を通用して居たのであるが、新紙幣の發行以來は一變して紙幣の通用に疑念を抱く者なく寧ろ其の輕便を歡迎するに至り、茲に初めて紙幣の基礎が確定したのである、然れどもこの基礎の確定こそ前にも述べたる如く事毎に發行して遂に約一億四千四百萬圓の巨類に上り、後に本邦經濟界の發達を阻害する一大原因となつたのである。

## 第六節　新紙幣の回收

**回收の濫觴**　初め政府が太政官札を發行するや其の通用を十三年に限り、次で民部省札發行のときは特に之が通用期限を定めなかつたが、此の札は素と太政官札の一部に交換せらるべきものであるから、其の通用期限は太政官札と同一なるは勿論である、又大藏省兌換證券は別に一定の通用期限はなかつたが、新貨幣鑄造の盛大に至るまでと限られ、開拓使兌換證券は十ヶ年と限られた、斯くの如く政府は紙幣或は證券を發行する毎に其の通用期限を豫定したのであるが、獨り新紙幣に至つては漸く明治十年十二月二十七日西南戰費支辨の爲めに發行する旨布告するに際し其の方法の一部が發表されたに過ぎない、是れ新紙幣回收に關する旨の公示された最初であつて、この方法によれば既に述べた如く半圓以下の新紙幣二千七百萬圓は明治十一年から十五ヶ年の間に其の全部を五十錢以下の銀貨及銅貨に交換せられ、爾後小額面の通貨は全く正貨のみと爲る筈であつた、斯の如く政府が小額面の紙幣を回收して小額面の正貨を發行するの方法を定めたる所以は、小額面の紙幣は最も流通頻繁にして損傷甚しく交換に多大の費用を要するから、之を免がる爲めとなるべく多くの正貨を世上に流通せしめんとする目的に外ならなかつた。

然るに翌十二年六月に至り右二千七百萬圓の回收年限を十一年度から十八年度まで八ヶ年間に短縮し、且つ銷却すべき紙幣は小額面のみに限らず百圓、五十圓及貳圓にも及ぶこととし、同時に回收銷却した紙幣に對する五十錢以下の補助貨幣發行のことは廢止せられた。

**減債方按**　之と同時に政府は内外公債及紙幣償還の方法を一定し、之を國債紙幣償還方法と名づけ同十二年七月一般に公示せられた、この方法は當時の流通紙幣約一億三千萬圓及内外公債約五億圓を、明治十一年度から同三十八年度までに悉皆償還又は銷却するといふのであつて世に減債方按と稱するものが卽ち之である、而して右に述べた二千七百萬圓に對する回收銷却に關することも、この減債方法按の一部で之が着手と同時に初めて實行せらるゝことゝなつた、故に新紙幣回收實行に初めて着手せられたのは明治十二年以後であつたことを知り得るのである、然らば政府が新紙幣の回收を何故十二年まで擧行せなかつたかといふ點に就て其の重要なる理由の大体を說明すれば實に左の通りである。

一、準備金の設置ありしこと　明治元年以來紙幣及證券類の發行せらるゝや、政府は夙に之が處理に苦慮し其の運用を永久に保獲し以て是等をして安全確固たる地位に置かんことを欲し、明治五年六月一日國庫金一千一百三十餘萬圓を分割して金庫準備金と名づけ特に嚴格なる規程を設けて其の性質及運用方法を定めた、之れ我國庫に準備金を設けた最初である。

而して右準備金創設の目的は大藏省兌換證券の兌換及紙幣公債の運用を保護するの趣旨であつて紙幣公債償還の基金と爲す爲めではなく、爾後政府は努めて之が增殖を計つて來たのである。

二、紙幣と正貨と同價格にて流通せること、　素と新紙幣發行の目的は官省札及藩札の回收整理の爲めであつて、漸次全國に普及するに及び一般に其の輕便に喜びたると、此の時までは未だ發行額の多からざりしとにより正價と同價格に通用するの有樣であつた、此の狀態は新紙幣發行當時から、明治十一年の末まで卽ち西南戰費に對する紙幣類の發行直後まで存續し、爲めに官民共に不換紙幣の弊害を研究する機會がなかつた、尤も開港場に於ては從來洋銀と本邦通貨との間に僅少の差ありしも、之は輸出入の消長に基く洋銀の需要に從ひ只開港場に於てのみ行はれたものであつて、一般紙幣の信用には何等差支なかつた、斯の如く新紙幣最初の發行は我國經濟界に何等の支障とならなかつたのみでなく、前にも述べた如く、一時大に歲入の不足を救濟した所以は全く價格の維持に基くものである。

三、明治八九年頃通貨缺乏の說世に行はれたること、　我國開港以來外國品の輸入せらるゝもの日々增加し、之に反し輸出品に付ては甚だ振はず年々入超又入超を繰返すのみであつた、從つて新貨幣の海外に流出するもの頗る多額に上り、造幣局開業以來明治九年まで製造

した金銀貨幣の總額約六千六百二十萬圓の內約二千三百萬圓は海外に流出した、尤も此の流出額は表面に顯はれたる額であつて、尙ほ此の外に當時の稅關制度の完備せざるに依つて秘密裡に輸出せられたる額も甚だ少なくなかつた、而して此の流出する貨幣は主に金貨で總額の九割以上を占め、我國の金貨は遠からず輸出し盡さるゝの狀態に陷り、之を憂ふるの議論盛に朝野間に行はれ、苟も意を天下の經濟に注ぐ者は之が原因及防止の方法を論議せぬものはなかつた。

而して之が防止を爲すには輸入を減じ輸出を旺盛ならしむるの外なく、輸出を旺ならしめんと欲せば國內の殖產工業を盛大ならしむるの必要あるは勿論である、されば政府は法令により又は國庫金を出す等によつて之を奬勵し國民は起業、擴張に努め上下擧つて努力するも資本の不足は每に事業の進步を妨げ、折角起こした事業も其の維持にさへ苦しむの有樣で、朝野間の意見は我國資本の不足は通貨の欠乏に基くものといふに歸し、資本を充實增加するには通貨の增加を爲さゞるべからずといふに至つた、此の當時に於て政府が紙幣回收を行はなかつたことは勿論であつて、單に回收を行はなかつたのみでなく、暗々裡に豫備の新紙幣を頻發して國產保護の資金に供用したことも少なくなかつた。

**價格の下落**　以上三項は實に明治十二年に至るまで新紙幣の回收を行はなかつた三大事情である、蓋し不換紙幣の弊害は旣に太政官札發行の當時に現はれ我經濟界の紊亂を來したけれども、明治五年新紙幣の發行によつて紙幣と正貨と同價格に通用し、兩者の間に輕重なきことゝなつてから、官民共に一時不換紙幣の弊害を忘却することゝなつた、然るに明治十年の西南戰費支辨の爲め二千七百萬圓の新紙幣と、第十五銀行より借入れたる一千五百萬圓の銀行紙幣とを發行するに及び四千二百萬圓の不換紙幣が俄かに增發せられたから、忽ち紙幣の下落となり、延ひて物價の騰貴を來たし紙幣と正貨の價格の差異は逐日甚しきを加へた茲に於て政府は準備金中の金貨六百萬圓を市場に出して銀貨の騰貴を抑制し、以て紙幣の下落を回復せんとしたるも殆ど無效に屬し、紙幣と正貨との差は一層甚しきを現出するに至つた、此の實驗の結果により官民共に準備金の設置及運用は永久に紙幣の價格を保持するに足らず、又先きに數年間紙幣と正貨との間に流通價格の差異なかりしは全く紙幣發行額の過剩ならざりし爲めのみであつて準備金の有無又は單なる世人の信用には關係甚だ薄きを知ると同時に通貨の增加は必ずしも資本の增加たる實用を爲す能はざるを知るに至り、我國の輿論ほ紙幣銷却の一點に傾き政府の意見も亦之と同ふしたのである。

以上の如く明治十二三年頃に於ける物價の騰貴、金融の梗塞は日々甚しきを加へ經濟界の紊亂其の極に達し、紙幣增發の慘害顯然として表はれて來た、されば政府は之を等閑に附すべからざるは勿論財政の整理を行ふを以て急務中の急務とし、右に述べた減債方法に基いて百方其の救濟の方法を講究實行した其の重なるものを擧ぐれば左の通りである。

一、明治十三年九月二十七日布告第四十號を以て酒造稅を二倍に增額し其の增收額豫定八百萬圓を紙幣銷却元資に充用することゝした。

二、同年十月二十七日布告第四十七號を以て金札引換公債條例を改正し、同公債は政府紙幣を交換支消する爲め發行し、其の元利金共に金銀貨幣を以て支拂ふことゝして紙幣の回收銷却を行ふことゝした、元來此の金札引換公債條例は太政官札の項に於て述べた如く、明治六年三月布告第百二十一號を以て發布せられ、其の後右の如く十三年十月布告第四十七號を以て改正せられたのであるが、明治六年始めて發行以來之を利用するもの意外に少なく、最終の明治十六年迄の發行總額は六百六十六萬九千二百五十圓で之に對する紙幣は國庫に納入後漸次銷却し、明治二十一年十月三日を以て終了した、其の銷却高の內譯は左の通りである。

太政官札　二、〇五二、七四四圓一二五

民部省札　一八五、八〇五、八七五

新紙幣　四、四三〇、七〇〇、〇〇〇

三、同十三年十一月五日布告第四十八號を以て紙幣銷却元資增加の爲め左の如く發表せられた、之れ單に紙幣銷却元資たるのみでなく內外公債償還の元資とも爲つたこと勿論である。

今般歲計を節約シ紙幣銷却ノ元資ヲ增加シ、併セテ地方ノ政務ヲ改良スルノ要用ナルヲ察シ左ノ通制定布告候事

第一條　本年四月第十六號布告第一條地方稅目中「地租五分一以內」トアルヲ「地租三分一以內」ト改定ス

第二條　同上布告第三條地方稅ヲ以テ支辨スヘキ費目中左ノ三項ヲ增加ス

一、府縣廳舍建築修繕費

一、府縣監獄費

一、府縣監獄建築修繕費

第三條　地方稅ヲ以テ支辨スヘキ府縣土木卽チ河港、道路、堤防、建築修繕費中官費下渡金ハ來ル十四年度ヨリ廢止ス

右布告により政府は一方に於ては地方税の制限を擴めて府縣會の議決權を伸張し、他方に於ては國庫の負擔を輕減して紙幣銷却の元資を增加することゝしたのである、又政府は

四、右布告と同日を以て內務、大藏、陸軍、海軍、文部及工部の經費定額を前年度に比し十二萬圓乃至二十五萬圓合計百萬圓の減額を加へ以て通常歲入より得る所の紙幣銷却元資の增加を計つた。

五、更に同日附を以て內務、大藏、陸軍、海軍、工務及文部の六省竝に開拓使へ對し工場拂下處分方法を達し、以て國費の節約を行ふと同時に民間工業奬勵の一手段とした。

**紙幣政策の變更**　明治十四年十月二十日松方正義大藏卿に任せらるや紙幣政策の實蹟を擧ぐるには、正貨と兌換の制度を設くるの外途なきを察し、專ら紙幣の流通額を減縮すると同時に準備金中の正貨を增殖し以て紙幣兌換の基礎を鞏固にして、紙幣の價格回復するの日を待つて正貨兌換制度を採用するの一大方針を以て邁進することゝした、而してこの目的達成の爲め

一、國內に於ける殖產工業の發達を助成し

一、海外貿易を盛大ならしめ以て正貨の吸收を行ひ

一、海外貿易の監督幣助を行はしむる爲め倫敦領事館の再開、里昂領事館の新設

一、又海外正貨の吸收機關として一大中央金庫を設立し政府は之が保護監督を行ふと同時に、國庫金の出納を取扱はしめ國庫金に餘裕の生ずるに從ひ貨幣地金銀を購入し以て紙幣兌換の途を講ずること（日本銀行の設立は明治十五年六月太政官布告第三十二號）

一、國費の節約　其の一例として明治十五年度より同十七年度に至る三ヶ年間各官廳の歲出定額を据置き、一切臨時の增額を行はざりしが如き

一、歲入增加の爲め賣藥印紙稅法の新設、又は諸稅法の改正

一、出來得る限り紙幣の銷却

一、鐵道公債の發行及明治十三年十月布告第四十七號金札引換公債條例の改正

を行ふ等總ゆる手段を講じたる結果、

**準備金の激增**　明治十四年六月に於ける準備金現在高約五千五百八十萬圓中正貨は僅かに約八百七十萬圓で他の約四千七百十萬圓は紙幣であつたものが、明治十八年末の總額に於ては約四千八百八十萬圓に減じたけれども此の內正貨に屬するもの實に約四千二百三十萬圓に激增し、紙幣に屬するものは僅かに六百五十餘萬圓に減少して正貨と紙幣全く其の位置を轉

換し政府紙幣兌換の基礎漸く成り第八節に於て述ぶる之が實施を見るに至つたのである、斯の如くにして明治十七年度以降は紙幣の價格大に回復して正貨との差五、六錢と爲り、同時に紙幣の發行高も亦大に減少したから歳入の殘餘は專ら正貨買入の用に供し以て直ちに紙幣銷却を爲さぬ方針であつたが實際は年々銷却高を增す計りであつた。

## 第七節　改造紙幣

**發行の理由**　明治五年初めて新紙幣發行以來、從來の官省札、舊藩札及大藏開拓兩證券は漸次新紙幣に交換回收せられ、明治八九年に至つて我國の政府紙幣は殆ど新紙幣の一種となり上下共に精巧美麗にして僞造變造の甚だ稀なるを喜んでゐた、然るに數年間の經驗により此の新紙幣にも亦左の如き三大欠點あることが發見せられた。

一、種類異なるも紙幅を同ふし、例へば十錢、二十錢及半圓の三種、一圓及二圓の二種が各紙幅を同ふせるが如き、又金員の字體を異にせず且つ細少に失するを以て、一圓を二圓に、拾錢を貳拾錢に改描するが如き弊害あり。

二、洋紙なるが故に或る手段を施せば地紋印肉を消滅し又は彩色を變更すること容易なり

三、損傷甚だしく其の最も多きときは一ヶ月十餘萬圓の多きに及びたることあり、爲めに之が交換に非常なる手數と費用とを要す。

依つて政府は是等の新紙幣を改造することに決し

**製造及發行**　明治十二年五月から同十六年度迄五ヶ年に亘り十圓、五圓及一圓の三種總額一億三百萬圓製造方を印刷局に命じ、同十二年冬に至り一圓紙幣の製造若干成るに及んで翌十三年二月布告第五號を以て左の如く紙幣改造の旨を公示した。

現今流通ノ紙幣ハ紙質脆弱破裂等ノ憂不尠候ニ付此度拾圓、五圓、壹圓三種ノ紙幣ヲ改造シ漸次交換候條云々

次で翌十四年一月改造の一圓紙幣を發行して現今流通の一圓、貳圓の紙幣と漸次交換せしむる旨を明示し、其の翌月より漸次之が發行を行ひ次で五圓紙幣は同十五年七月から、十圓紙幣は同十六年九月から各發行せられた。

**好評**　改造紙幣の一度世に出づるや世人皆な製造の美麗堅牢なるを喜び新紙幣を顧みるものがなかつた、而してこの改造紙幣は表面に菊花章、左側に神功皇后の肖像あるを以て俗に菊花章紙幣又は神功皇后札と稱へ從來の新紙幣と區別し特に愛好して居た。

**半圓以下の製造及發行**　是より先き既に述べた如く政府は明治十年布告第八十七號を以て半圓以下の紙幣は同十一年より向ふ十五ヶ年間に銀銅貨にて交換銷却する旨を公布したから今回改造を行ふものは一圓以上に止むることゝしたが、新紙幣は發行以來損傷するもの日に月に增加し、一方銀銅貨の鑄造は豫定の如く進行せず、爲めに半圓以下の損傷紙幣を交換するには一圓又は二圓の改造紙幣を以てせしより、小額面の紙幣俄かに欠乏を告げ甚しく不利不便となつたから、更に五十錢及二十錢の改造紙幣約千九百萬圓を製造して、新紙幣の半圓、貳拾錢及拾錢に交換することに決し、若干之が製造の成るに及び同十五年八月布告第十五號を以て半圓以下の新紙幣と交換する爲め、新に五拾錢及貳拾錢の改造紙幣を製造する旨を公布し、同年十二月頃から順次發行せられた、この五拾錢及貳拾錢紙幣も右に述べた一圓以上の紙幣と紙質、彩色等全然同一であつて世評も亦同樣であつた。

要するに改造紙幣は全く舊來の新紙幣と交換する爲め發行したものであつて、其の目的以外には少しも發行せられなかつた、從つて政府紙幣發行總額には何等の增減がない、而して明治十八年六月布告第十四號を以て政府紙幣は漸次銀貨に兌換さるゝことゝ爲ると同時に改造紙幣の製造及發行は停止せられた。

以上の次第にて改造紙幣の流通、鎖却の狀況は全然新紙幣と同一である。

## 第八節　政府紙幣兌換の實施及通用廢止

**紙幣兌換の實施**　第六節末尾に於て述べた如く準備金の充實漸く成り、紙幣兌換の機熟したから政府は明治十八年六月六日布告第十四號を以て、政府紙幣は明治十九年一月から漸次銀貨に交換回收して銷却を行ひ、其の交換回收事務は日本銀行をして掌らしむることゝした此の日本銀行の回收取扱方法は同十八年十二月十四日の官報で發表せられた、是より先き政府は明治十七年五月布告第十八號を以て兌換銀行券條例を制定し次で此の政府紙幣の銀貨兌換の途を開いたことは、明治大正の幣制に於て述べた通りである。

而して政府は右の如く紙幣の兌換制度を確立するや、全然之を銷却して兌換銀行券をして之に代らしむる計畫を立て（明治三十二年末までは政府紙幣と兌換銀行券と併行）着々其の歩を進めたのであるが、政府紙幣の發行殘額は尙ほ極めて巨額に上り、明治二十一年五月末現在は約五千二百十二萬圓で此の內約四千三百七十六萬圓は一圓以上に屬し、八百三十六萬圓餘は五十錢以下に屬するもので、當時の準備金中正貨現在高は二千百七十五萬圓餘に過ぎなかつた、尤

も五十錢以下の紙幣は明治十九年六月以來補助銀貨と引換を行ふことゝして著々實行中であつたから別問題とし、一圓以上の引換を行ふには約二千二百萬圓の不足を生するのであつた、よつて政府は明治二十一年七月三十一日勅令第五十九號を以て兌換銀行券條例の一部を改正して日本銀行の兌換券發行特權を擴張し、其の發行紙幣二千二百萬圓を限度とし一ケ年百分ノ二の割合による利子を附して政府に借入れ、右不足額二千二百萬圓に對する政府紙幣銷却に充當することゝしたのである。

**期滿免除の公布**　是より先き政府は五十錢以下の紙幣は損傷甚しく流通上不便が少なくないから、明治十九年六月以來補助銀貨を以て交換回收することに決したが、此の內十錢紙幣（十錢紙幣は全部新紙幣の儘て改造されす）は其の損傷殊に甚だしかつたから、同年七月九日勅令第五十號を以て翌二十年六月三十日限り通用を禁止し、同時に右期間內に交換方申出づべき旨を命した、此の期限は其の後數回延期したが、明治二十三年二月二十八日法律第十三號を以て通用禁止の貨幣紙幣期滿免除の件が左の如く發布せられ、これによつて明治二十六年二月二十七日期滿免除となり交換終了を告けた。（約三十六萬圓は實事上の回收なし）

政府發行ノ補助貨幣及紙幣ニシテ通用ヲ廢止シタルモノハ、其廢止ノ翌日ヨリ起算シ滿五箇年內ニ引換ヲ請求セサレハ、期滿免除トシテ政府ハ其ノ引換義務ヲ免カルルモノトス但シ明治二十年六月三十日ヲ以テ通用ヲ廢シタル十錢紙幣ハ本法發布ノ日ヨリ起算シ滿三年ヲ以テ期滿免除ノ期限トス

註　右期滿免除の法律は今日に於ても施行中のものである（但書は自然消滅）故に數年後に通用廢止豫定の舊補助貨幣及遠からず通用廢止と想像せらるゝ第九節の小額紙幣等各之が發布後は此の法律の適用を受くるのである。

**紙幣交換基金特別會計**　明治二十三年會計法の發布實施に基き政府は同年三月二十七日法律第二十四號を以て紙幣交換基金特別會計法を制定し、明治二十三年度から從來の準備金制度を廢して之に代らしむることゝした、而して明治二十二年度末の一圓以上の流通紙幣は三千二百萬圓（五十錢以下は十九年以來補助銀貨と交換回收に着手せるにより此特別會計法とは別途の整理によるもの）で準備金の殘額で新たに紙幣交換基金に組入るゝものは一千萬圓であつた、依つて政府は同年七月二十九日法律第五十九號を以て、前述日本銀行から借入れた二千二百萬圓を紙幣交換基金中へ組入るべく右特別會計法に追加した、之により紙幣交換基金は三千二百萬圓となり之を以て一圓以上の政府紙幣は漸次交換回收が行はるゝことゝなつた。

**通用廢止**　次て明治三十年三月法律第十六號貨幣法の制定により我國の幣制が純然たる金貨本位制となるに及び同月二十九日法律第十九號を以て、明治十八年布告第十四號を改正して從來の銀貨を以て交換するを金貨を以て交換することゝした、政府紙幣は斯の如くにして逐年回收銷却せられ、年を經るに從ひ流通額は非常に小數となつた計りでなく、發行後多年經過の爲め損傷甚しく、之が通用を禁止しても金融上支障なきに至つたから、明治三十一年六月十一日法律第六號を以て、政府紙幣は全部（十錢は既に廢止濟）明治三十二年十二月三十一日限り其の通用を廢せられた、而してこの通用廢止の當時卽ち同月二十一日に於ける殘高は一圓以上三百三萬九千八百十二圓餘、五十錢以下百八萬五千九百七十圓餘であつた、是等は明治二十三年法律第十三號に依り、明治三十七年十二月三十一日迄に引換銷却せらるべきものであるから、政府は之が銷却上の便を計り通用期限後と雖も期滿免除に至るまでは尙ほ之を國庫金に受領することゝなした。

以上の如くにして明治元年太政官札の發行以來幾多の經濟界紊亂ともなり又は大に國庫不足の補給ともなつた、政府紙幣も明治三十七年末を以て回收銷却の終末を遂げたのである。

## 第九節　小額紙幣

**發行の理由**　西紀千九百十四年六月二十八日墺洪國皇太子夫妻の暗殺が導火となり歐洲の天地は戰の巷と化した、然るに獨軍は其の勢い猖獗を極めたのみでなく中立を犯す等、橫暴至らざるなく遂に世界的の大戰亂となつた、我國も亦此の渦中に投ずるを餘儀なくせられ、同年卽ち大正三年八月獨塊に向つて戰を宣した、而して此の戰亂の結果により本邦諸工業の勃興著しく商業日に活潑となり、所謂好景氣が勃然として起つて來た、爲めに通貨の膨脹を來たし小額貨幣の需要頓に增加し大正六年に至つては補助貨幣の拂底殊に甚しく、造幣局能力の全部を傾けて之が鑄造に從ふも到底其の需用を充たすこと能はなかつたから、政府は一時の應急策として小額紙幣の發行を行ふ事とし、同年十月二十九日緊急勅令第二百二號を以て之を發表した、其の要旨は左の通りである。

一、政府は補助貨幣に代用する爲、臨時必要に隨ひ五十錢、二十錢及十錢の小額紙幣を發行す。

一、政府は右發行高に應じ同額の通貨を其の引換準備に充て、日本銀行をして之を保管せ

しむ。

一、小額紙幣は十圓迄を限り法貨とす。

一、小額紙幣は通貨を以て之を引換ふ。

又同日附で小額紙幣の形式を定め、翌三十日附で小額紙幣は講和條約調印の日から一年を經過した後は發行せない旨發表せられた。

**銀貨の發行見合せ**　然るに右戰亂の結果によつて銀價の騰貴日に月に甚しく、從來の補助銀貨幣は鑄潰し又は輸出さるゝの虞が生じて來たから、政府は翌七年四月銀貨の改正を行ひ五十錢の量目を大に減ずると共に二十錢及十錢の品位を低下し量目も亦大に減じたのである が、銀價の騰貴は何時止むとも知れず、此の改正の銀貨も流通市場に出せば尚ほ鑄潰さるゝの危險少なくないから、之が鑄造を中止すると同時に、既に鑄造して日本銀行に引渡したものも世上に出すことを見合はせ、他日再改正の機會を俟つことゝし專ら五錢白銅以下の補助貨幣鑄造に全力を注ぐことゝなつた。

**紙幣發行期の延期**　而して世界大戰も大正七年十一月休戰條約成立し、翌八年六月獨逸國の講和條約調印となり、最後に同九年六月對洪講和條約調印によつて、茲に聯合軍大捷の下に其の終結を見るに至り、我國經財界の好況も大正九年三月頃を頂上とし、爾來不況に向つたのであるが、曩日に於ける好況の餘波は小額通貨の需要依然として減退することはなかつたのみでなく、補助銀貨の改正は尚ほ將來銀價安定まで實行し難く且つ將來銀貨改正を行ふ場合に於ても、十錢銀貨は到底鑄造を繼續し難きを察し、大正九年七月之を廢して新に十錢白銅貨を設けて代らしむることゝし、大に其の鑄造を旺んにすると同時に、小額紙幣の發行も同月法律第六號を以て當初の豫定では講和條約締結の日から一ヶ年までゝあつたのを改めて、尚ほ當分の內發行することゝした、尤も之は五十錢のみであつて二十錢及十錢は損傷紙幣引換にする場合を除く外大正十四年四月一日以後は發行せさることゝ爲つた。

**回收**　其の後さしもに動搖を極めた銀價は大正九年二、三月頃を最高とし、爾後漸落の歩調となり翌十年に至つて略安定を得たから政府は同十一年四月再び曩日の如く銀價騰貴するも鑄潰等の危險なきやう、更らに品位量目を低下したる銀貨に改正を行つた、然るに小額紙幣は損傷甚しく殊に十錢紙幣の如きは所謂ボロ〳〵の儘通用するものがあつて流通上の不便日々加はり、而かも紙幣の發行總額は頗る巨額に達してゐるから政府は一日も速かに全部を硬貨に引換へんと欲し、新發行を爲さざると同時に一面に於ては造幣局職工を倍加して八時

間二次交替作業制を採用し、眞に晝夜兼行にて改正五十錢銀貨及十錢白銅以下の補助貨幣鑄造を行ひ、順次小額紙幣と交換することゝし、約二ヶ年にして漸く豫定の硬貨鑄造を終り、小額紙幣も亦之に順應して漸次回收銷却が行はれ今尚ほ其の途中であるが、以上述ぶる如くにして其の回收は意外に迅速に行はれ、大正十三年末頃以來漸次其の影を見ないやうになつたのである。

**發行及銷却高**　今昭和三年七月末日に於ける小額紙幣當初よりの發行高及銷却高等を掲ぐれば左の通りである。

| | |
|---|---|
| 當初より發行高累計 | 四〇四、五〇〇、〇〇〇圓 |
| 同　上銷却高累計 | 三九一、八一二、八一〇圓 |
| 殘　存　高 | 一二、六八七、一九〇圓 |

小額紙幣は現在にては既に流通市場から殆ど其の影を沒したるに拘らず、尚ほ前表の如き殘存がある、此の內には回收後銷却未濟のものも含まつて居ると思ふが、散逸、燒失に屬するものも頗る多いであらう、而してこれが通用廢止の日も餘り遠くはあるまい。

# 附

# 表

309 M36

# 第一附表　德川政府貨幣表

一、第五十四號乃至第五十七號の貨幣は明治政府に於て鑄造したものであるが、全く舊形式によつたものであるから此の表に掲げた。

二、德川政府の貨幣は明治維新後全部（寶永通寶を除く）一時之が通用を許されたが（第一編第五章第一節舊貨幣の處分參照）本表中の通用期間は德川政府時代に於て一旦通用禁止のものは之に從つた。

三、規定の品位量目は各幣制の本文に掲けたから本表には略した。

| 番號 | 名稱 | 鑄造期間 | 通用期間 | 多數試驗ノ結果一個平均ノ量目及品位 | | | 鑄造高 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 量目 | 金（千分中） | 銀（千分中） | | |
| 1 | 慶長大判金 | 自慶長六年至元祿八年八月 九五年 | 自慶長六年至元祿八年八月 九五年 | 多數試驗ノ結果一個平均ノ量目及品位 | | | 一六、五六九枚 | 第二十五號圖 |
| 2 | 慶長小判金 | 右同 | 自慶長六年至文政十年正月晦日 二三七年 | 四匁七三 | 八六二、八 | 一三三、〇 | 五、二 | 第二十六號圖 |
| 3 | 慶長一分判金 | 右同 | 右同 | 一匁一八 | 八五五、七 | 一四三、〇 | 一、三 | 第二十七號圖 |

| 番號 | 名稱 | 鑄造期間 | 通用期間 | 多數試驗ノ結果一個平均ノ量目及品位 | | | 鑄造高 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 量目 | 金（千分中） | 銀（千分中） | | |
| 1 | 慶長大判金 | 自慶長六年至元祿八年八月 九五年 | 自慶長六年至元祿八年八月 九五年 | 多數試驗ノ結果一個平均ノ量目及品位 | | | 一六、五六九枚 | 第二十五號圖 |
| 2 | 慶長小判金 | 右同 | 自慶長六年至文政十年正月晦日 二三七年 | 四匁七三 | 八六二、八 | 一三三、〇 | 五、二 | 第二十六號圖 |
| 3 | 慶長一分判金 | 右同 | 右同 | 一匁一八 | 八五五、七 | 一四三、〇 | 一、三 | 第二十七號圖 |

第一附表　德川政府貨幣表

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 | 享保小判金 | 自享保元年<br>至元文元年四月 | 二分 | 享保銀<br>（丁銀） | 文字銀<br>（豆板銀） | 自慶長六年七月<br>至元禄八年八月 |
| 18 | 享保<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自正徳四年五月<br>至元文元年四月 | 三分 | 右同 | | |
| 17 | 正徳一分判金<br>別稱　武蔵一分金 | 右同 | | | | |
| 16 | 正徳小判金<br>別稱　武蔵小判金 | 自正徳四年五月<br>至同　年 | 一分 | 文字銀<br>（豆板銀）<br>慶長銀<br>（丁銀）<br>慶長豆板銀 | 文字銀<br>（豆板銀）<br>慶長銀<br>（丁銀）<br>慶長豆板銀 | 自慶長六年八月<br>至元禄八年八月 |
| 15 | 四ッ宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自正徳元年八月<br>至正徳二年九月 | 二分 | | | |
| 14 | 乾字一分判金<br>別稱　小判一分金<br>形小なり | 右同 | | | | |
| 13 | 乾字小判金<br>別稱　小判小判金<br>形小なり | 自慶永七年四月<br>至元禄四年五月 | 五分 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 三ッ宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永七年四月<br>至正徳元年七月 | 四分 | 永字<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　永中宝 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永三年六月<br>至寛永七年二月 |
| 11 | 永字<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　永中宝 | 寛永七年三月<br>至享保七年四月 | 一分 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永三年六月<br>至寛永七年二月 |
| 10 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永三年六月<br>至寛永七年二月 | 五分 | | | |
| 9 | 元禄<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自元禄八年九月<br>至寛永三年五月 | 二分 | | | |
| 8 | 元禄一朱判金 | 自元禄十年六月<br>至寛永七年四月 | 一分 | | | |
| 7 | 元禄一分判金 | 右同 | | | | |
| 6 | 元禄小判金 | 自元禄八年九月<br>至寛永七年四月 | 二分 | | | |
| 5 | 元禄大判金 | 自元禄八年九月<br>至享保元年 | 二分 | | | |
| 4 | 慶長<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶長六年七月<br>至元禄八年八月 | 一分 | | | |







| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 | 享保小判金 | 自享保元年<br>至元文元年四月 | 二分 | 享保銀<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 文字銀<br>（豆板銀）<br>慶長銀<br>（丁銀）<br>慶長豆板銀 | 自慶長六年八月<br>至元禄八年八月 |
| 18 | 享保<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自正徳四年五月<br>至元文元年四月 | 三分 | 右同 | | |
| 17 | 正徳一分判金<br>別稱　武蔵一分金 | 右同 | | | | |
| 16 | 正徳小判金<br>別稱　武蔵小判金 | 自正徳四年五月<br>至同　年 | 一分 | 文字銀<br>（豆板銀）<br>慶長銀<br>（丁銀）<br>慶長豆板銀 | 文字銀<br>（豆板銀）<br>慶長銀<br>（丁銀）<br>慶長豆板銀 | 自慶長六年八月<br>至元禄八年八月 |
| 15 | 四ッ宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自正徳元年八月<br>至正徳二年九月 | 二分 | | | |
| 14 | 乾字一分判金<br>別稱　小判一分金<br>形小なり | 右同 | | | | |
| 13 | 乾字小判金<br>別稱　小判小判金<br>形小なり | 自慶永七年四月<br>至元禄四年五月 | 五分 | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 12 | 三ッ宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永七年四月<br>至正徳元年七月 | 四分 | 永字<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　永中宝 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永三年六月<br>至寛永七年二月 |
| 11 | 永字<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　永中宝 | 寛永七年三月<br>至享保七年四月 | 一分 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永三年六月<br>至寛永七年二月 |
| 10 | 寛永<br>（丁銀）<br>慶長銀<br>別稱　寛字宝<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶永三年六月<br>至寛永七年二月 | 五分 | | | |
| 9 | 元禄<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自元禄八年九月<br>至寛永三年五月 | 二分 | | | |
| 8 | 元禄一朱判金 | 自元禄十年六月<br>至寛永七年四月 | 一分 | | | |
| 7 | 元禄一分判金 | 右同 | | | | |
| 6 | 元禄小判金 | 自元禄八年九月<br>至寛永七年四月 | 二分 | | | |
| 5 | 元禄大判金 | 自元禄八年九月<br>至享保元年 | 二分 | | | |
| 4 | 慶長<br>（丁銀）<br>豆板銀 | 自慶長六年七月<br>至元禄八年八月 | 一分 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 享保一分判金 | 右同 | 右同 | 一匁一九 | 八六一、四 | 一三五、五 | 三、一 | 改鑄高 七、四〇〇、〇〇〇兩 | 第五十三號圖 右同 |
| 21 | 享保大判金 | 自享保十年十月 至天保九年六月廿四日 一二四 | 自享保十年十二月朔日 至萬延元年四月十日 一三六 | 四四匁一 | 六七六、五 | 二八一、五 | 四二、〇 | 八、五一五枚 | 第五十四號圖 |
| 22 | 元文小判金 別稱 眞文小判金 古文字小判金 | 自元文元年五月 至文政元年六月 八三 | 自元文元年六月十五日 至文政十年正月三十日 九二 | 三匁四八 | 六五三、一 | 三四四、一 | 二、八 | 改鑄高 一七、四三五、七一二兩 | 第五十五號圖 |
| 23 | 元文一分判金 別稱 眞文一分金 古文字一分金 | 右同 | 右同 | 〇匁八七 | 六五三、三 | 三四三、七 | 三、〇 | 改鑄高 一二、七〇〇、〇〇〇兩 | 第五十六號圖 |
| 24 | 元文 別稱 文字銀 眞文字銀 古文字銀 丁銀 豆板銀 | 自元文元年六月 至文政元年 八三 | 右同 | — | 、六 | 四五一、〇 | 五四八、四 | 改鑄高 (五二五、四六五貫九) 八、七五七、七六五兩 四九一、三〇〇貫 | 第五十七 五十八號圖 |
| 25 | 明和五匁銀 | 自明和二年八月 至安永元年八月 八 | 自明和二年九月四日 至安永元年 八 | | | | | 三〇、一〇七兩 | 第五十九號圖 |
| 26 | 安永南鐐 別稱 安永二朱。明和二朱。明和南鐐。大南鐐。古二朱。古南鐐。 | 自安永元年九月 至文政七年 五三 | 自安永元年九月十日 至文政十二年二月卅日 五八 | 二匁六八 | 一、三 | 九七八、一 | 二〇、六 | 改鑄高 五、九三三、〇四二兩 五、四六〇、五〇〇兩 | 天明八年一旦鑄造廢止、寛政十二年十二月再ビ鑄造開始 第六十一號圖 |
| 27 | 文政二分判金 別稱 眞文二分金 眞字二分金 | 自文政元年四月十日 至文政十一年 一一 | 自文政元年六月十日 至天保六年九月末日 一八 | 一匁七四 | 五六二、九 | 四三三、〇 | 四、一 | 改鑄高 二、九八六、〇三二兩 二、九〇〇、〇〇〇兩 | 第六十二號圖 |







| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 文政小判金 別稱 草文小判金 草文字金 | 自文政二年七月十八日 至文政十一年 一〇 | 自文政二年九月廿日 至天保十三年八月二日 二四 | 三匁四九 | 五六〇、五 | 四三五、八 | 三、七 | 改鑄高 一一、〇四三、三六〇兩 九、〇〇〇、〇〇〇兩 | 第六十三號圖 |
| 29 | 文政一分判金 別稱 草文一分金 草文字金 | 右同 | 右同 | 〇匁八〇 | 五五六、二 | 四四〇、〇 | 三、八 | 改鑄高 (二三四、九八一貫九) 三、七四九、六九九兩 改鑄高 二〇七、一六五貫 | 第六十四號圖 |
| 30 | 文政 別稱 草文字銀 新文字銀 丁銀 豆板銀 | 自文政三年五月 至天保八年十月 一八 | 自文政三年七月二十日 至天保十三年八月二日 二三 | — | 〇、六 | 三五二、五 | 六四六、九 | 改鑄高 七、五七八、〇三五兩 七、四七四、八〇〇兩 | 第六十五 六十六號圖 |
| 31 | 文政南鐐 別稱 文政二朱 小南鐐 新南鐐 | 自文政七年二月 至天保元年五月 七 | 自文政七年三月廿一日 至天保十三年八月二日 一九 | 二匁〇一 | 二、二 | 九七九、六 | 一八、二 | 改鑄高 二、九二〇、一九二兩 一、九〇〇、〇〇〇兩 | 第六十七號圖 |
| 32 | 文政一朱判金 別稱 角形一朱 | 自文政七年四月七日 至天保三年 九 | 自文政七年七月二日 至天保十一年九月晦日 一七 | 〇匁三七三 | 一二三、一 | 八七四、〇 | 二、九 | 改鑄高 二、〇三三、〇六一兩 一、九〇〇、〇〇〇兩 | 第六十八號圖 |
| 33 | 文政二分判金 別稱 草文二分金 草中 | 自文政十一年十一月八日 至天保三年 五 | 自文政十一年十二月廿七日 至天保十三年八月二日 一五 | 一匁七五 | 四八九、二 | 五〇五、五 | 五、三 | 改鑄高 八、七四四、六七三兩 八、五二四、八〇〇兩 | 第六十九號圖 |
| 34 | 文政一朱判銀 別稱 古一朱銀 十六一朱銀 分銅一朱 | 自文政十二年六月 至天保八年十月 九 | 自文政十二年七月十日 至天保十三年八月二日 一四 | 〇匁七 | 一、四 | 九八九、五 | 九、一 | 改鑄高 一二、八八三、七〇〇兩 六、〇〇〇、〇〇〇兩 | 第七十號圖 |
| 35 | 天保二朱判金 別稱 古二朱金 | 自天保三年九月三日 至安政五年 二七 | 自天保三年十月廿四日 至慶應二年四月三十日 三五 | 〇匁四四 | 二九八、八 | 六九七、四 | 三、八 | 改鑄高 一二、八八三、七〇〇兩 六、〇〇〇、〇〇〇兩 | 第七十一號圖 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 36 | 天保五兩判金 | 自天保八年八月<br>至天保十四年 | 七 | 自天保八年十一月朔日<br>至安政三年十月卅日 | 二〇 | 九匁 | 八四二、四 | 一五四、一 | 三、五 | 改鑄高 一七二、二七五兩<br>一三〇、〇〇〇兩 | 第七十三號圖 |
| 37 | 天保小判金<br>別稱 保字小判金 | 自天保八年八月<br>至安政五年 | 二二 | 自天保八年十一月十五日<br>至明治七年九月五日 | 三八 | 三匁 | 五六七、七 | 四二八、六 | 三、七 | 改鑄高 八、一二〇、四五〇兩<br>五、五〇〇、〇〇〇兩 | 第七十四號圖 |
| 38 | 天保一分判金<br>別稱 保字一分金 | 右同 | | 右同 | | 〇匁七五 | 五六七、五 | 四二七、〇 | 五、五 | | 第七十五號圖 |
| 39 | 天保一分判銀<br>別稱 古一分銀 二櫻銀 櫻一分銀 額銀 | 自天保八年十月<br>至安政元年十二月 | 一八 | 自天保八年十二月廿一日<br>至明治七年九月五日 | 三八 | 二匁三一 | 二、一 | 九八八、六 | 九、三 | 改鑄高 一九、七二九、一三九兩<br>八、七一九、〇〇〇兩 | 第七十六號圖 |
| 40 | 天保 丁銀 豆板銀<br>別稱 保字銀 | 自天保八年十一月七日<br>至安政五年四月十二日 | 二二 | 自天保八年十二月十八日<br>至明治元年五月九日 | 三二 | — | 〇、四 | 二六〇、五 | 七三九、一 | (一八二、一〇八貫)<br>改鑄高 三、〇三五、一三三兩<br>一〇二、四四〇貫 | 第七十七<br>七十八號圖 |
| 41 | 天保大判金<br>別稱 天保增吹大判金 | 自天保九年六月<br>至萬延元年 | 二三 | 自天保九年六月<br>至萬延元年四月十日 | 二三 | 四四匁一 | 六七三、六 | 二八三、三 | 四三、一 | 一、八八七枚 | 第七十九號圖 |
| 42 | 嘉永一朱判銀<br>別稱 安政一朱銀 新一朱銀 小常 | 自嘉永六年十二月<br>至慶應元年十二月廿五日 | 一三 | 自安政元年正月廿四日<br>至明治七年九月五日 | 二一 | 〇匁五 | 一、七 | 九八七、一 | 一一、二 | 九、九五二、八〇〇兩 | 第八十號圖 |
| 43 | 安政二分判金 | 自安政三年六月二日<br>至萬延元年 | 五 | 自安政三年六月廿八日<br>至慶應三年六月 | 一二 | 一匁五 | 二〇三、〇 | 七九四、四 | 二、六 | 改鑄高 三、五五一、六〇〇兩<br>一、五〇〇、〇〇〇兩 | 第八十一號圖 |







| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 44 | 安政二朱判銀<br>別稱 新二朱銀 大形二朱銀 | 安政六年 自五月廿七日<br>至八月十一日 | 四日 | 自安政六年六月朔日<br>至明治七年九月五日 | 一六 | 三匁六四 | 〇、四 | 八四七、六 | 一五二、〇 | 改鑄高 八八、三〇〇兩<br>八一、六〇〇兩 | 第八十二號圖 |
| 45 | 安政小判金<br>別稱 正字小判金 | 自安政六年五月廿五日<br>至同年 | 一年 | 右同 | | 二匁四 | 五五五、〇 | 四四二、〇 | 三、〇 | 改鑄高 三五一、〇〇〇兩<br>三〇〇、〇〇〇兩 | 第八十三號圖 |
| 46 | 安政一分判金<br>別稱 正字一分金 | 右同 | | 右同 | | 〇匁六一 | 五七〇、〇 | 四二九、五 | 〇、五 | | 第八十四號圖 |
| 47 | 安政一分判銀<br>別稱 新一分銀 | 自安政六年八月十一日<br>至明治元年 | 一〇 | 右同 | | 二匁三一 | 〇、六 | 八九三、五 | 一〇五、九 | 二八、四八〇、九〇〇兩 | 第八十五號圖 |
| 48 | 安政 丁銀 豆板銀<br>別稱 政字銀 | 自安政六年十二月十日<br>至慶應元年二月廿三日 | 七 | 自安政六年十二月廿七日<br>至明治元年五月九日 | 一〇 | — | 〇、二 | 一三五、〇 | 八六四、八 | (一〇二、九〇七貫)<br>改鑄高 一、七一五、一一七兩<br>二三、八五六貫 | 第八十六<br>八十七號圖 |
| 49 | 萬延大判金<br>別稱 安政大判金 新大判金 | 自萬延元年閏三月十七日<br>至文久二年 | 三 | 自萬延元年四月十日<br>至明治七年九月五日 | 一五 | 三〇匁一 | 三六三、五 | 六二九、五 | 七、〇 | 一七、〇九七枚 | 第八十八號圖 |
| 50 | 萬延小判金<br>別稱 新小判金 | 自萬延元年四月九日<br>至慶應三年八月六日 | 八 | 自萬延元年四月十日<br>至明治七年九月五日 | 一五 | 〇匁八八 | 五七二、五 | 四二三、五 | 四、〇 | 六二五、〇五〇兩 | 第八十九號圖 |
| 51 | 萬延一分判金<br>別稱 新一分金 | 自萬延元年四月九日<br>至元治元年十二月廿五日 | 五 | 右同 | | 〇匁二二 | 五七三、六 | 四二三、六 | 二、八 | | 第九十號圖 |
| 52 | 萬延二分判金<br>別稱 新二分金 | 自萬延元年四月九日<br>至明治二年 | 一〇 | 右同 | | 〇匁八 | 二二八、二 | 七六八、〇 | 三、八 | 五〇、一〇〇 五七六兩 | 第九十一號圖 |

| 號番 | 名稱 | 鑄造期間 | 通用期間 | 規定ノ量目 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 53 | 萬延二朱判金<br>別稱 新二朱金 | 自萬延元年四月九日<br>至文久三年二月十四日 | 四 | 右同 | |
| 54 | 貨幣司吹<br>二分金 | 自明治元年十月<br>至明治二年二月 | 二 | 自明治元年<br>至明治七年九月五日 | 七 |
| 55 | 同<br>劣位二分金 | 明治元年 自七月<br>至九月 | 三月 | 右同 | |
| 56 | 同<br>一分銀<br>別稱〔亞鉛差一分銀 | 自明治元年<br>至明治二年二月 | 二年 | 右同 | |
| 57 | 同<br>一朱銀<br>別稱〔吹繼一朱銀川常 | 自明治元年四月<br>至明治二年二月 | 二 | 右同 | |
| 58 | 寬永通寶（銅錢） | 自寬永十三年五月<br>至明和六年頃 | 凡一三四年 | 自寬永十三年五月<br>現行 | 創鑄當時ハ一〇年 |
| 59 | 寬永通寶（鐵錢） | 自元文四年八月<br>至慶應三年 | 一三二 | 自元文四年八月<br>至明治六年十二月二十晉 | 一三八 |
| 60 | 寶永通寶（銅錢） | 寶永五年中 | 一 | 自寶永五年四月<br>至寶永六年正月 | 二 |
| 61 | 寬永通寶（眞鍮錢） | 自明和四年四月<br>至萬延元年 | 九四 | 自明和四年四月<br>現行 | 一匁三 |
| 62 | 天保通寶（銅錢） | 自天保六年六月廿一日<br>至明治三年 | 三六 | 自天保六年<br>至明治廿四年十二月三十日 | 五七 |
| 63 | 寬永通寶（精鐵錢） | 自萬延元年十二月<br>至明治元年 | 九 | 自萬延元年<br>至明治六年十二月二十晉 | 一四 |
| 64 | 文久永寶（銅錢） | 自文久三年二月<br>至慶應三年 | 四 | 自文久三年二月<br>現行 | 一匁三 |
| 65 | 慶長通寶（銅錢） | 慶長十一年以降 | | 慶長十一年以降、寬永錢の普及する頃まで | |
| 66 | 元和通寶（銅錢） | 元和五年以降 | | 元和五年以降右同 | |

| 號番 | 規定ノ量目・備考 |
|---|---|
| 53 | 〇匁一九 |
| 54 | 〇匁八 |
| 55 | |
| 56 | 二匁三 |
| 57 | 〇匁五 |
| 58 | 元一文通用、現在は法律上一厘通用、第卅號圖<br>鑄造枚數明かならざるも安政年中政府の庫中に集つたものは二、一一四、二四八、二八三枚であつた |
| 59 | 元一厘通用、鑄造高六、三三二、六二九、四〇四枚 |
| 60 | 元十文通用、第三十九號圖 |
| 61 | 元四文通用、現在は法律上一厘通用、第六十號圖<br>鑄造高一毛、四二六、五六〇枚 |
| 62 | 鑄造高四八四、八〇四、〇五四枚、第七十二號圖 |
| 63 | 鑄造高一〇一、八七七、〇五二枚 |
| 64 | 元四文通用、現在は法律上一厘五毛通用、第九十三號圖<br>鑄造高八九一、五一五、六三一枚 |
| 65 | 元一文通用 |
| 66 | 元一文通用 |

# 第二附表　明治以降貨幣表

附舊補助貨幣回收高表

一、本表は昭和三年三月末日現在である。

二、種類欄に（通用禁止）とあるもの以外は總て現行貨幣で、又種類欄に（現行）とあるもの以外は總て舊貨幣である。

三、銅貨は當初鑄造の際は揭記の如き性合でなく適宜の銅（殆ど純銅）を使用して居たが、後日性合の如き取扱を爲すことに決せられたものである。

四、明治二十四年三月法律三號度量衡法の施行（明治二十六年一月一日より）により「グレーン」と匁量との比較に多少の相違が出來た（從來我が匁量とグレーンとの比較をグラムとの比較に變更の爲め）、本表中該度量衡法施行以前の貨幣は其の施行後の量目を揭げたから、舊法令の匁量に符合せぬものがある。

| 種類 | 模樣 | 直徑（曲尺） | 量目 | 性合（千分中） 金 | 性合（千分中） 銅 | 公差 量目 | 公差 品位（分純） | 通用制限 | 貨幣面ノ年號 | 發行枚數 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金貨幣 第一號 二十圓 | 第九十四號圖 | 一寸、一五七 | 八匁、八八八九 | 九〇〇 | 一〇〇 | 八毛、六四 | 千分ノ二 | 無限 | 明治三年<br>同四年<br>同五年<br>同八年<br>同九年<br>同十年<br>同十三年<br>計 | 三七、二一七<br>八、八四〇<br>八二<br>九五四<br>二九<br>一〇三<br>四七、二二五 | 明治三年ナラン<br>明治四年弄新貨條例制定、現在ハ四十圓通用 |
| 第二號 二十圓（現行） | 第百廿八號圖 | 〇寸、九五 | 四匁、四四四四 | 九〇〇 | 一〇〇 | 八毛、六四 | 千分ノ一 | 無限 | 明治三十年<br>同三十七年<br>同三十八年<br>同三十九年<br>同四十年<br>同四十一年<br>同四十二年<br>同四十三年<br>同四十四年<br>同四十五年<br>大正元年<br>同二年<br>同三年<br>同四年<br>同五年<br>同六年<br>同七年<br>同八年<br>同九年<br>計 | 一、八六一、〇〇〇<br>二、七五九、四七〇<br>一、〇四五、九〇四<br>一、三三一、三三二<br>八一七、三六三<br>四五八、〇八二<br>五五七、八八二<br>二、一六三、六六四<br>一、四七〇、〇五四<br>一、二七二、四五〇<br>一七七、六四四<br>八六九、二四八<br>一、〇四二、八九〇<br>一、五〇九、九六二<br>二、三七六、六四一<br>六、二〇八、八八五<br>三、一一八、六四七<br>一、五三一、二一七<br>二九五、四〇七<br>三〇、九一四、九六六 | 明治三十年三月法律第十六號貨幣法及同年四月勅令第百四十四號制定 |
| 第三號 十圓 | 第九十五號圖 | 〇寸、九七一 | 四匁、四四四二 | 九〇〇 | 一〇〇 | 八毛、六四 | 千分ノ二 | 無限 | 明治三年<br>同四年 | 二六、七八七 | 明治四年弄新貨條例制定、現在ハ二十圓通用<br>明治四年ノミナラン |

| 第四號 十圓 | 第五號 十圓（現行） | 第六號 五圓 |
|---|---|---|
| 第百九號圖 | 第百廿九號圖 | 第九十六號圖 |
| 〇、九七寸 | 〇、七寸 | 〇、七八七寸 |
| 四、四四四四四匁 | 二、二三三三匁 | 二、二三三三匁 |
| 金 九〇〇 | 九〇〇 | 九〇〇 |
| 銅 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| | | |
| 八、六四モ | 六、〇五モ | 八、六四モ |
| 千分ノ二 | 千分ノ一 | 千分ノ二 |
| 無限 | 無限 | 無限 |
| 明治五年 | 明治三十年 | 明治三年 |
| 同六年 | 同三十一年 | 同四年 |
| 同八年 | 同三十二年 | |
| 同九年 | 同三十三年 | |
| 同十年 | 同三十四年 | |
| 同十三年 | 同三十五年 | |
| 計 | 同三十六年 | |
| | 同三十七年 | |
| | 同四十年 | |
| | 同四十一年 | |
| | 同四十二年 | |
| | 同四十三年 | |
| | 計 | |
| 一、七七三、〇五七 | 二、四二二、一四六 | 二、七三、五三六 |
| 六七、一八八 | 三、一七六、一三四 | |
| 四九 | 一、七四三、〇〇六 | |
| 一、九二五 | 一、一二四、七六六 | |
| 三六 | 一、六五四、六八二 | |
| 一三六 | 三、〇二三、九四〇 | |
| 一、八四二、三九一 | 二、九〇二、一八四 | |
| | 七二四、五四八 | |
| | 一五七、六八四 | |
| | 一、一六〇、六七四 | |
| | 二、六五八、六六〇 | |
| | 八、九八二 | |
| | 二〇、二五四、四〇六 | |
| 明治五年十一月太政官布告第三百四十一號改正、現在ハ二十圓通用 | 明治三十年三月法律第十六號貨幣法及同年四月勅令第百四十四號制定 | 明治四年弄新貨條例制定、現在ハ十圓通用 |







| 第七號 五圓 | |
|---|---|
| 第百十號圖 | |
| 〇、七二寸 | |
| 二、二三三三匁 | |
| 九〇〇 | |
| 一〇〇 | |
| | |
| 八、六四モ | |
| 千分ノ二 | |
| 無限 | |
| 明治五年 | |
| 同六年 | |
| 同七年 | |
| 同八年 | |
| 同九年 | |
| 同十年 | |
| 同十一年 | |
| 同十二年 | |
| 同十三年 | |
| 同十四年 | |
| 同十五年 | |
| 同十六年 | |
| 同十七年 | |
| 同十八年 | |
| 同十九年 | |
| 同二十年 | |
| 同二十一年 | |
| 同二十二年 | |
| 同二十三年 | |
| 同二十四年 | |
| 同二十五年 | |
| 同二十六年 | |
| 同二十七年 | |
| 同二十八年 | |
| 同二十九年 | |
| 同三十年 | |
| 計 | |
| 一、〇五七、六二八 | |
| 三、一四八、九二五 | |
| 七二八、〇八二 | |
| 一八一、七八二 | |
| 一四六、一三六 | |
| 一三六、二七一 | |
| 一〇一、一九八 | |
| 八五、二二九 | |
| 七八、七〇四 | |
| 一四九、二四九 | |
| 一一三、〇一五 | |
| 一〇八、七四六 | |
| 一一三、七六八 | |
| 二〇〇、六〇七 | |
| 一七九、八四九 | |
| 一七九、三〇三 | |
| 一六五、七九四 | |
| 三五三、九一四 | |
| 二三八、〇七六 | |
| 二一六、〇八九 | |
| 二六三、一〇三 | |
| 三六〇、四二四 | |
| 三一四、三三七 | |
| 三〇二、〇九〇 | |
| 二二四、三二五 | |
| 一〇七、三五二 | |
| 九、一五四、〇七六 | |
| 明治五年十一月太政官布告第三百四十一號改正、現在ハ十圓通用 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第八號 五圓（現行） | 第百三十號圖 | 〇、五六寸 | 一、一一一一匁 | 金 九〇〇 | 銅 一〇〇 | | 四、三二毛 | 千分ノ一 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治三十年<br>同三十一年<br>同三十六年<br>同四十四年<br>同四十五年<br>大正元年<br>同二年<br>同十三年<br>計 |
| | | | | | | | | | 一一一、七七六<br>五五、八八八<br>二一、九五六<br>五九、八八〇<br>五九、八八〇<br>三九、九二〇<br>八九、八二〇<br>七六、〇〇〇<br>九、九四二、七三一 |
| | | | | | | | | | 明治三十年三月法律第十六號貨幣法及同年四月勅令第百四十四號制定 |
| 第九號 二圓 | 第九十七號圖 | 〇、五七七寸 | 〇、八八八八八匁 | 九〇〇 | 一〇〇 | | 四、三二毛 | 千分ノ二 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治三年<br>同四年 |
| | | | | | | | | | 一〇七、六〇九 |
| | | | | | | | | | 明治四年弄新貨條例制定、現在ハ四圓通用<br>明治三年ナラン |
| 第十號 二圓 | 第百十一號圖 | 〇、五六寸 | 〇、八八八八八匁 | 九〇〇 | 一〇〇 | | 四、三二毛 | 千分ノ二 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治五年<br>同六年<br>同八年<br>同九年<br>同十三年<br>計 |
| | | | | | | | | | 一三二、一二六<br>六四三、五一九<br>三九<br>一七八<br>八七<br>七七五、九四九 |
| | | | | | | | | | 明治五年十一月太政官布告第三百四十一號改正、現在ハ四圓通用<br>明治五、六、八年分ハ明治三年ナラン |
| 第十一號 一圓 | 第九十八號圖 | 〇、四四六寸 | 〇、四四四四四匁 | 九〇〇 | 一〇〇 | | 四、三二毛 | 千分ノ二 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治四年弄新貨條例制定、鑄造セサルガ如シ |
| 第十二號 一圓 | 第百七號圖 | 〇、四四六寸 | 〇、四四四四四匁 | 九〇〇 | 一〇〇 | | 四、三二毛 | 千分ノ二 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治四年 |
| | | | | | | | | | 七一、五三二 |
| | | | | | | | | | 明治五年二月太政官布告第三十四號模樣改正、現在ハ二圓通用 |





| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第十三號 一圓 | 第百十二號圖 | 〇、四寸 | 〇、四四四四四匁 | 九〇〇 | 一〇〇 | | 四、三二毛 | 千分ノ二 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治五年<br>同六年<br>同七年<br>同八年<br>同九年<br>同十年<br>同十三年<br>計 |
| | | | | | | | | | 一七七、一七六<br>一、六六四、一一二<br>一一六、三〇二<br>三九<br>一三八<br>七、二四六<br>一一二<br>二、〇三六、六五六 |
| | | | | | | | | | 明治四年ナラン<br>明治五年十一月太政官布告第三百四十一號改正、現在ハ二圓通用<br>明治八年分ハ明治七年ナラン |
| 貿易銀 第十四號 一圓（通用禁止） | 第百六號圖 | 一、二四寸 | 七、一八八四八匁 | 銀 九〇〇 | 銅 一〇〇 | | 二、九五二圓 | 千分ノ二 | 無限 |
| | | | | | | | | | 明治三年<br>同四年<br>同五年<br>計 |
| | | | | | | | | | 二、七四〇、二四五<br>九四四、八〇四<br>三、六八五、〇四九 |
| | | | | | | | | | 明治四年弄新貨條例制定、明治三十年九月勅令第三百三十八號ヲ以テ同三十一年四月一日限リ通用禁止<br>全部明治三年ナラン |
| | | | | | | | | | 明治七年<br>同八年<br>同十一年<br>同十二年<br>同十三年<br>同十四年<br>同十五年<br>同十六年<br>同十七年<br>同十八年<br>同十九年<br>同二十年<br>同二十一年<br>同二十二年 |
| | | | | | | | | | 九四二、〇〇六<br>一三九、三三三<br>八五六、三七八<br>一、九一三、三一八<br>五、四二七、四三二<br>二、九二七、四〇九<br>五、〇八九、〇六四<br>三、六三六、六七八<br>三、五九九、一九二<br>四、二九六、六二〇<br>九、〇八四、二六二<br>八、二七五、七八七<br>九、四七七、四一四<br>九、二九五、三四八 |
| | | | | | | | | | 明治七年三月太政官布告第三十四號改正、明治十一年十一月太政官布告第三十五號ニヨリ鑄造再開始<br>明治三十年九月勅令第三百三十八號ヲ以テ同三十一年四月一日限リ通用禁止<br>一圓銀ニ㊞ノ極印アルモノアリ、之ハ明治三十年ニ臺灣ニ於テ從來ノ一圓銀貨ハ引揚グルノデアルガ八、〇 |

| 銀貨幣 | 第十八號 五十錢 | 第十九號 五十錢 | 十圓 | 十圓 | 十圓 | 十圓 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第百十三號圖 | 第百十七號圖 | 第百十九號圖 | 一千分ノ二 | 一千分ノ一 | 一千分ノ二 |
| 第二十號 五十錢 | 一〇ミ寸 | 一〇ミ寸 | 一〇ミ寸 | 一〇ミ寸 | 一〇ミ寸 | 一〇ミ寸 |
| 第百十一號圖 | 三ミ九ミ四二 | 三ミ九ミ四二 | 三ミ九ミ四二 | 三ミ九ミ四二 | 三ミ九ミ四二 | 三ミ九ミ四二 |
| | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 |
| | 〇〇ン | 〇〇ン | 〇〇ン | 〇〇ン | 〇〇ン | 〇〇ン |
| | 〇〇二 | 〇〇二 | 〇〇二 | 〇〇二 | 〇〇二 | 〇〇二 |
| | | | | | | |
| | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 | 二ミ瓦 |

明治四年五月新貨條例定

明治三年二月改鑄一圓銀貨ヲ發行ス

明治十年ヲヲ

明治十六年二月改正貨幣條例ヲ發布ス

明治十七年

明治十八年

明治十九年

明治二十年

明治二十一年

明治二十二年

明治二十三年

明治二十四年

明治二十五年

明治二十六年

明治二十七年

明治二十八年

明治二十九年

明治三十年

明治三十一年

明治三十二年

明治三十三年

明治三十四年

明治三十五年

明治三十六年

明治三十七年

明治三十八年

明治三十九年

明治四十年

明治四十一年

明治四十二年

明治四十三年

明治四十四年

明治四十五年

大正元年

大正二年

大正三年

大正四年

大正五年

大正六年

大正七年

大正八年

大正九年

大正十年

大正十一年

大正十二年

大正十三年

昭和元年

昭和二年

昭和三年

昭和四年

昭和五年

昭和六年

昭和七年

昭和八年

昭和九年

昭和十年

昭和十一年

昭和十二年

昭和十三年

昭和十四年

昭和十五年

昭和十六年

昭和十七年

昭和十八年

昭和十九年

昭和二十年

昭和二十一年

昭和二十二年

昭和二十三年

昭和二十四年

昭和二十五年

昭和二十六年

昭和二十七年

昭和二十八年

昭和二十九年

昭和三十年

昭和三十一年

昭和三十二年

昭和三十三年

昭和三十四年

昭和三十五年

昭和三十六年

昭和三十七年

昭和三十八年

昭和三十九年

昭和四十年

昭和四十一年

昭和四十二年

昭和四十三年

昭和四十四年

昭和四十五年

昭和四十六年

昭和四十七年

昭和四十八年

昭和四十九年

昭和五十年

昭和五十一年

昭和五十二年

昭和五十三年

昭和五十四年

昭和五十五年

昭和五十六年

昭和五十七年

昭和五十八年

昭和五十九年

昭和六十年

昭和六十一年

昭和六十二年

昭和六十三年

平成元年

平成二年

平成三年

平成四年

平成五年

平成六年

平成七年

平成八年

平成九年

平成十年

平成十一年

平成十二年

平成十三年

平成十四年

平成十五年

平成十六年

平成十七年

平成十八年

平成十九年

平成二十年

平成二十一年

平成二十二年

平成二十三年

平成二十四年

平成二十五年

平成二十六年

平成二十七年

平成二十八年

平成二十九年

平成三十年

平成三十一年

平成三十二年

平成三十三年

平成三十四年

平成三十五年

平成三十六年

平成三十七年

平成三十八年

平成三十九年

平成四十年

平成四十一年

平成四十二年

平成四十三年

平成四十四年

平成四十五年

平成四十六年

平成四十七年

平成四十八年

平成四十九年

平成五十年

平成五十一年

平成五十二年

平成五十三年

平成五十四年

平成五十五年

平成五十六年

平成五十七年

平成五十八年

平成五十九年

平成六十年

平成六十一年

平成六十二年

平成六十三年

平成六十四年

平成六十五年

平成六十六年

平成六十七年

平成六十八年

平成六十九年

平成七十年

平成七十一年

平成七十二年

平成七十三年

平成七十四年

平成七十五年

平成七十六年

平成七十七年

平成七十八年

平成七十九年

平成八十年

平成八十一年

平成八十二年

平成八十三年

平成八十四年

平成八十五年

平成八十六年

平成八十七年

平成八十八年

平成八十九年

平成九十年

平成九十一年

平成九十二年

平成九十三年

平成九十四年

平成九十五年

平成九十六年

平成九十七年

平成九十八年

平成九十九年

平成百年

平成百一年

平成百二年

平成百三年

平成百四年

平成百五年

平成百六年

平成百七年

平成百八年

平成百九年

平成百十年

平成百十一年

平成百十二年

平成百十三年

平成百十四年

平成百十五年

平成百十六年

平成百十七年

平成百十八年

平成百十九年

平成百二十年

平成百二十一年

平成百二十二年

平成百二十三年

平成百二十四年

平成百二十五年

平成百二十六年

平成百二十七年

平成百二十八年

平成百二十九年

平成百三十年

平成百三十一年

平成百三十二年

平成百三十三年

平成百三十四年

平成百三十五年

平成百三十六年

平成百三十七年

平成百三十八年

平成百三十九年

平成百四十年

平成百四十一年

平成百四十二年

平成百四十三年

平成百四十四年

平成百四十五年

平成百四十六年

平成百四十七年

平成百四十八年

平成百四十九年

平成百五十年

平成百五十一年

平成百五十二年

平成百五十三年

平成百五十四年

平成百五十五年

平成百五十六年

平成百五十七年

平成百五十八年

平成百五十九年

平成百六十年

平成百六十一年

平成百六十二年

平成百六十三年

平成百六十四年

平成百六十五年

平成百六十六年

平成百六十七年

平成百六十八年

平成百六十九年

平成百七十年

平成百七十一年

平成百七十二年

平成百七十三年

平成百七十四年

平成百七十五年

平成百七十六年

平成百七十七年

平成百七十八年

平成百七十九年

平成百八十年

平成百八十一年

平成百八十二年

平成百八十三年

平成百八十四年

平成百八十五年

平成百八十六年

平成百八十七年

平成百八十八年

平成百八十九年

平成百九十年

平成百九十一年

平成百九十二年

平成百九十三年

平成百九十四年

平成百九十五年

平成百九十六年

平成百九十七年

平成百九十八年

平成百九十九年

平成二百年

平成二百一年

平成二百二年

平成二百三年

平成二百四年

平成二百五年

平成二百六年

平成二百七年

平成二百八年

平成二百九年

平成二百十年

平成二百十一年

平成二百十二年

平成二百十三年

平成二百十四年

平成二百十五年

平成二百十六年

平成二百十七年

平成二百十八年

平成二百十九年

平成二百二十年

平成二百二十一年

平成二百二十二年

平成二百二十三年

平成二百二十四年

平成二百二十五年

平成二百二十六年

平成二百二十七年

平成二百二十八年

平成二百二十九年

平成二百三十年

平成二百三十一年

平成二百三十二年

平成二百三十三年

平成二百三十四年

平成二百三十五年

平成二百三十六年

平成二百三十七年

平成二百三十八年

平成二百三十九年

平成二百四十年

平成二百四十一年

平成二百四十二年

平成二百四十三年

平成二百四十四年

平成二百四十五年

平成二百四十六年

平成二百四十七年

平成二百四十八年

平成二百四十九年

平成二百五十年

平成二百五十一年

平成二百五十二年

平成二百五十三年

平成二百五十四年

平成二百五十五年

平成二百五十六年

平成二百五十七年

平成二百五十八年

平成二百五十九年

平成二百六十年

平成二百六十一年

平成二百六十二年

平成二百六十三年

平成二百六十四年

平成二百六十五年

平成二百六十六年

平成二百六十七年

平成二百六十八年

平成二百六十九年

平成二百七十年

平成二百七十一年

平成二百七十二年

平成二百七十三年

平成二百七十四年

平成二百七十五年

平成二百七十六年

平成二百七十七年

平成二百七十八年

平成二百七十九年

平成二百八十年

平成二百八十一年

平成二百八十二年

平成二百八十三年

平成二百八十四年

平成二百八十五年

平成二百八十六年

平成二百八十七年

平成二百八十八年

平成二百八十九年

平成二百九十年

平成二百九十一年

平成二百九十二年

平成二百九十三年

平成二百九十四年

平成二百九十五年

平成二百九十六年

平成二百九十七年

平成二百九十八年

平成二百九十九年

平成三百年

平成三百一年

平成三百二年

平成三百三年

平成三百四年

平成三百五年

平成三百六年

平成三百七年

平成三百八年

平成三百九年

平成三百十年

平成三百十一年

平成三百十二年

平成三百十三年

平成三百十四年

平成三百十五年

平成三百十六年

平成三百十七年

平成三百十八年

平成三百十九年

平成三百二十年

平成三百二十一年

平成三百二十二年

平成三百二十三年

平成三百二十四年

平成三百二十五年

平成三百二十六年

平成三百二十七年

平成三百二十八年

平成三百二十九年

平成三百三十年

平成三百三十一年

平成三百三十二年

平成三百三十三年

平成三百三十四年

平成三百三十五年

平成三百三十六年

平成三百三十七年

平成三百三十八年

平成三百三十九年

平成三百四十年

平成三百四十一年

平成三百四十二年

平成三百四十三年

平成三百四十四年

平成三百四十五年

平成三百四十六年

平成三百四十七年

平成三百四十八年

平成三百四十九年

平成三百五十年

平成三百五十一年

平成三百五十二年

平成三百五十三年

平成三百五十四年

平成三百五十五年

平成三百五十六年

平成三百五十七年

平成三百五十八年

平成三百五十九年

平成三百六十年

平成三百六十一年

平成三百六十二年

平成三百六十三年

平成三百六十四年

平成三百六十五年

平成三百六十六年

平成三百六十七年

平成三百六十八年

平成三百六十九年

平成三百七十年

平成三百七十一年

平成三百七十二年

平成三百七十三年

平成三百七十四年

平成三百七十五年

平成三百七十六年

平成三百七十七年

平成三百七十八年

平成三百七十九年

平成三百八十年

平成三百八十一年

平成三百八十二年

平成三百八十三年

平成三百八十四年

平成三百八十五年

平成三百八十六年

平成三百八十七年

平成三百八十八年

平成三百八十九年

平成三百九十年

平成三百九十一年

平成三百九十二年

平成三百九十三年

平成三百九十四年

平成三百九十五年

平成三百九十六年

平成三百九十七年

平成三百九十八年

平成三百九十九年

平成四百年

平成四百一年

平成四百二年

平成四百三年

平成四百四年

平成四百五年

平成四百六年

平成四百七年

平成四百八年

平成四百九年

平成四百十年

平成四百十一年

平成四百十二年

平成四百十三年

平成四百十四年

平成四百十五年

平成四百十六年

平成四百十七年

平成四百十八年

平成四百十九年

平成四百二十年

平成四百二十一年

平成四百二十二年

平成四百二十三年

平成四百二十四年

平成四百二十五年

平成四百二十六年

平成四百二十七年

平成四百二十八年

平成四百二十九年

平成四百三十年

平成四百三十一年

平成四百三十二年

平成四百三十三年

平成四百三十四年

平成四百三十五年

平成四百三十六年

平成四百三十七年

平成四百三十八年

平成四百三十九年

平成四百四十年

平成四百四十一年

平成四百四十二年

平成四百四十三年

平成四百四十四年

平成四百四十五年

平成四百四十六年

平成四百四十七年

平成四百四十八年

平成四百四十九年

平成四百五十年

平成四百五十一年

平成四百五十二年

平成四百五十三年

平成四百五十四年

平成四百五十五年

平成四百五十六年

平成四百五十七年

平成四百五十八年

平成四百五十九年

平成四百六十年

平成四百六十一年

平成四百六十二年

平成四百六十三年

平成四百六十四年

平成四百六十五年

平成四百六十六年

平成四百六十七年

平成四百六十八年

平成四百六十九年

平成四百七十年

平成四百七十一年

平成四百七十二年

平成四百七十三年

平成四百七十四年

平成四百七十五年

平成四百七十六年

平成四百七十七年

平成四百七十八年

平成四百七十九年

平成四百八十年

平成四百八十一年

平成四百八十二年

平成四百八十三年

平成四百八十四年

平成四百八十五年

平成四百八十六年

平成四百八十七年

平成四百八十八年

平成四百八十九年

平成四百九十年

平成四百九十一年

平成四百九十二年

平成四百九十三年

平成四百九十四年

平成四百九十五年

平成四百九十六年

平成四百九十七年

平成四百九十八年

平成四百九十九年

平成五百年

平成五百一年

平成五百二年

平成五百三年

平成五百四年

平成五百五年

平成五百六年

平成五百七年

平成五百八年

平成五百九年

平成五百十年

平成五百十一年

平成五百十二年

平成五百十三年

平成五百十四年

平成五百十五年

平成五百十六年

平成五百十七年

平成五百十八年

平成五百十九年

平成五百二十年

平成五百二十一年

平成五百二十二年

平成五百二十三年

平成五百二十四年

平成五百二十五年

平成五百二十六年

平成五百二十七年

平成五百二十八年

平成五百二十九年

平成五百三十年

平成五百三十一年

平成五百三十二年

平成五百三十三年

平成五百三十四年

平成五百三十五年

平成五百三十六年

平成五百三十七年

平成五百三十八年

平成五百三十九年

平成五百四十年

平成五百四十一年

平成五百四十二年

平成五百四十三年

平成五百四十四年

平成五百四十五年

平成五百四十六年

平成五百四十七年

平成五百四十八年

平成五百四十九年

平成五百五十年

平成五百五十一年

平成五百五十二年

平成五百五十三年

平成五百五十四年

平成五百五十五年

平成五百五十六年

平成五百五十七年

平成五百五十八年

平成五百五十九年

平成五百六十年

平成五百六十一年

平成五百六十二年

平成五百六十三年

平成五百六十四年

平成五百六十五年

平成五百六十六年

平成五百六十七年

平成五百六十八年

平成五百六十九年

平成五百七十年

平成五百七十一年

平成五百七十二年

平成五百七十三年

平成五百七十四年

平成五百七十五年

平成五百七十六年

平成五百七十七年

平成五百七十八年

平成五百七十九年

平成五百八十年

平成五百八十一年

平成五百八十二年

平成五百八十三年

平成五百八十四年

平成五百八十五年

平成五百八十六年

平成五百八十七年

平成五百八十八年

平成五百八十九年

平成五百九十年

平成五百九十一年

平成五百九十二年

平成五百九十三年

平成五百九十四年

平成五百九十五年

平成五百九十六年

平成五百九十七年

平成五百九十八年

平成五百九十九年

平成六百年

平成六百一年

平成六百二年

平成六百三年

平成六百四年

平成六百五年

平成六百六年

平成六百七年

平成六百八年

平成六百九年

平成六百十年

平成六百十一年

平成六百十二年

平成六百十三年

平成六百十四年

平成六百十五年

平成六百十六年

平成六百十七年

平成六百十八年

平成六百十九年

平成六百二十年

平成六百二十一年

平成六百二十二年

平成六百二十三年

平成六百二十四年

平成六百二十五年

平成六百二十六年

平成六百二十七年

平成六百二十八年

平成六百二十九年

平成六百三十年

平成六百三十一年

平成六百三十二年

平成六百三十三年

平成六百三十四年

平成六百三十五年

平成六百三十六年

平成六百三十七年

平成六百三十八年

平成六百三十九年

平成六百四十年

平成六百四十一年

平成六百四十二年

平成六百四十三年

平成六百四十四年

平成六百四十五年

平成六百四十六年

平成六百四十七年

平成六百四十八年

平成六百四十九年

平成六百五十年

平成六百五十一年

平成六百五十二年

平成六百五十三年

平成六百五十四年

平成六百五十五年

平成六百五十六年

平成六百五十七年

平成六百五十八年

平成六百五十九年

平成六百六十年

平成六百六十一年

平成六百六十二年

平成六百六十三年

平成六百六十四年

平成六百六十五年

平成六百六十六年

平成六百六十七年

平成六百六十八年

平成六百六十九年

平成六百七十年

平成六百七十一年

平成六百七十二年

平成六百七十三年

平成六百七十四年

平成六百七十五年

平成六百七十六年

平成六百七十七年

平成六百七十八年

平成六百七十九年

平成六百八十年

平成六百八十一年

平成六百八十二年

平成六百八十三年

平成六百八十四年

平成六百八十五年

平成六百八十六年

平成六百八十七年

平成六百八十八年

平成六百八十九年

平成六百九十年

平成六百九十一年

平成六百九十二年

平成六百九十三年

平成六百九十四年

平成六百九十五年

平成六百九十六年

平成六百九十七年

平成六百九十八年

平成六百九十九年

平成七百年

平成七百一年

平成七百二年

平成七百三年

平成七百四年

平成七百五年

平成七百六年

平成七百七年

平成七百八年

平成七百九年

平成七百十年

平成七百十一年

平成七百十二年

平成七百十三年

平成七百十四年

平成七百十五年

平成七百十六年

平成七百十七年

平成七百十八年

平成七百十九年

平成七百二十年

平成七百二十一年

平成七百二十二年

平成七百二十三年

平成七百二十四年

平成七百二十五年

平成七百二十六年

平成七百二十七年

平成七百二十八年

平成七百二十九年

平成七百三十年

平成七百三十一年

平成七百三十二年

平成七百三十三年

平成七百三十四年

平成七百三十五年

平成七百三十六年

平成七百三十七年

平成七百三十八年

平成七百三十九年

平成七百四十年

平成七百四十一年

平成七百四十二年

平成七百四十三年

平成七百四十四年

平成七百四十五年

平成七百四十六年

平成七百四十七年

平成七百四十八年

平成七百四十九年

平成七百五十年

平成七百五十一年

平成七百五十二年

平成七百五十三年

平成七百五十四年

平成七百五十五年

平成七百五十六年

平成七百五十七年

平成七百五十八年

平成七百五十九年

平成七百六十年

平成七百六十一年

平成七百六十二年

平成七百六十三年

平成七百六十四年

平成七百六十五年

平成七百六十六年

平成七百六十七年

平成七百六十八年

平成七百六十九年

平成七百七十年

平成七百七十一年

平成七百七十二年

平成七百七十三年

平成七百七十四年

平成七百七十五年

平成七百七十六年

平成七百七十七年

平成七百七十八年

平成七百七十九年

平成七百八十年

平成七百八十一年

平成七百八十二年

平成七百八十三年

平成七百八十四年

平成七百八十五年

平成七百八十六年

平成七百八十七年

平成七百八十八年

平成七百八十九年

平成七百九十年

平成七百九十一年

平成七百九十二年

平成七百九十三年

平成七百九十四年

平成七百九十五年

平成七百九十六年

平成七百九十七年

平成七百九十八年

平成七百九十九年

平成八百年

平成八百一年

平成八百二年

平成八百三年

平成八百四年

平成八百五年

平成八百六年

平成八百七年

平成八百八年

平成八百九年

平成八百十年

平成八百十一年

平成八百十二年

平成八百十三年

平成八百十四年

平成八百十五年

平成八百十六年

平成八百十七年

平成八百十八年

平成八百十九年

平成八百二十年

平成八百二十一年

平成八百二十二年

平成八百二十三年

平成八百二十四年

平成八百二十五年

平成八百二十六年

平成八百二十七年

平成八百二十八年

平成八百二十九年

平成八百三十年

平成八百三十一年

平成八百三十二年

平成八百三十三年

平成八百三十四年

平成八百三十五年

平成八百三十六年

平成八百三十七年

平成八百三十八年

平成八百三十九年

平成八百四十年

平成八百四十一年

平成八百四十二年

平成八百四十三年

平成八百四十四年

平成八百四十五年

平成八百四十六年

平成八百四十七年

平成八百四十八年

平成八百四十九年

平成八百五十年

平成八百五十一年

平成八百五十二年

平成八百五十三年

平成八百五十四年

平成八百五十五年

平成八百五十六年

平成八百五十七年

平成八百五十八年

平成八百五十九年

平成八百六十年

平成八百六十一年

平成八百六十二年

平成八百六十三年

平成八百六十四年

平成八百六十五年

平成八百六十六年

平成八百六十七年

平成八百六十八年

平成八百六十九年

平成八百七十年

平成八百七十一年

平成八百七十二年

平成八百七十三年

平成八百七十四年

平成八百七十五年

平成八百七十六年

平成八百七十七年

平成八百七十八年

平成八百七十九年

平成八百八十年

平成八百八十一年

平成八百八十二年

平成八百八十三年

平成八百八十四年

平成八百八十五年

平成八百八十六年

平成八百八十七年

平成八百八十八年

平成八百八十九年

平成八百九十年

平成八百九十一年

平成八百九十二年

平成八百九十三年

平成八百九十四年

平成八百九十五年

平成八百九十六年

平成八百九十七年

平成八百九十八年

平成八百九十九年

平成九百年

平成九百一年

平成九百二年

平成九百三年

平成九百四年

平成九百五年

平成九百六年

平成九百七年

平成九百八年

平成九百九年

平成九百十年

平成九百十一年

平成九百十二年

平成九百十三年

平成九百十四年

平成九百十五年

平成九百十六年

平成九百十七年

平成九百十八年

平成九百十九年

平成九百二十年

平成九百二十一年

平成九百二十二年

平成九百二十三年

平成九百二十四年

平成九百二十五年

平成九百二十六年

平成九百二十七年

平成九百二十八年

平成九百二十九年

平成九百三十年

平成九百三十一年

平成九百三十二年

平成九百三十三年

平成九百三十四年

平成九百三十五年

平成九百三十六年

平成九百三十七年

平成九百三十八年

平成九百三十九年

平成九百四十年

平成九百四十一年

平成九百四十二年

平成九百四十三年

平成九百四十四年

平成九百四十五年

平成九百四十六年

平成九百四十七年

平成九百四十八年

平成九百四十九年

平成九百五十年

平成九百五十一年

平成九百五十二年

平成九百五十三年

平成九百五十四年

平成九百五十五年

平成九百五十六年

平成九百五十七年

平成九百五十八年

平成九百五十九年

平成九百六十年

平成九百六十一年

平成九百六十二年

平成九百六十三年

平成九百六十四年

平成九百六十五年

平成九百六十六年

平成九百六十七年

平成九百六十八年

平成九百六十九年

平成九百七十年

平成九百七十一年

平成九百七十二年

平成九百七十三年

平成九百七十四年

平成九百七十五年

平成九百七十六年

平成九百七十七年

平成九百七十八年

平成九百七十九年

平成九百八十年

平成九百八十一年

平成九百八十二年

平成九百八十三年

平成九百八十四年

平成九百八十五年

平成九百八十六年

平成九百八十七年

平成九百八十八年

平成九百八十九年

平成九百九十年

平成九百九十一年

平成九百九十二年

平成九百九十三年

平成九百九十四年

平成九百九十五年

平成九百九十六年

平成九百九十七年

平成九百九十八年

平成九百九十九年

平成千年

平成千一年

平成千二年

平成千三年

平成千四年

平成千五年

平成千六年

平成千七年

平成千八年

平成千九年

平成千十年

平成千十一年

平成千十二年

平成千十三年

平成千十四年

平成千十五年

平成千十六年

平成千十七年

平成千十八年

平成千十九年

平成千二十年

平成千二十一年

平成千二十二年

平成千二十三年

平成千二十四年

平成千二十五年

平成千二十六年

平成千二十七年

平成千二十八年

平成千二十九年

平成千三十年

平成千三十一年

平成千三十二年

平成千三十三年

平成千三十四年

平成千三十五年

平成千三十六年

平成千三十七年

平成千三十八年

平成千三十九年

平成千四十年

平成千四十一年

平成千四十二年

平成千四十三年

平成千四十四年

平成千四十五年

平成千四十六年

平成千四十七年

平成千四十八年

平成千四十九年

平成千五十年

平成千五十一年

平成千五十二年

平成千五十三年

平成千五十四年

平成千五十五年

平成千五十六年

平成千五十七年

平成千五十八年

平成千五十九年

平成千六十年

平成千六十一年

平成千六十二年

平成千六十三年

平成千六十四年

平成千六十五年

平成千六十六年

平成千六十七年

平成千六十八年

平成千六十九年

平成千七十年

平成千七十一年

平成千七十二年

平成千七十三年

平成千七十四年

平成千七十五年

平成千七十六年

平成千七十七年

平成千七十八年

平成千七十九年

平成千八十年

平成千八十一年

平成千八十二年

平成千八十三年

平成千八十四年

平成千八十五年

平成千八十六年

平成千八十七年

平成千八十八年

平成千八十九年

平成千九十年

平成千九十一年

平成千九十二年

平成千九十三年

平成千九十四年

平成千九十五年

平成千九十六年

平成千九十七年

平成千九十八年

平成千九十九年

平成千百年

平成千百一年

平成千百二年

平成千百三年

平成千百四年

平成千百五年

平成千百六年

平成千百七年

平成千百八年

平成千百九年

平成千百十年

平成千百十一年

平成千百十二年

平成千百十三年

平成千百十四年

平成千百十五年

平成千百十六年

平成千百十七年

平成千百十八年

平成千百十九年

平成千百二十年

平成千百二十一年

平成千百二十二年

平成千百二十三年

平成千百二十四年

平成千百二十五年

平成千百二十六年

平成千百二十七年

平成千百二十八年

平成千百二十九年

平成千百三十年

平成千百三十一年

平成千百三十二年

平成千百三十三年

平成千百三十四年

平成千百三十五年

平成千百三十六年

平成千百三十七年

平成千百三十八年

平成千百三十九年

平成千百四十年

平成千百四十一年

平成千百四十二年

平成千百四十三年

平成千百四十四年

平成千百四十五年

平成千百四十六年

平成千百四十七年

平成千百四十八年

平成千百四十九年

平成千百五十年

平成千百五十一年

平成千百五十二年

平成千百五十三年

平成千百五十四年

平成千百五十五年

平成千百五十六年

平成千百五十七年

平成千百五十八年

平成千百五十九年

平成千百六十年

平成千百六十一年

平成千百六十二年

平成千百六十三年

平成千百六十四年

平成千百六十五年

平成千百六十六年

平成千百六十七年

平成千百六十八年

平成千百六十九年

平成千百七十年

平成千百七十一年

平成千百七十二年

平成千百七十三年

平成千百七十四年

平成千百七十五年

平成千百七十六年

平成千百七十七年

平成千百七十八年

平成千百七十九年

平成千百八十年

平成千百八十一年

平成千百八十二年

平成千百八十三年

平成千百八十四年

平成千百八十五年

平成千百八十六年

平成千百八十七年

平成千百八十八年

平成千百八十九年

平成千百九十年

平成千百九十一年

平成千百九十二年

平成千百九十三年

平成千百九十四年

平成千百九十五年

平成千百九十六年

平成千百九十七年

平成千百九十八年

平成千百九十九年

平成千二百年

平成千二百一年

平成千二百二年

平成千二百三年

平成千二百四年

平成千二百五年

平成千二百六年

平成千二百七年

平成千二百八年

平成千二百九年

平成千二百十年

平成千二百十一年

平成千二百十二年

平成千二百十三年

平成千二百十四年

平成千二百十五年

平成千二百十六年

平成千二百十七年

平成千二百十八年

平成千二百十九年

平成千二百二十年

平成千二百二十一年

平成千二百二十二年

平成千二百二十三年

平成千二百二十四年

平成千二百二十五年

平成千二百二十六年

平成千二百二十七年

平成千二百二十八年

平成千二百二十九年

平成千二百三十年

平成千二百三十一年

平成千二百三十二年

平成千二百三十三年

平成千二百三十四年

平成千二百三十五年

平成千二百三十六年

平成千二百三十七年

平成千二百三十八年

平成千二百三十九年

平成千二百四十年

平成千二百四十一年

平成千二百四十二年

平成千二百四十三年

平成千二百四十四年

平成千二百四十五年

平成千二百四十六年

平成千二百四十七年

平成千二百四十八年

平成千二百四十九年

平成千二百五十年

平成千二百五十一年

平成千二百五十二年

平成千二百五十三年

平成千二百五十四年

平成千二百五十五年

平成千二百五十六年

平成千二百五十七年

平成千二百五十八年

平成千二百五十九年

平成千二百六十年

平成千二百六十一年

平成千二百六十二年

平成千二百六十三年

平成千二百六十四年

平成千二百六十五年

平成千二百六十六年

平成千二百六十七年

平成千二百六十八年

平成千二百六十九年

平成千二百七十年

平成千二百七十一年

平成千二百七十二年

平成千二百七十三年

平成千二百七十四年

平成千二百七十五年

平成千二百七十六年

平成千二百七十七年

平成千二百七十八年

平成千二百七十九年

平成千二百八十年

平成千二百八十一年

平成千二百八十二年

平成千二百八十三年

平成千二百八十四年

平成千二百八十五年

平成千二百八十六年

平成千二百八十七年

平成千二百八十八年

平成千二百八十九年

平成千二百九十年

平成千二百九十一年

平成千二百九十二年

平成千二百九十三年

平成千二百九十四年

平成千二百九十五年

平成千二百九十六年

平成千二百九十七年

平成千二百九十八年

平成千二百九十九年

平成千三百年

平成千三百一年

平成千三百二年

平成千三百三年

平成千三百四年

平成千三百五年

平成千三百六年

平成千三百七年

平成千三百八年

平成千三百九年

平成千三百十年

平成千三百十一年

平成千三百十二年

平成千三百十三年

平成千三百十四年

平成千三百十五年

平成千三百十六年

平成千三百十七年

平成千三百十八年

平成千三百十九年

平成千三百二十年

平成千三百二十一年

平成千三百二十二年

平成千三百二十三年

平成千三百二十四年

平成千三百二十五年

平成千三百二十六年

平成千三百二十七年

平成千三百二十八年

平成千三百二十九年

平成千三百三十年

平成千三百三十一年

平成千三百三十二年

平成千三百三十三年

平成千三百三十四年

平成千三百三十五年

平成千三百三十六年

平成千三百三十七年

平成千三百三十八年

平成千三百三十九年

平成千三百四十年

平成千三百四十一年

平成千三百四十二年

平成千三百四十三年

平成千三百四十四年

平成千三百四十五年

平成千三百四十六年

平成千三百四十七年

平成千三百四十八年

平成千三百四十九年

平成千三百五十年

平成千三百五十一年

平成千三百五十二年

平成千三百五十三年

平成千三百五十四年

平成千三百五十五年

平成千三百五十六年

平成千三百五十七年

平成千三百五十八年

平成千三百五十九年

平成千三百六十年

平成千三百六十一年

平成千三百六十二年

平成千三百六十三年

平成千三百六十四年

平成千三百六十五年

平成千三百六十六年

平成千三百六十七年

平成千三百六十八年

平成千三百六十九年

平成千三百七十年

平成千三百七十一年

平成千三百七十二年

平成千三百七十三年

平成千三百七十四年

平成千三百七十五年

平成千三百七十六年

平成千三百七十七年

平成千三百七十八年

平成千三百七十九年

平成千三百八十年

平成千三百八十一年

平成千三百八十二年

平成千三百八十三年

平成千三百八十四年

平成千三百八十五年

平成千三百八十六年

平成千三百八十七年

平成千三百八十八年

平成千三百八十九年

平成千三百九十年

平成千三百九十一年

平成千三百九十二年

平成千三百九十三年

平成千三百九十四年

平成千三百九十五年

平成千三百九十六年

平成千三百九十七年

平成千三百九十八年

平成千三百九十九年

平成千四百年

平成千四百一年

平成千四百二年

平成千四百三年

平成千四百四年

平成千四百五年

平成千四百六年

平成千四百七年

平成千四百八年

平成千四百九年

平成千四百十年

平成千四百十一年

平成千四百十二年

平成千四百十三年

平成千四百十四年

平成千四百十五年

平成千四百十六年

平成千四百十七年

平成千四百十八年

平成千四百十九年

平成千四百二十年

平成千四百二十一年

平成千四百二十二年

平成千四百二十三年

平成千四百二十四年

平成千四百二十五年

平成千四百二十六年

平成千四百二十七年

平成千四百二十八年

平成千四百二十九年

平成千四百三十年

平成千四百三十一年

平成千四百三十二年

平成千四百三十三年

平成千四百三十四年

平成千四百三十五年

平成千四百三十六年

平成千四百三十七年

平成千四百三十八年

平成千四百三十九年

平成千四百四十年

平成千四百四十一年

平成千四百四十二年

平成千四百四十三年

平成千四百四十四年

平成千四百四十五年

平成千四百四十六年

平成千四百四十七年

平成千四百四十八年

平成千四百四十九年

平成千四百五十年

平成千四百五十一年

平成千四百五十二年

平成千四百五十三年

平成千四百五十四年

平成千四百五十五年

平成千四百五十六年

平成千四百五十七年

平成千四百五十八年

平成千四百五十九年

平成千四百六十年

平成千四百六十一年

平成千四百六十二年

平成千四百六十三年

平成千四百六十四年

平成千四百六十五年

平成千四百六十六年

平成千四百六十七年

平成千四百六十八年

平成千四百六十九年

平成千四百七十年

平成千四百七十一年

平成千四百七十二年

平成千四百七十三年

平成千四百七十四年

平成千四百七十五年

平成千四百七十六年

平成千四百七十七年

平成千四百七十八年

平成千四百七十九年

平成千四百八十年

平成千四百八十一年

平成千四百八十二年

平成千四百八十三年

平成千四百八十四年

平成千四百八十五年

平成千四百八十六年

平成千四百八十七年

平成千四百八十八年

平成千四百八十九年

平成千四百九十年

平成千四百九十一年

平成千四百九十二年

平成千四百九十三年

平成千四百九十四年

平成千四百九十五年

平成千四百九十六年

平成千四百九十七年

平成千四百九十八年

平成千四百九十九年

平成千五百年

平成千五百一年

平成千五百二年

平成千五百三年

平成千五百四年

平成千五百五年

平成千五百六年

平成千五百七年

平成千五百八年

平成千五百九年

平成千五百十年

平成千五百十一年

平成千五百十二年

平成千五百十三年

平成千五百十四年

平成千五百十五年

平成千五百十六年

平成千五百十七年

平成千五百十八年

平成千五百十九年

平成千五百二十年

平成千五百二十一年

平成千五百二十二年

平成千五百二十三年

平成千五百二十四年

平成千五百二十五年

平成千五百二十六年

平成千五百二十七年

平成千五百二十八年

平成千五百二十九年

平成千五百三十年

平成千五百三十一年

平成千五百三十二年

平成千五百三十三年

平成千五百三十四年

平成千五百三十五年

平成千五百三十六年

平成千五百三十七年

平成千五百三十八年

平成千五百三十九年

平成千五百四十年

平成千五百四十一年

平成千五百四十二年

平成千五百四十三年

平成千五百四十四年

平成千五百四十五年

平成千五百四十六年

平成千五百四十七年

平成千五百四十八年

平成千五百四十九年

平成千五百五十年

平成千五百五十一年

平成千五百五十二年

平成千五百五十三年

平成千五百五十四年

平成千五百五十五年

平成千五百五十六年

平成千五百五十七年

平成千五百五十八年

平成千五百五十九年

平成千五百六十年

平成千五百六十一年

平成千五百六十二年

平成千五百六十三年

平成千五百六十四年

平成千五百六十五年

平成千五百六十六年

平成千五百六十七年

平成千五百六十八年

平成千五百六十九年

平成千五百七十年

平成千五百七十一年

平成千五百七十二年

平成千五百七十三年

平成千五百七十四年

平成千五百七十五年

平成千五百七十六年

平成千五百七十七年

平成千五百七十八年

平成千五百七十九年

平成千五百八十年

平成千五百八十一年

平成千五百八十二年

平成千五百八十三年

平成千五百八十四年

平成千五百八十五年

平成千五百八十六年

平成千五百八十七年

平成千五百八十八年

平成千五百八十九年

平成千五百九十年

平成千五百九十一年

平成千五百九十二年

平成千五百九十三年

平成千五百九十四年

平成千五百九十五年

平成千五百九十六年

平成千五百九十七年

平成千五百九十八年

平成千五百九十九年

平成千六百年

平成千六百一年

平成千六百二年

平成千六百三年

平成千六百四年

平成千六百五年

平成千六百六年

平成千六百七年

平成千六百八年

平成千六百九年

平成千六百十年

平成千六百十一年

平成千六百十二年

平成千六百十三年

平成千六百十四年

平成千六百十五年

平成千六百十六年

平成千六百十七年

平成千六百十八年

平成千六百十九年

平成千六百二十年

平成千六百二十一年

平成千六百二十二年

平成千六百二十三年

平成千六百二十四年

平成千六百二十五年

平成千六百二十六年

平成千六百二十七年

平成千六百二十八年

平成千六百二十九年

平成千六百三十年

平成千六百三十一年

平成千六百三十二年

平成千六百三十三年

平成千六百三十四年

平成千六百三十五年

平成千六百三十六年

平成千六百三十七年

平成千六百三十八年

平成千六百三十九年

平成千六百四十年

平成千六百四十一年

平成千六百四十二年

平成千六百四十三年

平成千六百四十四年

平成千六百四十五年

平成千六百四十六年

平成千六百四十七年

平成千六百四十八年

平成千六百四十九年

平成千六百五十年

平成千六百五十一年

平成千六百五十二年

平成千六百五十三年

平成千六百五十四年

平成千六百五十五年

平成千六百五十六年

平成千六百五十七年

平成千六百五十八年

平成千六百五十九年

平成千六百六十年

平成千六百六十一年

平成千六百六十二年

平成千六百六十三年

平成千六百六十四年

平成千六百六十五年

平成千六百六十六年

平成千六百六十七年

平成千六百六十八年

平成千六百六十九年

平成千六百七十年

平成千六百七十一年

平成千六百七十二年

平成千六百七十三年

平成千六百七十四年

平成千六百七十五年

平成千六百七十六年

平成千六百七十七年

平成千六百七十八年

平成千六百七十九年

平成千六百八十年

平成千六百八十一年

平成千六百八十二年

平成千六百八十三年

平成千六百八十四年

平成千六百八十五年

平成千六百八

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 第二十四號<br>二十錢 | 第二十五號<br>二十錢 | 第百十<br>八號圖 | 0.8吉 | 二瓦四三五 | 0.8 | |
| | | 一圓金貨<br>(量目八匁三分三厘) | | | | | |
| | | 一圓 | 千分ノ二 | 一圓 | 一圓 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | |

| 第十三號錢 | 第三十一號 十錢 | 第二十九號錢 | 第三十號 二十錢（現行） | 第二十八號 二十錢 | 第二十七號 二十錢 |
|---|---|---|---|---|---|
| 五號圓寸第百十 | 號第圓二 | 七號圓寸第百卑 | 二號圓寸第百五 | 十號圓寸第百四 | 二號圓寸第百卅 |
| 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.95 |
| 0.796 | 0.796 | 0.796 | 0.796 | 1.196 | 1.196 |
| 800 | 800 | 720 | 720 | 800 | 銀 800 |
| 200 | 200 | 260 | 260 | 200 | 銅 200 |
| | | | | | |
| 八六四 | 八六四 | 二三 | 二〇 | 二六 | 二七六 |
| 千分ノ二 | 千分ノ二 | 千分ノ三 | 千分ノ三 | 千分ノ二 | 千分ノ二 |
| 十四 | 十四 | 十四 | 十四 | 十四 | 十四 |
| 同同明治 計五四三年 | 同同明治 計五四三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 |
| 六、三四〇、〇〇〇 | 六、三四〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 |
| 四、四四五、〇〇〇 | 四、四四五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 |
| 一、〇一〇、六六六 | 一、〇一〇、六六六 | 五〇五、三三三 | 五〇五、三三三 | 五〇五、三三三 | 五〇五、三三三 |
| 明治四年第六百七十一號ヲ以テ改正ス | 全部改正ノ新貨條例制定、明治三年第四百四十一號ヲ以テ | 七號ヲ以テ改正ス | 二號ヲ以テ改正ス | 十號ヲ以テ改正ス | 二號ヲ以テ改正ス |
| 第十三號錢 | 第三十一號 十錢 | 第二十九號錢 | 第三十號 二十錢（現行） | 第二十八號 二十錢 | 第二十七號 二十錢 |
| 五號圓寸第百十 | 號第圓二 | 七號圓寸第百卑 | 二號圓寸第百五 | 十號圓寸第百四 | 二號圓寸第百卅 |
| 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.95 | 0.95 |
| 0.796 | 0.796 | 0.796 | 0.796 | 1.196 | 1.196 |
| 800 | 800 | 720 | 720 | 800 | 銀 800 |
| 200 | 200 | 260 | 260 | 200 | 銅 200 |
| | | | | | |
| 八六四 | 八六四 | 二三 | 二〇 | 二六 | 二七六 |
| 千分ノ二 | 千分ノ二 | 千分ノ三 | 千分ノ三 | 千分ノ二 | 千分ノ二 |
| 十四 | 十四 | 十四 | 十四 | 十四 | 十四 |
| 同同明治 計五四三年 | 同同明治 計五四三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 | 同同同同同同 計四四四四十十三年 |
| 六、三四〇、〇〇〇 | 六、三四〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 | 三、一七〇、〇〇〇 |
| 四、四四五、〇〇〇 | 四、四四五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 | 二、二二五、〇〇〇 |
| 一、〇一〇、六六六 | 一、〇一〇、六六六 | 五〇五、三三三 | 五〇五、三三三 | 五〇五、三三三 | 五〇五、三三三 |
| 明治四年第六百七十一號ヲ以テ改正ス | 全部改正ノ新貨條例制定、明治三年第四百四十一號ヲ以テ | 七號ヲ以テ改正ス | 二號ヲ以テ改正ス | 十號ヲ以テ改正ス | 二號ヲ以テ改正ス |





| 第十四號錢 | 第三十二號 十錢 | 第三十三號 十錢 |
|---|---|---|
| 三號圓寸第百卅 | 九號圓寸第百十 | 九號圓寸第百十 |
| 0.95 | 0.95 | 0.95 |
| 0.796 | 0.796 | 0.796 |
| 800 | 800 | 800 |
| 200 | 200 | 200 |
| | | |
| 八六四 | 八六四 | 八六四 |
| 千分ノ二 | 千分ノ二 | 千分ノ二 |
| 十四 | 十四 | 十四 |
| 同同同同同同